

平成 3 1 年  
第 1 回定例会  
会 議 録

平成 3 1 年 3 月 1 2 日

平成31年第1回 江 差 町 議 会 定 例 会  
( 第 1 号 )

◎ 期日及び場所

平成31年3月12日(火) 午前10時00分 江差町役場 議場

◎ 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会 期 の 決 定  
〔議 長 諸般の報告〕
- 日程第 3 平成30年第4回定例会  
陳情第1号 宿泊施設誘致に関する陳情
- 日程第 4 所管事務調査の報告について
- 日程第 5 閉会中の継続調査の申し出について  
〔町 長 行政報告〕
- 日程第 6 報告第 1号 和解及び損害賠償額の決定の専決処分について
- 日程第 7 報告第 2号 和解及び損害賠償額の決定の専決処分について
- 日程第 8 報告第 3号 放棄したその他の債権の報告について
- 日程第 9 報告第 4号 江差町教育委員会に関する事務の管理・執行状況の点検・  
評価報告について
- 日程第10 承認第 1号 平成30年度江差町一般会計補正予算(第8号)の専決処  
分の承認を求めることについて
- 日程第11 承認第 2号 北海道市町村総合事務組合規約の制定並びに廃止について  
の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第12 議案第16号 江差町土地開発基金条例を廃止する条例の制定について
- 日程第13 議案第17号 国営厚沢部川土地改良事業促進基金の設置、管理及び処分に  
関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第14 議案第 1号 平成30年度江差町一般会計補正予算(第9号)について
- 日程第15 議案第 2号 平成30年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算(第4  
号)について
- 日程第16 議案第 3号 平成30年度江差町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2  
号)について
- 日程第17 議案第 4号 平成30年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算(第  
4号)について

- 日程第18 議案第5号 平成30年度江差町水道事業会計補正予算(第1号)について  
〔町長～平成31年度町政執行方針表明〕  
〔教育長～平成31年度教育行政執行方針表明〕
- 日程第19 一般質問
- 日程第20 議案第6号 平成31年度江差町一般会計予算について
- 日程第21 議案第7号 平成31年度江差町国民健康保険費特別会計予算について
- 日程第22 議案第8号 平成31年度江差町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第23 議案第9号 平成31年度江差町介護保険特別会計予算について
- 日程第24 議案第10号 平成31年度江差町公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第25 議案第11号 平成31年度江差町公設地方卸売市場事業特別会計予算について
- 日程第26 議案第12号 平成31年度江差町港湾整備事業特別会計予算について
- 日程第27 議案第13号 平成31年度江差町奨学金特別会計予算について
- 日程第28 議案第14号 平成31年度江差町水道事業会計予算について
- 日程第29 議案第15号 江差町財政調整基金の処分について
- 日程第30 議案第18号 消費税改正に伴う関係条例の整理条例の制定について
- 日程第31 議案第19号 江差町職員の勤務時間及び休日休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第32 議案第20号 江差町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第33 議案第21号 江差町水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第34 議案第22号 江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第35 議案第23号 江差町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第36 議案第24号 指定管理者の指定について
- 日程第37 議案第25号 指定管理者の指定について
- 日程第38 議案第26号 指定管理者の指定について
- 日程第39 議案第27号 指定管理者の指定について
- 日程第40 議案第28号 指定管理者の指定について
- 日程第41 議案第29号 指定管理者の指定について
- 日程第42 議案第6号～議案第29号、  
平成31年度江差町各会計予算並びに関連議案中

- 
- 議会事務局・総務課・選挙管理委員会事務局・監査委員事務局 所管分
- 議案第18号 消費税改正に伴う関係条例の整理条例の制定について
  - 議案第19号 江差町職員の勤務時間及び休日休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
  - 議案第20号 江差町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例について
- 

- まちづくり推進課 所管分
- 

◎ 出席議員（12名）

議	長	打越東	夫
副	長	小笠原	淳夫
議	員	薄木晴	午一
	〃	飯田隆	一行
	〃	室井正	徹子
	〃	萩原洋	眞望
	〃	塚本	廣真
	〃	西海谷	真子
	〃	若山明	廣真
	〃	小野寺	真子
	〃	小林	くにこ

◎ 出席説明者

町	長	照井	誉之介
副	長	田畑	明誠
教	長	太田	晃
総	長	木村	雄司
まちづくり推進課	長	出崎	敏己
財	長	斉藤	克臣
税	長	安田	礼治
町民福祉課	長	岸田	智子
健康推進課	長	白鳥	

産業振興課長	大杉則明
追分観光課長	尾山徹
建設水道課長	岸田雄治
高齢あんしん課長	梅川年代
出納室長	岸田真由美
学校教育課長	中川智
社会教育課長	大坂敏文
総務課主幹	竹内強
まちづくり推進課主幹	畑竜哉

(議会事務局)

局	長	清水直樹
書	記	森直彦

※ベルが鳴る。

(議長)

おはようございます。

(「おはようございます」の声)

(議長)

ただいまの出席議員は、12名です。定足数に達しておりますので、会議は成立致しました。

ただいまから、平成31年第1回江差町議会定例会を開会致します。

(議長)

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

(議長)

日程第1、会議録署名議員を指名致します。

会議録署名議員は、会議規則第129条の規定により、小林議員、室井議員を指名致します。

(議長)

日程第2、会期の決定について、を議題と致します。

今定例会の会期及び議会運営委員については、所管の議会運営委員会に付託されておりますので委員長の報告を求めます。

(議長)

「小野寺委員長」。

「小野寺委員長」(報告)

おはようございます。

(「おはようございます」の声)

「小野寺委員長」(報告)

議会運営委員会から報告を致します。

第31回、第、平成31年度第1回江差町議会定例会における議会運営について、以下のとおり報告致します。議会運営委員会は、今年2月20日、そして3月1日、2回の会議を開催致しました。出席者は全員と議長、そして町理事者の説明も求めました。協議の結果は以下であります。

まず、本定例会に出されました審議議案等についてであります。委員会の報告6件、報告4件、承認2件、補正予算5件、そして予算条例制定改正等について、24件、併せて一般質問の通告は8名の議員からありました。併せて、一般質問のやり方、方法論について討議致しました。従来通りであります。一問一答方式で行いまして、質問回数、一問につき再質問迄、答弁を含めて60分の時間制と致します。議員の質問は全て演壇で行い、理事者答弁は、1回目はこの演壇で、2回目以降は自席で行う事と致します。理事者においては、議員からの質疑、質疑に対し議長の許可を得て反問する事が出来る事と致します。その場合、議員の答弁も含めまして、時間、あ、制限時間外と致します。一般質問、議案等の質疑で感想や要望、お礼等、一般質問や質疑から外れる発言は、限に慎む事をお願いしたいと思います。

以上の議案と、さらに一般質問の通告を含めまして、更には、予算質疑の日程もあります。会期はそれを含めまして、今日、3月12日から14日迄の3日間とすることを委員会として議決しました。

以上、議会運営委員会からの報告と致します。宜しくお願い致します。

(議長)

以上で、報告が終わりました。

お諮りします。

今定例会の会期及び議会運営については、委員長の報告のとおりとしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。

よって、会期を本日1日から、本日から14日までの3日間とし、一般質問については、一問一答方式で行い、1回目の質疑答弁については、演壇により行い、再質問以降は、議員は同じく演壇で、理事者は自席で行うこととし、質問の回数は再再質問まで、答弁を含め60分の、時間制を採用して行うこと。また理事者においては、委員長から質問に対し、議長の許可を得て反問出来ることとし、それに要する時間は、60分時間外とすることに決定致しました。

(議長)

次に、議長からの諸般の報告を致します。

報告内容は、お手元に配付のとおりでありますので、了承をお願い致します。

(議長)

日程第3、陳情第1号、宿泊施設誘致に関する陳情を議題と致します。

本件は、平成30年第4回定例会において、総務産業常任委員会に付託しておりましたが、その審査結果の報告が提出しておりますので、委員長の報告を求めます。

(議長)

「室井委員長」。

「室井委員長」(報告)

おはようございます。

(「おはようございます」の声)

「室井委員長」(報告)

委員会報告を致します。本委員会に審査負託された、陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条及び第97条の規定により、下記のとおり報告致します。

#### 1. 調査事件

平成30年、第4回定例会、陳情第1号、宿泊施設誘致に関する陳情でございます。

2. 調査期間は、今年1月24日から2月22日の3回に行いました。

3. 審査と経緯、審査の経緯と結果について報告致します。

平成30年9月28日に、江差町議会議長宛てに提出された陳情書の主旨は、町外からの宿泊事業者を誘致する事は、現在、経営されている地元の宿泊事業者の破綻を招く恐れもあるため、宿泊施設の誘致、及び宿泊、誘致宿泊事業者に対する、江差町まちづくり推進交付金、上限1億円の停止を求めるものであります。これまでの、江差町及び議会の動きとすれば、概ね次のとおりでございます。江差町では、江差町総合計画や江差町まち・ひと・しごと創生総合戦略、江差町観光戦略書において、新たな宿泊施設の必要性について記されております。また、これまでの通過型の観光形態から、滞在型の観光形態へのシフトを図るべく、一般社団法人江差観光みらい機構を設立し、外貨を稼ぐための仕組みを構築するために、新たな観光施設を創設する事としており、宿泊施設の整備が大きな役割を果たすものと述べられております。

議会では、総務産業常任委員会から、平成23年第3回定例会、発議第10号、観光振



興に関する事務調査において、宿泊施設はこの町の観光振興において、大きなウイークポイントである。町外資本に対するホテル誘致の強化が必要と考えられるとし、併せて既存の旅館が再生出来るような行政の支援を検討すべきと報告されております。

また、平成27年第3回定例会、発議第9号、新幹線を活用とした産業振興に関する事務調査では、宿泊滞在型観光の受入増強に向け、観光客の多様なニーズに対応した、良質な宿泊施設の整備が必要である。

また、既存宿泊施設の充実のため、宿泊施設誘致促進対策事業は旅館組合、商工会などの意見を踏まえ、制度の見直しや、情報発信等に対する助成制度の検討も必要であると意見報告がなされ、宿泊施設の必要性については、新たに誘致すべきものの他、既存の宿泊施設整備に向けても、前向きな意見や報告をしている所であります。江差町においては、長年の懸案である宿泊施設の整備や、新たな人を呼び込むと地域の活性化は基より、地域経済に少なからず、高環境をもたらすものと考えられる。当該交付金事業は、要綱により策定されてものであり、宿泊施設誘致に対する町の姿勢を示したものであり、今後、宿泊事業者からの申請がなされた場合、1つ、役場内部での審査、1つ、町内宿泊事業者への説明、1つ、議会の議決、という必要なプロセスがあり、事業計画書の受理が即、交付金、1億円上限の事業実施とは、なっておりません。

以上の事から、下記のとおり意見を付した上、本陳情を不採択とするべきものと決定したことを報告致します。

(意見)

江差町まちづくり交付金は、町外からの宿泊事業者のみならず、町内の既存宿泊施設も活用できる内容などとなっているが、今回の陳情書が提出された背景には、行政側が陳謝しているとおりに、町内の既存旅館組合への丁寧な説明の欠如と懇談の場の設定、理解を求める環境整備などの努力不足と認めます。今後も引き続き、既存宿泊業者との話し合いを早期に行い、旅館組合が役場庁舎前に設置されている、看板の撤去を伴い合意の上、速やかに撤去される最大の努力を、強く求めるものであります。江差町継承のために、今、何が求められているか、町民創意の事業となるように、努力する事を強く望み、意見と致します。

以上です。

(議長)

以上で、報告が終わりましたので、質疑を許します。

質疑、希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本件については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。陳情第1号、宿泊施設誘致に関する陳情について、委員長の報告は不採択です。委員長報告のとおり、決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、陳情第1号については、委員長報告のとおり決定致しました。

(議長)

日程第4、所管事務局調査の報告について、平成30年第2回定例会発議第15号、拠点地域整備と都市計画マスタープランに関する事務調査を議題と致します。

本案については、所管の総務産業常任委員会に付託されておりますので、委員長の報告を求めます。

(議長)

「室井委員長」。

「室井委員長」(報告)

総務産業常任委員会から調査報告を行いたいと思います。

本委員会に付託調査事件について、会議規則第78条の規定により下記のとおり報告致します。

1. 調査事件

平成30年第2回定例会発議第15号、拠点地区整備と都市計画マスタープランに関する事務調査でございます。

2. 調査期間は、平成30年8月28日から本年2月22日迄、先進地行政視察を含めて、12日間ございました。

3. 調査の目的と結果、報告致します。

都市計画法第18条2項の第1項に規定する、市町村の都市計画に関する基本の方針、都市計画マスタープラン、及び都市再生法特別措置法、第81条第1項に規定する、立地適正化計画の策定作業を、江差町は、第5次総合計画、第2次総合戦略を1年前倒し、平

成31年度末を目途に、現在、取り組みなされております。江差町のみならず、全国の地方都市、市町村共有の諸課題が、山積する中、如何に創意と工夫を練り、江差町固有の緒資源を活かし、他町に例のない、ユニークなまちづくりの基本指針を立案しながら、実行に移さなければなりません。

法定制度による、まちづくりは事業メニューの選択範囲の拡大、有利制度の活用など、多くの利点もありますが、絵に書いた餅にせず、将来を見据えた、実行できる具体的な事業計画の立案に結び付く計画でなければなりません。総務産業常任委員会は、平成29年第2回定例会において、発議第13号として、かもめ島周辺の利用計画に関する、事務調査を立ち上げ、具体的課題と計画指針を提案しております。今回の調査事件と連動するものであり、中心市街地の諸課題に対し、役割のある委員会活動を目指したものであります。町議会は、町民の税金を利用し、先進地行政視察を行っております。この事を、十分認識し、委員会として、あえて難関に取り組み、美しい村連合に加盟している町として、また、日本遺産の認定を受けている町として、現状の市街地をしっかりと見据え、懸念すべき課題と、今、頑張っている商店や町民に、更には、将来に夢のある、夢と希望のある子供達のために、目に見える形で提案し、事業計画立案に当たり、少しでも、活路を見出す、導火線となるべきとの強い願いを込め、調査自件を発議致しました。これら調査結果について、次のとおり意見を付して、報告致します。

<意見>

第一点目。

各拠点地区の課題と整備でございます。

中央商店街には、比較的規模の大きい使用されていない老朽施設と、空き地が点在しております。

中央商店街の景観と立地条件の優位性を阻害していることから、その解決策と早期対応が求められております。民間所有の施設と空き家ではありますが、地権者、所有者との意向協議の場を早期に着手し、課題点の解決に向けた取り組をするべきと、強く認識し、意見と致します。併せて、町内全体の空き家、空き店舗などの状況を把握され、戦略的な計画、立案が必要と認識致します。先の全員協議会で説明のあった、特定空き家と認定された29件が権利者との合意形成が成されたものなのか、周辺環境や避難通路の確保上、最優先すべき物件なのか、その選定過程が不明路であると指摘致します。

また、道々江差停車場線、停車場線交差点改良の事業実施に当たっては、北海道に対し、要請する事を強く求めるものであります。

更には、町有地、旧江光デパートの跡地でございますが、在り方に対し、各団体から様々な意見や提案もありますが、単体での跡地利用計画ではなく、周辺地区との協調、連動制を高める計画を立案すべきと考えます。単体の大きい施設計画は、建設ランニングコストの上昇を招き、財政課題が浮上致します。小さくても賑わいある演出を周辺地区と連携し、子供から大人まで集える拠点としての計画が必要と考えます。例えば、祭り好きの江差つ

子が1年中、姥神祭りの笛や太鼓の練習が出来る場などに、一部活用する事も賑い創出する上では、極めて、有効と考えます。

次に、法華寺通り商店街でございます。法華寺商店街は、過去に土地区画整理法、第3条5の規定により、規定に基づいた事業展開を試みましたが、途中で頓挫しております。そもそも法華寺通り商店街に土地区画整理事業を導入し、街区の整備事業を行うとして、計画した所に問題点があったと認めざるを得ません。これは、更地に土地区画整理事業を行う場合、比較的容易であります。古くからの建築物がある場合、所有地の確定測量を実施する事により、隣地境界線が大幅に変更される例や関知段階で、自己所有権が認められない例などもあるからであります。土地区画整理事業が頓挫し、数年、しかし、街区の方々には頑張って商店経営をされてあり、由緒ある法華寺通り商店街を存続して行くためにも、多様性を持った支援策が必要であります。例えば、街区に所有権を有する、建物所有者同士の建築協定の締結指導などが考えられます。その中で、サイン看板の統一性、照明ファサードの色彩や、材質統一など、自主的協定が締結された場合、行政も、積極的に商店振興策を図る必要があると強く認識するものであります。

また、街区の中には、歴史的建造物と評価されるべき、ささなみ精肉店や旧熊本書店が存在しております。歴史、文化を論ずるならば、街区の活性化、伝承面などから財政支援を含め、新たな町並み、家屋保存条例の設定などの、政策を強く求めると同時に、歴史的建造物の修復、保存に寄与する、技能士の育成が江差町の景観的付加価値を高める、施策の1つと認識するものであります。調査、保存方策について深く思慮するところでございます。

更には、江差保健所のブロック塀が解体され、現在、単管仮防護柵が設置されております。隣接する法華寺正面には、自主的に木柵を設置し、景観に配慮した演出を行っております。町道、本町中央線、法華通り商店街から馬坂線、法華寺正面から眺める景観は、江差町の中でも絶景ポイントであり、江差保健所の防護柵を木質系で設置するよう、北海道に対し強く要請すべきと考えます。

次に、町道姥神中歌線、通称いにしえ街道でございます。平成16年11月にいにしえ街道が完成し、開通され、以後、14年が経過し、諸課題も見え初めております。その半面、街区の中で新たな活動をしている団体も存在し、街区のみならず、江差町の活性化に尽力されている姿が見受けられます。この街区は、総延長1,056.3m以内に北海道一の宮と称される姥神大神宮と横山家、旧中村家住宅の北海道並びに国の重要有形民俗文化遺産が存在しております。更には、街区周辺には、檜山爾志郡役所や法華寺の中核施設と町会所会館、九艘川公園、対鷗館、などのポケットパーク的な施設が点在しております。しかし、近年、空き家、空き地も見られ、街区の再活性化対策を望む声も出ております。また、夏場に江差町に観光で訪れてる姿を拝見する機会も多くありますが、観光客が腰を休め、休憩出来る場所の提供が十分なのか。多少疑念を抱いている所であります。例えば民間所有の空き地の一部を借上げ、景観に配慮した、一時休憩施設などの設置等、検討す

べきと考えます。

更には、横山家、第8代当主が昨年、急逝され横山家が休館状態に至っております。議会での議論も多くありますが、横山家施設群は海水の浸入により、老朽化が著しく、早期対応が必要とされます。観光立町を目指す江差町として、重い意志と保存、継承に向けた具体的な行動を強く求めると同時に、解決策、対応策が確定する迄の間、横山家と協議され、観光シーズン期間、臨時営業される事など、強く望み意見と致します。

加えて、旧中村家住宅と道路を挟んで、隣接する国道側民有地に単管柵が設置されております。旧中村家住宅跳ね出し、石詰基礎家屋を撮影する観光客の絶景ポイントであり、地権者と相談の上、町が費用を負担し、美しい景観保存に努めるべきだと考えます。

次に、鷗島周辺地域でございます。国道228号線から、鷗島に至る街区整備に関する調査事件は、3. 調査の目的と結果で述べているので省略致します。ここでは、国道に至る区間の中で、現在の姥神大神宮に移築されるまで、現存していた旧折居社とアネロイド気圧計周辺について、意見を述べます。この周辺は、いにしえ街道の起終点に位置し、北の江の島構想の入り口に位置し、極めて重要な拠点と認識致します。国道228号線の急カーブ、交差点改良に留める事なく、この位置から入る鷗島周辺の整備計画には、決して避けて通れない地点であります。ただ単に、目立つ事を優先した、鷗島の賑わいを論ずる事なく、鷗島は聖なる地としての、重い深い認識と併せ、整理し北の江の島構想を練り上げなければなりません。改めて江差町の礎は何であったのか。基本、基本的知識を共有し、鷗島整備構想と、北の江の島構想を連動する計画立案する事を強く意見と致します。

最後に、総括致します。

1つ、先進地行政視察から学んだものを皆さんに、報告させてもらいたいと思います。最初に、埼玉県越生まちづくり整備課長さんとの、話の中から、まず、申し上げたいと思います。総務産業常任委員会は、太田道灌生誕の地で、NHK大河ドラマ誘致の署名活動を行っている埼玉県越生町と同じく、武者小路実篤の理想郷、新しき村、また、病床970床を有する個人病院、埼玉医科大学病院のある毛呂山町の行政視察を行いました。首都圏から約50~60km。県内に有する両町で、都市計画マスタープラン、立地適性化策定作業の技術的なヒアリングの他に、特に印象の残った聞き取りについて、報告させて頂きます。

1つ、越生町まちづくり整備課長とのヒアリングの中から申し上げます。越生町、荒井町長さんの目の前で、町長から、まず知恵を出しなさい。知恵をなければ、汗を出しなさい。汗が出なければ、辞表を出しなさい。といると、話され、説明のスタートを切りました。首長と管理職職員の信頼感の厚さと、町民に対する、まちづくりの責任感を共有している事が、強く心に残ったものであります。今回の、行政視察の対象外でありましたが、隣接する、鳩山町と視察した毛呂山町の3町で1つの都市計画を形成し、医療機能、毛呂山町にある埼玉医科大学病院に集中し、越生町を診療化と致しました。人口減少が続くと、予想される中、広域連携事業のあり方、の1つの方策と認識致しました。

次に毛呂山町を訪問した時の、ヒアリングの中から、報告させていただきます。整備課主任の方の、は、民間事業所からの途中採用された方であり、埼玉県や国交省、国土交通省と張り合う、スーパー、猛烈、まちづくり担当者との思いが、深く脳裏に刻まれた所であります。主な発言、説明発言には、1つ、自分達の町の将来は、自分達で開くべきです。1つ、国土交通省は大きな町しか見ておらず、これでは我が町が潰される。1つ、国土交通省には、やる気のある自治体だなどと思ってもらう事が大事。1つ、立地適性化計画は、経済政策であります。1つ、民間企業にここで商売しませんかという、営業活動をしている。1つ、100年先を見据えて、毛呂山町がどうやったら残せるかという心差しでやってる。1つ、民間は稼ぐために頑張る。行政はそれを陰ながら支えるもの。1つ、交付金や補助金は取りに行ってもいけない。向こうから来るのを待つ。その待つ事が一番苦しく、一番苦勞するのが事務方であります。この事務方を支えるのが、町民を代表する議員。1つ、今までとおりの役所やり方では町を維持出来ない、などなどでありました。そして、最後に文化交流もさせていただきました。越生町の研修視察後、小梅委員から江差追分を即興で披露致しました。そのお礼の余興で、荒井町長さんから詩吟を披露され、町長室において、全員で記念撮影を致しました。

最後に、議会と行政は、自転車では例えると、前後の車輪と認識致します。活発な議論なくしては、停止するか共に転倒するか、深く肝に命ずべきと認識致します。そして、意見書の最後でございますが、愛宕町商店街と北部地区柳崎、伏木戸地区について報告させていただきます。今回の事務調査の現地視察対象地区外でありましたが、愛宕町商店街については、元気で頑張っている商店街との認識は、共有するもので、と、あると考えます。過去において、補助事業を導入し、街区整備を行った事例がなく、また、背後地に居住する高齢者の買い物適正地として、優位すべき課題と考えます。また、町内会の方々が集う、自立で、自分達で、建設された町内会会館は、相当老朽化しており、町内会と協議し、早期建設計画の立案を図るべきと考えます。無理、難題と思える要求としないが懸命に頑張っている街区には、行政もしっかり、応援するという、強い認識を改めて再認識して頂きたいと思えます。

更には、高規格幹線道路建設の計画に当たり、北部地区を起終点としての位置付けを望む声もあり、都市計画マスタープラン、立地適正化計画策定上、出来る限り、多くの方々の意見を聞き、市街地全体の中で、北部地区をどのような位置付けをし、何を誘導するべきなど、問題点は多岐にわたる事を強く認識して頂き、意見とさせていただきます。

以上です。

(議長)

以上で、委員長報告が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望、ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

拠点地域整備と都市計画マスタープランに関する事務調査について委員長の報告のとおり、了承する事にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、よって本案については、委員長報告のとおり、了承する事に決定致しました。

(議長)

次に、日程第5、閉会中の継続調査の申し出についてを、議題と致します。

(議長)

議会運営委員会、総務産業常任委員会、社会文教常任委員会及び議会広報特別委員会から調査中の事件につき、会議規則第76条の規定に基づき、お手元に配付のとおり、継続調査の申し出がありました。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。よって、委員長からの報告のとおり閉会中の継続調査と致します。決定致しました。

(議長)

次に、町長からの行政報告の申し出がありますので、これを許可致します。

「町 長」

議長。

(議長)

「町 長」。

「町 長」 (行政報告)

はじめに、町営住宅家賃の算定誤りについて、ご報告申し上げます。

1月24日の議会全員協議会におきまして、ご報告をさせて頂きましたが、改めてご報告をさせて頂きます。

町営住宅の家賃算定につきましては、入居者全員の所得金額の合計から、同居者及び一定の要件を満たしている扶養親族などのニーズに応じ、定められた控除額を差し引くなどして、入居世帯ごとに家賃を算定していきます。控除するものの1つに特定扶養親族控除があり、16歳以上23歳未満で、かつ所得が38万円以下の扶養親族についての控除額が、政令の改正により、平成23年度分から5万円引き上げられ、25万円となっているものですが、改正前の20万円のままで控除していた世帯が一部あったものでございます。

また、それ以外に所得が38万円を超えているため、本来、適用されない特定扶養親族と老人扶養親族にかかる控除をしていた世帯も一部判明したものでございますが、継続しての調査を行う事も含め、先の議会全員協議会において、ご報告をさせて頂いた所でございます。最終的に判明した影響額でございますが、特定扶養親族控除額を改正前の20万円で算定していた世帯では、別紙(1)のとおり、延べ6世帯で110,200円の過大算定であったことは、すでに報告済みの内容に変わりはありません。一方で、本来、適用されない控除をしていた世帯では、継続調査を行った結果としての別紙(2)のとおり、既にご報告済みの影響額も精査し、延べ4世帯で家賃が11万1,600円過少であった事に加え、寡婦控除などにより、新たに、延べ7世帯で、家賃が23万9,100円、過大であった事が判明したところでございます。

ご迷惑をおかけしました、入居者の皆様に対しましては、個別にお会いし、説明と謝罪をさせて頂いた上で、過大算定していた世帯につきましては、還付等をし、過少算定していた世帯は、分割納付を前提に納付をお願いして参ります。入居者の皆様を始め、議員の皆様及び、町民の皆様にご迷惑をする事態となりました事、並びに町政の信頼を損なう事となりました事について、心からお詫びを申し上げ得る次第でございます。大変、申し訳ございませんでした。

町と致しましては、これまでも不適正事務処理の再防止と、事あるごとに具体化した抑止力のある、取り組みを行って参りましたが、この様な事案を発生させ、弁解の余地はご



ございませんが、2月14日に再発防止委員会を開催し、全職員が一丸となって再発防止に取り組み、職員一人一人が公務員としての原点に立ち返り、強い意志を持って再発防止への行動をとり示すよう、更には本事案における過大整理を具体化したと取り組みを含め、課長会議を通じ、全職員に対し周知徹底を図ったところでございます。

最後に職員の処分についてであります。政令の改正があった事を認識していない事が、本事案が発生した大きな要因の1つであることから、平成23年1月に政令試行された以降の在職する上司、及び担当者に対し、3月8日に嚴重注意処分を言い渡した事を報告させていただきます。

次に、江差ウィンドパワー株式会社への出資取り止めと株式の譲渡について、ご報告申し上げます。

町の第3セクターで町が株式の51%を保有する風力発電、江差ウィンドパワー株式会社について、この間、議会全員協議会などの場を通じて、出資の取り止め等についてご報告を行って参りましたが、運転当初の設備に、整備に活用した国の補助金の返還義務を、義務が失効した平成31年2月末日を持って、江差ウィンドパワー株式会社の経営から完全に撤退する事と致しました。また併せて、田畑明、副町長についても2月末日付けにて、同社の取締役を辞任しております。

今後は、平成29年9月に株式譲渡の相手先である、株式会社斐太工務店との間で結んだ株主間協定書に基づき、株式譲渡に関する契約事務等を取り進め、平成31年3月中にすべての手続きを終える事としております。江差ウィンドパワー株式会社につきましては、平成14年4月の稼働以来、幾多の困難や課題等がございましたが、国の再生可能エネルギー政策の転換もあり、現在は、堅調な経営を行っております。

風力発電事業については、引き続き斐太工務店が主体となり、現在位置に新たな風力発電事業を計画しており、早ければ来年の秋ごろを目途に稼働したい意向を持っております。町と致しましても、経営の直接的な関与はありませんが、新たな風力発電事業計画の具体的なスケジュール等については、適宜議会へも情報提供させて頂きたいと考えておりますので、ご理解の程、宜しくお願い致します。

次に、奥尻航路運行ダイヤ等の見直しについて、ご報告申し上げます。既に、新聞報道等でご承知のとおり、ハートランドフェリー株式会社が運行する離島生活航路である奥尻航路について、近年の利用者や取扱い貨物の減少、更には、奥尻町の大型宿泊施設みどり館の閉館等、取り巻く環境が非常に厳しい状況にある事を背景に、せたな航路を休止した上で、江差奥尻間を江差側からの始発とし、1日2往復運航するといったダイヤ改正の提案を受けた所でございます。これを受け、この間、奥尻町、せたな町と連携を図り、更には檜山振興局のご協力を頂きながら、ハートランドフェリー株式会社へ要請書の提出や、直接3度に渡って交渉を続けて参りましたが、結果として、せたな航路の休止は避けられませんでした。一方、江差奥尻間のダイヤにつきましては、影響の一番大きい最大限配慮した形で、奥尻を始発としたダイヤ改正について、了承したところでございます。今後は、

檜山振興局を中心に離島振興緊急対策検討会議を設置し、航路の生産性の向上は基より、地域の活性化に向け関係3町と連携し、種々取り組んで参りますのでご理解の程宜しくお願い致します。

最後に、寄付採納についてご報告申し上げます。

始めに、平成30年12月14日、函館市に事務所を置く、第一生命労働組合函館営業職支部、執行委員長、内藤 要一様より、町立日明保育園及び町立学童保育所つばさ児童会に対し、児童福祉推進のために全10冊の絵本のご寄附がありました。当組合の地域貢献活動は、平成22年度から継続されており、この間、町内保育所や保育園や幼稚園、学童保育所にご寄付を頂いております。

次に、平成30年12月25日、江差町字本町38番地、株式会社五勝手屋本舗、代表取締役、小笠原隆様より、図書、図書、図書館の充実のためにと現金10万円のご寄付がありました。昭和62年に小笠原文庫を創設以来、毎年、ご寄付を頂き、これで寄付総額660万円となり、購入させて頂いた図書数も平成29年度迄で、1,929冊を数え、北海道関係資料を中心とした貴重な蔵書構成となっており、町民の利用に広く供し、地域全体に重要な存在となっているところでございます。

また、江差町字茂尻町345番地、ASA朝日、失礼しました。ASA江差朝日、朝日新聞専売所所長、松崎浩様より、図書館の図書充実のためにと、平成2年から継続して図書のご寄贈を頂いており、今年度においても2回に渡り、図書34冊のご寄贈がありました。これまで、ご寄贈頂いた図書は1,635冊となり、町民の教養と文化の向上に寄与しているところでございます。

次に、平成31年1月22日、函館市に住所を置く朝日生命保険相互会社、道南支社長、小林隆様より、ブランケット付き車いす1台のご寄贈がありました。当社は、昨年3月に創業130周年を迎えた事から、介護施設や公共施設に車いすなど介護関連グッズを、寄贈する取り組みを全国で展開しており、その一貫として、この度のご寄贈となったものです。ご寄贈頂きました、車いすは在宅型総合福祉施設まるやまに配置して、活用させて頂いております。

次に、平成31年2月22日、札幌市に事務所を置く、生活協同組合コープ札幌理事長、大見英明様より、新入学児童の交通安全への願いを込めて、交通安全ランドセルカバー70枚のご寄贈がありました。当組合の地域後見活動は、平成24年度から継続しており、交通安全の推進に一翼を担っているところでありまして、ご寄贈頂いたランドセルカバーは、入学式当日に配付を予定しております。

次に、平成31年3月4日、愛知県名古屋市東区撞木町1丁目19番地斐太ホールディングス株式会社 代表取締役 小池一三様より、現金1,000万円のご寄付がございました。同社は、江差ウィンドパワー株式会社に出資している株式会社斐太工務店のグループ会社で、地域貢献のためにとご寄付されたものです。ご寄付頂きました現金につきましては、翌年度に繰越金として繰り越し、ご厚志に沿うよう有効に活用させて頂きたいと考

えております。

最後に、平成31年3月10日、函館市に住所を置く、北海道新聞函館支社 函館地方道新会会長、谷川栄樹様より、町内学校設備の充実のためにとプロジェクター、30万円相当のご寄贈がありました。ご寄贈されたプロジェクターにつきましては、町内小中学校において、ICT教育に活用させていただきます。

以上のご寄付がありましたことをご報告申し上げますとともに、改めてご厚志に厚くお礼申し上げます、行政報告を終わらせて頂きます。

(議長)

以上で、行政報告を終わります。

(議長)

日程第6、報告第1号、和解及び損害賠償額の決定に専決処分について議題と致します。

(議長)

提案理由の説明を求めます。

「町 長」

議長。

(議長)

「町 長」。

「町 長」(提案説明)

報告第1号、和解及び損害賠償額の決定の専決処分についてでございます。  
地方自治法第180条第1項に規定する、議会の委任による、議会、議決事件について平成30年12月14日を以って、専決処分致しましたので、同条第2項の規定により、報告するものでございます。

具体的内容については、担当課長より説明させますので宜しくお願い申し上げます。

(議長)

はい。「産業振興課課長」。

「産業振興課長」(補足説明)

はい。それでは私の方から説明を申し上げます。議案書の2頁をお開き下さい。当事者の方は江差町長、乙につきましては匿名とさせていただきます。事故の概要ですが、平成30

年9月30日、江差町産業まつり開催中の正午頃、甲が管理する江差町姥神町1番地10地先の江差港の南埠頭港湾道路の歩道を甲が歩行中、歩道の破損部に足を採られて転倒し、負傷したものであります。和解及び損害賠償額の概要ですが、本事故は江差港、港湾管理者が管理する港湾道路の破損が原因である事を認め、甲が乙に対し、怪我の治療費として、金2,450円を損害賠償として支払う事とし、今後、相互に一切の債権、債務関係がない事を確認し、和解したものでございます。損害賠償金は、町が加入している損害賠償保険の適用となっております。今後、港湾施設の維持管理につきましては、より一層の注意を払い、点検補修に努めて参りたいと考えております事を申し添え、専決処分の報告とさせていただきます。

以上で、ございます。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。  
質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、報告第1号については以上で終わります。

(議長)

日程第7、報告第2号、和解及び損害賠償額の決定の専決処分についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

報告第2号、和解及び損害賠償額の決定の専決処分についてでございます。  
地方自治法第180条第1項に規定する、議会の委任による議決事件について、平成31年2月4日を以って、専決処分致しましたので、同条第2項の規定により、報告するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

はい。「財政課長」。

「財政課長」(補足説明)

それでは、議案書4頁をお開き願いたいと思います。

本事案の当事者でございますが、江差町と町内に在住の個人でございます。事件の概要でございますが、昨年、11月22日、姥神町の町有地で江差郵便局に駐車場として貸し付けております敷地におきまして、飛散しておりました、接合金物、錠(かすがい)と呼ばれるものでございますが、それによって、相手方の自動車のタイヤをパンクさしてしまったものでございます。当該町有地には、駐車場として貸し付けていた部分の奥の方、海側の方と言いますか、そちらの方に町の倉庫兼作業場がございますが、その作業場の前で軽トラックに資材の積み下ろしをしておいた際に、その金物が飛散したものと思われ、町と自動車所有者と、で交渉した結果、和解に至る事となりましたので、2月4日付けで専決処分したものでございます。和解及び損害賠償額の概要でございますが、修理に掛かる費用を13,500円と確認し、町の損害賠償保険にて補修する事、今後、両者はいかなる名目を問わず、相手方に何らの請求をしない事としてございます。

最後に事故防止の対策でございますが、積み下ろしを行った際には、その都度、飛散物がないかどうか等、確認するよう徹底するよう指示してございますので、ご理解の程、宜しくお願いしたいと思います。

説明は以上となります。宜しくお願いします。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、報告第2号については、以上で終わります。

(議長)

日程第8、報告第3号、放棄したその他、債権の報告についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。

「町 長」

議長。

(議長)

「町 長」。

「町 長」(提案説明)

報告第3号、放棄したその他の債権の報告についてでございます。

江差町債権管理条例第12条第1項の規定により、別紙調書のとおり、債権放棄したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、宜しくお願いします。

(議長)

はい。「財政課長」。

「財政課長」(補足説明)

それでは、議案書6頁を開き願いたいと思います。

放棄した債権の内容でございます。ただいま、ご説明がありましたが、江差町債権管理条例第12条第1項の規定に基づき、債権の放棄を致しましたので、同条第2項の規定により、議会に報告するものでございますが、内容と致しましては、公園使用料でございます。鷗島上の町有地の使用料となるものでございます。放棄する金額でございますが、平成21年度から24年度迄の未納で、それぞれ記載のとおり金額となり、合計では8万8,616円となるものでございます。放棄する事由でございますが、債務者が現在、生活保護を受けておられて、将来的にも資力を回復する見込みがないことから放棄するものでございます。

以上、簡単ではございますが、宜しくお願いします。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(議長)

ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

ありませんので、報告第3号については、以上で終わります。

(議長)

日程第8、報告第4号、江差町教育委員会に関する事務管理執行状況の点検評価報告についてを議題と致します。

報告内容については、お手元に配付のとおりでありますので、説明を省略し、直ちに質疑を受けます。

質疑希望ありませんか。ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

ありませんので、報告第4号については、以上で終わります。

(議長)

11時10分迄、休憩、致します。

※休憩中

(議長)

休憩を閉じて、再開致します。

(議長)

日程第10、承認第1号、平成30年度江差町一般会計補正予算(第8号)の専決処分の承認を求めることについてを、議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

承認第1号、平成30年度江差町一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認を求めることについてで、ございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり、専決処分を致しましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

2月8日に発生した、新栄テレビ中継テレビ局故障に掛かる経費について、2月8日付けを以って、専決処分をしたものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、ご承認頂きますよう、宜しく申し上げます。

（議長）

はい。「財政課長」。

「財政課長」（補足説明）

それでは、議案書は9頁の予算、補正予算構成表となります。また、資料の方は、定例会資料の1頁、資料1の方をお開き願いたいと思います。

専決処分で予算補正致しましたのは、テレビ、ラジオの難視聴対策新栄テレビ中継局バッテリー充電器等修繕でございます。2月8日、新栄町の中継局におきまして、故障をお知らせするアラームが発生し、電気工事事業者及びメーカーが現地に置いて確認した所、放送機の電源ファン及びバッテリー充電器が故障していたもので、直ちに交換や修理をした所でございますが、それらの修繕経費に掛かる経費の補正を専決した、専決処分したものでございます。補正額は、98万9千円、全額一般財源となります。

以上となりますので、宜しくお願い致します。

（議長）

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

（「なし」の声）

（議長）

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）



(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

承認第1号、平成30年度江差町一般会計補正予算(第8号)についての専決処分の承認を求めることについて、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、承認第1号については、原案のとおり承認されました。

(議長)

日程第11、承認第2号、北海道市町村総合事務組合規約の制定並びに廃止についての専決処分の承認を求めることについてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

承認第2号、北海道市町村総合事務組合規約の制定並びに廃止についての承認を求める事についてでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分致しましたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。北海道市町村総合事務組合において、石狩東部広域水道企業団、石狩西部広域水道企業団及び北海道市町村職員退職手当組合構成団体とする事が出来ないため、当該団体の非常勤職員に対する公務災害補償等の事務を処理出来るよう、定める規約を制定し、現行規約を廃止するための必要があるため、1月31日付けをもって専決処分をしたものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、ご承認頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

「総務課長」。

「総務課長」(補足説明)

それでは補足説明をさせていただきます。議案書に付しましては、19頁になりますので、お聞き願いたいと思います。

当該、組合につきましては、地方自治法上の総合的一部事務組合となっておりますことから、市町村及び特別区しか構成出来ないと、いうふうになっております。そこで、北海道が構成町員となっている、町長提案にもありました2つの一部事務組合、そしてこの2つの構成する退職手当組合、これらの3つの事務組合が加入出来ないと指摘があった所でございます。これら3つの、しかしながら、これら3つの一部事務組合に対して、事務処理の委託を受けられるように規約を制定して、現行規約を改、廃止するものという内容となっております。本件につきましては、規約の制定及び廃止でございますので、地方、関係地方公共団体の協議が必要となっている事に加えまして、当該、組合は4月からの対応が必要であるとの事から、3月末迄に確実に終えるために、本年2月18日迄の提出依頼があったという事もございまして、1月31日をもって専決処分をさせて頂いたという内容でございます。宜しくお願ひしたいと思ひます。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。  
質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。  
お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思ひますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

承認第2号、北海道市町村総合事務組合規約の制定並びに廃止についての、専決処分の承認を求めることについて、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、承認第2号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第12、議案第16号、江差町土地開発基金条例を廃止する条例の制定につ

いてを議題と致します。

(議長)

提案理由の説明を求めます。

「町 長」

議長。

(議長)

「町 長」。

「町 長」(提案説明)

議案第16条(正:号)、江差町土地開発基金条例を廃止する条例の制定についてでございます。

公共事業に係る土地の先行取得の必要性が薄れ、今後の活用も見込まれない事から、江差町土地開発基金を廃止するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

「財政課長」。

「財政課長」(補足説明)

議案書の方は100頁となりますので、宜しくお願いします。

江差町土地開発基金でございますが、町の公共事業に係る土地を選考取得する目的で、造成されたものでございます。

予算を経ないで、直接基金を使って土地を取得出来るなど、効率的かつ弾力的に土地を取得することが出来るために活用して参りましたが、現時点では、先行取得するような事業も見込まれず、このまま活用されない財源となってしまう事や、必要な場合には予算に計上致しまして、土地取得が出来ることから、基金を廃止するものでございます。基金に属する現金、約4,980万については、一般会計に繰入後、財政町政基金に積立、土地につきましては、そのまま一般会計に所管変えをすることとしてございます。この条例の施行日は、平成31年4月1日としてございます。

説明は以上となりますので、宜しくお願い致します。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。  
質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。  
お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

議案第16号、江差町土地開発基金条例を廃止する条例の制定についての、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案16号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第13、議案第17号、国営厚沢部川土地改良事業促進基金の設置の管理及び処分に関する条例を廃止する条例制定を議題致します。

提案理由の説明を求めます。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

議案第17条(正:号)、国営厚沢部川土地改良事業促進基金の設置の、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定について、でございます。

国営厚沢部川土地改良事業の受益者負担金が終了したことから、国営厚沢部川土地改良事業促進基金を廃止するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きま

すよう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

「財政課長」。

「財政課長」(補足説明)議案書102頁をお開き願いたいと思います。

この基金でございますが、国営厚沢部川土地改良事業の受益者負担の軽減のために造成しました基金で、産地、生産力強化総合支援事業の農業水利事業負担軽減対策補助に充当していたものでございますが、受益者負担が今年度で終了し、基金の残高も本年充当する事によって残高もゼロとなります事から、基金を廃止するものでございます。施行日におきましては、平成31年4月1日としております。

説明は以上となりますので、宜しくお願いします。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第17号、国営厚沢部川土地改良事業促進基金の設置管理及び処分に関する条例を廃止する条例制定、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第1号(正:17号)については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に日程第14、議案第1号、平成30年度江差町一般会計補正予算（第9号）について、を議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

（議長）

「町長」。

「町長」（提案説明）

議案第1号、平成30年度江差町一般会計補正予算（第9号）について、でございます。

今回の補正の内容につきましては、地域振興短期派遣負担金など27事業に掛かる経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額からそれぞれ、1,632万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億9,678万6千円とするものでございます。併せまして、繰越明許費債務負担行為の補正、地方債の補正をお願いするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

（議長）

はい、「財政課長」。

「財政課長」（補足説明）

それでは、私の方からご説明申し上げますが、説明の前に、この度、議案に頁の洩れ等々がございまして、差し替える事となってしまう事に対しまして、お詫び申し上げます。大変、申し訳ございませんでした。

それでは、差し替え後の議案書の30頁、31頁をお開き願いたいと思います。

最初に減額補正となります。減額するのは、30頁の全事業と31頁の都市計画マスタープラン立地適性計画策定迄の19事業で、個別事業の説明は、割愛させていただきますが、事業が終了したものや、今後の執行見込みなどから、予算を減額するものがほとんどとなり、30頁の下から3行目のぷらっと江差運営支援、次の日本遺産地域活性化推進事業の方は、町からの貸付がなくても運営出来る見通しとなった事から、貸付金を減額する内容となっているものでございます。

次に増額の補正予算となります。31頁の方となります。まず、地域振興短期派遣負担金（北海道職員派遣負担金）でございます。北海道から江差町に派遣されている職員の勤

勉手当と管理職手当で、追分観光課主幹に掛かる手当となります。北海道との協定により、一旦道が立替えて支給しますが、最終的に町がその分を支払う事となっているものでございます。補正額は、158万6千円、全額一般財源となるものでございます。

次に、調整基金積立でございます。先程、議案第16号、江差町土地開発基金条例を廃止する条例について、でご説明致しましたが、道基金を廃止し、基金の現金を財政調整基金に積み立てるものでございます。補正額は、4,980万円、全額基金からの繰入金となります。

次に、過年度還付（平成29年度子供子育て支援交付金返還）でございます。交付金の額が確定した事に伴い、超過交付されていた部分を国に返還するものでございます。補正額は16万2千円、全額一般財源でございます。

次に、プレミアム付き商品券事業でございます。定例会資料4頁の資料3となります。本年10月1日から消費税率が、10%へ引き上げられる事に伴い、低所得者、子育て世帯の負担軽減と景気対策を目的に発行する、プレミアム付き商品券の発行に係る事務経費の補正でございます。購入できる方や、制度概要の方は大変申し訳ございませんが、資料の方をご覧いただきたく思います。補正額に付きましては、105万3千円、全額国庫支出金となります。

次に、後期高齢者医療特別会計繰出し金でございます。後期高齢者医療特別会計に置いて、低所得による保健料軽減者数の増加に伴う、保健基盤安定繰入金の増加と広域連合事務費負担が減額となった事に伴い、一般会計からの繰出し金を増額するものでございます。補正額は5万4千円、全額一般財源となります。

次に、社会福祉法人が行う、利用者負担金軽減事業補助でございます。訪問介護サービスの提供を行う社会福祉法人が低所得者や世活保護者の利用者負担の軽減を行う場合に、その軽減を行った当該法人に補助するものでございます。補正額は756万3千円、内訳は道支出金が567万2千円、残189万1千円が一般財源となります。

次に、子ども発達支援推進でございます。上ノ国町子ども発達支援センターの負担金でございます。利用人数の増加に伴い、負担金についても増加したもので、補正額は67万8千円、全額一般財源となります。

次に、図書館資料整備でございます。先に行政報告がありました小笠原様からの寄付金にて、図書の購入をするものでございます。補正額は10万円、全額その他財源でございます。

減額補正を併せました補正額、合計では1,632万9千円の減額となり、国庫支出金が1,894万1千円の減額、道支出金が458万7千円の増額、地方債が1,350万円の減額、その他特定財源が2,001万8千円の増額、一般財源が849万3千円の減額となるものでございます。

次に、34頁をお開き願います。第2表繰越明許費でございます。先程、補正予算において説明しました、プレミアム商品券事業でございますが、31年度へ予算の繰越しをお

願います。繰越金額は、補正額と同額の105万3千円となっております。

続きまして、35頁と次の36頁となりますが、第3表債務負担行為補正でございます。新年度に直ちに事業を実施する必要があるものについて、予算の執行が可能となる4月1日以前に入札、見積合せ、契約等の手続きをするため、債務負担行為の議決をお願いするもので、それぞれ記載されている限度額について、債務負担行為の補正をお願いするものでございます。事業の大半は例年どおりのものでございますが、35頁、一番下の住宅リフォームプレミアム商品券発行事業が、消費税が10月から10%に引き上げられる事を勘案し、例年より一月程前倒しで、4月から取り組む事としたい事から今回追加となっているのと、36頁の下か5行目以降、漁船等上架施設指定管理委託、他指定管理の債務負担行為が今回追加となっております。

次に、37頁となります。第4表地方債補正でございます。先程の減額補正の内、起債限度額が変更となるものにつきまして補正するもので、それぞれ記載のとおり変更するものでございます。

以上、簡単ではございますが説明を終わります。宜しくお願い致します。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。  
質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。  
お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第11号(正:1号)、平成30年度江差町一般会計補正予算(第9号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。



よって、議案第1号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第15、議案第2号、平成30年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算(第4号)についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

議案第2号、平成30年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算(第4号)についてでございます。

今回の補正の内容につきましては、平成29年度特定検診及び療養給付費等負担金返還など3事業に係る経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,806万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億3,691万3千円とするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう、宜しくお願い致します。

(議長)

はい、「観光推進課長」。(正：健康推進課長)

「健康推進課長」(補足説明)

議案書57頁をお開き下さい。事業名は、各種検診予防接種助成と特定検診等委託でございます。それぞれ、受診者の減少に伴う減額補正で、それぞれ90万円の減額で、財源は道支出金でございます。

続きまして、事業名、平成29年度特定検診及び療養給付費等負担金返還でございます。平成29年度、公費負担の実績報告に基づき、返還金が生じたので、補正をお願いするものでございます。返還金の内訳は、特定検診、国庫負担金返還が9万8千円、特定検診道費負担金返還が9万8千円、療養給付費等負担金返還が1,966万9千円で、補正額は1,986万5千円でございます。

58頁をご覧ください。歳入でございますが、前年度繰越金のみでは、財源不足となり

ますので、不足分は基金繰入金を財源と致します。財源の内訳は、財政調整基金繰入金が141万8千円、繰越金が1,844万7千円でございます。

ご審議方、宜しくお願い致します。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第2号、平成30年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算(第4号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第2号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第16、議案第3号、平成30年度江差町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町 長」（提案説明）

議案第3号、平成30年度江差町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

今回の補正の内容につきましては、後期高齢者医療広域連合負担金に掛かる経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ、99万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,050万円とするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう、宜しくお願い致します。

（議長）

はい、「健康推進課長」。

「健康推進課長」（補足説明）

議案書69頁をお開き下さい。事業名は後期高齢者医療広域連合負担金でございます。被用者保険の被扶養者が、後期へ加入する際の均等割り軽減割合が改正された事に伴い、徴収する保険料額が増加した事、低所得者による軽減者数の増加による増額と、平成29年度事務費負担金の清算減分、清算減額分を平成30年度事務費負担金で調整した事による、減額の補正でございます。内訳は、後期高齢者医療保険料現年度分94万5千円の増額、保険基盤安定51万4千円の増額、事務費負担金46万円の減額で補正額は99万9千円でございます。財源は、その他特定財源で、特定高齢者医療保険料94万5千円、一般会計繰入金5万4千円でございます。

ご審議方、宜しくお願い致します。

（議長）

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

（「なし」の声）

（議長）

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第3号、平成30年度江差町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第3号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第17、議案第4号、平成30年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

議案第4号、平成30年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)についてでございます。

今回の補正の内容につきましては、公共下水道整備など、4事業に掛かる経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額から、それぞれ811万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,599万9千円とするものでございます。併せまして、債務負担行為の補正、地方債の補正をお願いするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

はい、「建設水道課長」。

「建設水道課長」(補足説明)

それでは、私の方から補足説明、申し上げます。

議案書は80頁をお開き下さい。補正予算構成表で説明申し上げます。下水道管理センター維持管理委託でございます。こちらに付きましては、入札執行残によります減額補正でございます。補正額は71万9千円、内訳と致しましては、その他特定財源が35万9千円、一般財源が36万円減額となるものでございます。

次に、下水道管理センター電気機械設備整備でございます。こちらに付きましても、入札執行残によります減額補正でございます。補正額は44万2千円、内訳と致しましては、その他特定財源が18万8千円、一般財源が25万4千円、減額となるものでございます。

次に、下水道管理センター他、長寿命他計画策定でございます。こちらに付きましては、社会資本整備総合交付金の国の内示額が減額となりました事から、事業費の調整により減額補正を行うものでございます。補正額は195万4千円、内訳と致しましては、国庫支出金が97万7千円、その他特定財源が41万5千円、一般財源が56万2千円、減額となるものでございます。

次に、公共下水道整備でございます。こちらに付きましても、社会資本整備総合交付金の国の内示額が減額となりました事から、事業費の調整により、減額補正を行うものでございます。補正額は500万円で、内訳と致しましては、国庫支出金が250万円、地方債が250万円減額となるものでございます。

続きまして、84頁をお開き頂きたいと思っております。第2表債務負担行為補正でございます。新年度、直ちに事業を実施する必要があるものに付きまして、予算の執行額となります、4月1日以前に入札や見積り合せ、契約等の手続きを行うため、債務負担行為の議決をお願いするものでございます。業務に付きましては、五勝手中継ポンプ場、自家用電気工作物保安管理委託、江差上ノ国下水道管理センター自家用電気工作物保安管理委託、江差上ノ国下水道管理センター産業廃棄物（下水汚泥収集運搬）処理委託でございます。期間に付きましては、いずれも、平成30年度から31年度でございまして、限度額に付きましては、それぞれ起債の額になりますので、宜しくお願い申し上げます。

次に、85頁の第3表地方債補正でございます。先程、補正の説明でもありましたとおり、事業費の減額に伴い、地方債の額が変更となるものについて、地方債補正をお願いするものでございます。限度額以外の項目については、変更ございませんので、割愛させていただきます。

以上が、説明となりますので、宜しくお願申し上げます。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第4号、平成30年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員です。

よって、議案第4号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第18、議案第5号、平成30年度江差町水道事業会計補正予算(第1号)についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

議案第5号、平成30年度江差町水道事業会計補正予算(第1号)についてでございます。今回の補正の内容につきましては、債務負担行為の補正をお願いするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議の上、議決頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

はい、「建設水道課長」。

「建設水道課長」（補足説明）

それでは、こちらに付きましても、私の方から補足説明申し上げます。議案書は96頁をお開き下さい。水道事業会計の第1表債務負担行為補正をお願いするものでございます。こちらに付きましても、新年度、直ちに事業を実施する必要にあるものでございまして、予算執行が可能となります、4月1日以前に入札や見積り合せ、契約等の手続きを行うため、債務負担行為の議決をお願いするものでございます。業務に付きましては、水道メーター検針及び開閉栓委託業務と電気工作物保安管理委託業務でございます。期間に付きましては、いずれも平成30年度から31年度で限度額に付きましては、それぞれ起債の額となりますので、宜しくお願い申し上げます。

（議長）

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。  
質疑希望ありませんか。

（「なし」の声）

（議長）

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。  
お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

（議長）

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第5号、平成30年度江差町水道事業会計補正予算（第1号）について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（議長）

挙手全員であります。

よって、議案第5号については、原案のとおり可決されました。

（議長）

次に、町長から平成31年度町政執行方針の表明について、また、教育長から平成31年度、教育行政執行方針の表明について、それぞれ発言の申し出がありましたので、これ

を許可致します。

(議長)

まず、町長からの発言を許可致します。

「町 長」

議長。

(議長)

「町 長」。

「町 長」 (町政執行方針)

1. 町政に臨む基本姿勢と予算編成方針。

平成31年第1回江差町議会定例会の開会にあたり、新年度の町政執行への私の所信を申し上げます。

昨年の8月、私の2期目の任期がスタートしてから早くも7か月が過ぎようとしておりますが、昨年の所信表明で申し上げた、不幸ゼロのまちの実現、戦略的まちづくりの推進、活力と賑わいのあるまちづくりの推進、町民とともに歩む役場づくり、といった四つの指標を確実に推進するための展望と、そこに至る具体的な戦略が求められている、そのことを強く感じております。

このような中、今年、2020年度からスタートする、第6次江差町総合計画や、江差町まち・ひと・しごと創生総合戦略、さらには、江差町都市計画マスタープラン、といった、新たなまちづくりの指針となる大きな計画の策定を行うこととしており、町民を含む多様な主体が、共通の課題認識に立ち、それぞれの得意分野を活かし、オール江差で自主的・自立的にまちづくりに関わっていく、町民総動、と言うキーワードのもと、戦略を持った地域の総合力を高めるための計画の策定に努めてまいります。

また、今年、改元によって新たな時代が始まる節目の年となります。

このような背景のもと、私は、この一年を、北の江の島構想を始めとした、2期目4年間の公約の実現に向けた土台を作る一年と位置付け、私自身が先頭に立ち、議会や町民の皆さまと連携し、様々な課題や困難の克服、将来に亘って持続、発展するまちづくりに全力で取り組んでまいります。

以上のような基本的な考え方を踏まえ、平成31年度において、私が取り組む基本、失礼致しました。私が取り組む、主要施策の展開方向について、四つの柱に沿って申し上げます。

1. 活気あふれるまちづくりの推進 (未来への礎をつくる町政の推進)。

人口減少と高齢化が一層進行する中であって、個性が輝き、活力ある地域を築いて行く



ためには、協働・共創の視点のもと、新たな施策の展開方針を明確にし、戦略的なまちづくりの取り組みが必要であります。

このため、本年度は、重要度と緊急度等による、各種施策の評価を行うとともに、これらを反映した中長期的なまちづくりのビジョンである、第6次江差町総合計画や、江差町まち・ひと・しごと創生総合戦略、江差町都市計画マスタープラン、などについて、体系的な計画の策定に取り組んでまいります。

北の江の島構想については、先ず以て、周辺の賑わい創出が急務であるとの判断から、スタートアップ事業として各種のソフト事業を展開するとともに、構想から実行に移す過程においては、議会ともしっかりとした議論を重ねてまいります。

また、昨年度同様、地域づくり大学連携事業や同名自治体連携事業を実施し、地域力の向上に努めてまいります。

#### (地域の強みを活かした観光の創造)

本町の歴史や文化、或いは町並みなどの美しい景観は、多くの人々を引きつける魅力を持っており、観光の振興は消費の拡大や雇用の創出など、地域経済の活性化を図る上で大変重要であります。

このため、観光地域づくりの新たな推進主体として、昨年10月に設立した、一般社団法人北海道江差観光みらい機構が、いよいよ観光の実践母体として動き出します。

同機構が、町内のあらゆる団体と連携し、観光客の満足度を高め、着実に地域経済の活性化に繋がる役割を果たすよう支援を行い、観光による地方創生の動きを広げてまいります。

また、日本で最も美しい村連合、日本遺産といった町が持つブランド力を活かしながら、江差へ足を向けたくなるような情報の発信を強化してまいります。

更に、これらの取り組みのほか、開陽丸青少年センターを中心に、文化財施設などを含めた町内の周遊観光の構築を図るとともに、道南の自治体との連携や、より広域的な連携を図るなど、本町の観光を、構想の観光から、動きの観光へ、と進化させてまいります。

次に、江差追分の振興についてであります。来年に迫った東京オリンピック・パラリンピックの開会式を始めとする大舞台での江差追分披露を実現するべく、引き続き、プロモーション活動や、関係機関等への働きかけなどを行ってまいります。

#### (地域産業力の強化と地域経済の活性化)

本町全体の経済が活性化していくためには、農林水産業や商工業を初めとした産業の振興を図り、地域の産業力を強化していく事が重要であります。

農業振興に付きましては、高齢化や担い手不足等の問題と相まって、農地や施設の維持管理も困難な現状となっております。

このため、農業者の経営基盤を支える仕組みを維持する他、江差北部地区土地改良施設の道営事業の早期着手を目指してまいります。

老朽化が著しい水堀排水機場に付きましては、本年度、膨張タンク、電気設備等の機器

更新を実施してまいります。

また、昨年度から始まった、多面的機能支払交付金事業に付きましては、本年度も引き続き実施してまいります。

林業振興に付きましては、檜山南部森林組合と連携を図りながら、町有林の保育に努めるとともに、本年度より森林経営管理制度や林地台帳制度が始まる事から、適切な制度運用を図り、町内の一層の森林整備に取り組んでまいります。

また、陣屋町地区、小規模治山事業に付きましては、本年度をもって完了をする事となっております。

水産業振興に付きましては、回遊性魚種の資源変動に左右されない前浜づくりを目指して、ナマコやアワビなどの種苗放流による、磯根資源の維持増大や、檜山管内で広域的に取り組んでいるニシンやナマコ、サケ種苗放流事業へ引き続き支援を行う他、本年度は、若手漁業者の定着を目的として、新たな増養殖対象種の検討に向けた、先進地視察を行うなど、栽培漁業を積極的に推進してまいります。

また、併せて、簡易種苗生産や蓄養機能を備えた増養殖施設等の在り方についても検討を進めてまいります。

商業振興に付きましては、上町・下町商店街の拠点化による賑わいづくりや、既存商店への改修支援等について、商工会や各商店街などと協議を行ってまいります。

また、引き続き、商工会への支援や、がんばる商店街等、応援補助を実施する他、檜山管内7町連携事業とタイアップしたイベント等において、特産品のPRを図りながら市場開拓と販路拡大を目指してまいります。

ふるさと納税制度に付きましては、購買力の低下が顕著な町内の経済の活性化や、新たなブランド力、ブランドづくりといった一面と、町財政における財源の確保といった両輪で、一層取り組みを強化してまいります。

企業版ふるさと納税に付きましては、昨年に引き続き、パートナー企業のご理解のもと、江差子ども未来応援プロジェクトを実施してまいります。

起業・創業支援に付きましては、商工会や金融機関と連携を図りながら、各種制度を活用した効果的な支援を行ってまいります。

雇用労働対策に付きましては、ハローワークや通年雇用促進支援協議会等の関係機関と連携を図りながら、就職支援を行ってまいります。

旧江光ビル跡地の活用に付きましては、引き続き花壇整備やイルミネーション等の実施に関する経費を商工会へ助成する他、現在、策定を進めている都市計画マスタープランとの整合性を図りながら、跡地の利活用策について、関係団体等と協議を進めてまいります。

## 2. 心豊かに安心して暮らせるまちづくり(不幸ゼロの実現/ともに支え合う地域づくり)。

人口の減少や少子高齢化が一層進む中、誰もが健康で心豊かに暮らすためには、医療や福祉の充実を始め、町民の皆様がつながり、支え合う地域づくりが必要であります。

本町の地域医療に付きましては、道立江差病院と民間医療機関が担っており、本年度に

においても、適切な医療提供と患者負担の軽減が図られるよう、地域医療連携システムの運営支援や、道南ドクターヘリ等の救急医療の確保に対する支援を継続して行ってまいります。

また、昨年度より南檜山圏域の医療の在り方について、北海道と構成町が協議検討を始めており、地域センター病院である道立江差病院における医師、医療スタッフの確保についても、連携を図り関係機関等への要請を継続してまいります。

町民が元気で暮らし続けて行くためには、心身ともに健康である事が大切であるとの認識のもと、昨年度策定した自殺対策計画について、幅広い関係機関との連携を図り、正しい知識の普及と啓発等に努めてまいります。

町内の出生数は減少しておりますが、江差町で産み育ててよかったと思える育児支援、虐待防止の視点を重視した妊娠期からの切れ目のない支援を、関係機関との連携を強化し、推進してまいります。

また、子どもを望む夫婦に対する情報提供や、相談支援体制の整備に努めてまいります。

高齢者福祉に付きましては、高齢者が健康で安心して暮らせる町、を基本理念とし、中長期的な目標を定め、できる限り住み慣れた地域で、自分らしく暮らし続けていけるよう、本町の実情に応じた、地域包括ケアシステムの深化・推進を図り、持続可能な介護保険制度となるよう、介護給付費の適正化や対象サービスの充実に努めてまいります。

また、地域の支え合いの軸となる互助活動を確立するため、子供たちの遊びや学びの場、高齢者の介護予防や生活支援など、多様な世代が集う活動拠点の整備を行ってまいります。

養護老人ホームに付きましては、昨年10月に社会福祉法人雄心会へ引き渡しを行い、本年中に新たな施設が完成する事から、施設整備への支援や運営に対する助言等を行ってまいります。

地域福祉に付きましては、だれもがともに支え合う住みよい地域づくりを基本理念とする、4期江差町地域福祉計画の推進に向け、地域福祉を支える関係団体等との連携強化を図ってまいります。

児童福祉に付きましては、2020年度から始まる、第2期子ども・子育て支援事業計画、及び第1期子どもの未来応援計画、子どもの貧困対策推進計画を策定し、多様な主体による施策を構築してまいります。

また、消費税率の引き上げに伴う幼児教育・保育の無償化に付きましては、国の方針に基づき、保育所を利用する3歳から5歳児及び、住民税非課税世帯に属する0歳から2歳児の利用料を無償化してまいります。

更に、町立の学童保育所に支援員補助員を新たに配置し、利用者から要望の高い預かり時間の延長を通じ、子育て世帯への支援策の充実に努めてまいります。

障害者福祉に付きましては、第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画、の中間年を迎える事から、地域における自立と共生の実現に向け、計画の適正な管理を行ってまいります。

交通安全対策の推進に付きましては、飲酒運転の根絶と交通死亡事故ゼロの日の継続に向けた、交通安全運動の普及啓発に努めてまいります。

消費生活対策に付きましては、手口が悪質巧妙化する特殊詐欺や、悪質商法の被害が依然深刻な状況にある事から、被害の未然防止に向けた取り組みを行ってまいります。

いじめや不登校の問題に付きましては、素早い組織対応を図り未然防止に努めてまいります。

国民健康保険事業に付きましては、北海道と市町村がともに保険者として、支え合う新制度の2年目を迎える事から、制度周知の徹底を図るとともに、さらなる国保運営の安定化に向けて努力してまいります。努めてまいります。

また、特定健診を含む各種健診の受診率の向上や、重複多受診者への支援等、医療費適正化に向けた事業を推進するとともに、医療費等のデータ分析をもとに各種保健事業を実施し、町民の健康意識の底上げを目指します。

(地域・未来を担う人づくり)

子どもは、地域にとってかけがえのない宝物です。

基礎的な学力や体力を確実に身につけ、ふるさと江差を愛し、誇りをもって社会で活躍する子どもの育成に、学校や地域、家庭が一体となって取り組むことが大切です。

学校教育に付きましては、江差北小中学校において、小中一貫教育をより一層、推進するため、教育課程の編成等でメリットの多い、併設型小中学校制度に移行してまいります。

また、本年度、江差中学校区3校において、コミュニティ・スクールを導入し、地域とともにある学校づくりを推進してまいります。

学校施設に付きましては、児童生徒が安全で安心して学べる環境づくりを構築してまいります。

また、援助が必要な児童生徒の保護者に対し支給される、就学援助費の支給対象費目を追加し、支援を拡大してまいります。

町立幼稚園に付きましては、本年度をもって閉園し、次年度以降の幼児教育は、私学が担う事となりますが、十分な連携のもと一層の幼児教育の充実に努めてまいります。

社会教育の推進に付きましては、多くの町民が芸術や文化に親しむ機会として、劇団四季による公演や京都大学交響楽団の演奏会などの誘致を行い、より一層、子供達や町民が様々な分野の芸術文化に触れる機会の創出を図ってまいります。

また、スポーツ振興では、町民のライフスタイルに合わせたスポーツに親しむ環境づくりを目指す他、引き続き、パークゴルフ場の管理運営や、町内スポーツ少年団への活動支援を行ってまいります。

(安全・安心の地域づくり)

大規模災害などに備えたりスク分散の観点から、その対応には万全を期していなければ、いかなければなりません。

防災対策に付きましては、防災備蓄品の整備を促進するとともに、昨年度、防災をテー

マにした、まちづくり懇話会が出された課題に対し、町内会等と連携を図り、図上訓練等の各種の取り組みを行ってまいります。

また、町内小中学校による、一日防災学校を、北海道及び教育委員会と共催で取り組むなど、町民の防災意識の高揚を図ってまいります。

更に、昨年度策定した、江差町強靱化計画をもとに、災害に強いまちづくりを進めてまいります。

空き家対策につきましては、本年度、危険空き家の減少を目的に、空き家解体補助制度を構築するなど、管理不全な状態をつくらないための対策を講じてまいります。

環境保全対策につきましては、環境美化の推進やゴミの減量化、不法投棄パトロールなどに取り組んでまいります。

消防・救急対策につきましては、火災や救急、救命活動への的確な対応に努めてまいります。

### 3. 地域を支える社会基盤の整備

活力と安心のある地域づくりを進めていくためには、計画的な社会資本の整備が必要であることから、優先度の高い事業の透明化を図り、必要とされる社会資本整備を効果的に実施してまいります。

道路整備につきましては、昨年度に引き続き、南ヶ丘団地22号通りと砂川4号通りの整備を実施してまいります。

また、町道の維持管理につきましては、住民ニーズや緊急性、或いは費用対効果など総合的な観点から、優先順位を定め計画的な維持管理に努めてまいります。

なお、本年度は、購入後22年を経過した除雪ドーザの更新を行ってまいります。

橋梁修繕につきましては、問屋橋2号の修繕工事を引き続き実施し、本年度での完成を目指すとともに、第3椴川橋の架け替えに向けた詳細設計及び一部工事を実施してまいります。

また、南ヶ丘歩道橋につきましては、南ヶ丘団地22号通りの完成後、速やかに解体撤去してまいります。

河川維持につきましては、本年度、陣屋川の整備に着手するとともに、その他の町内の普通河川については、河道確保のための浚渫など維持管理に努めてまいります。

上水道につきましては、柳崎、水堀地区の重要給水施設管路耐震化事業を引き続き実施してまいります。

下水道につきましては、昨年度に引き続き、南ヶ丘小学校線の管渠整備を実施するとともに、ストックマネジメント計画に基づき、施設の維持、修繕を効率的に取り進めてまいります。

港湾整備につきましては、引き続き、南埠頭物揚場の整備を進めてまいります。  
未利用町有地の活用につきましては、昨年度、旧JR江差駅跡地において、新たな奨励金制度を制定し、売却に努めている所ありますが、引き続き定住の促進の観点から、制度

の周知並びに土地の売却に取り組んでまいります。

町営住宅に付きましては、旧ＪＲ、江差駅跡地に整備を進めている新陣屋団地３棟１２戸の最終年度であり、３号棟１棟４戸を整備してまいります。

また、社会資本整備総合交付金を活用した長寿命化改修を南が丘第４団地２棟１０戸において実施する他、日常的維持管理に取り組んでまいります。

集会施設等に付きましては、日常的な維持補修に努める他、施設や設備の老朽化や利用需要の減少などの課題に対応していくため、長寿命化や更新、統廃合などを検討してまいります。

公園に付きましては、利用者の安全性を最優先に維持管理を進め、安心して利用出来るよう努めてまいります。

#### ４．期待と信頼の組織づくり

本町を取り巻く変化に柔軟かつ、適切に対応するとともに、必要な行政サービスを将来にわたり安定的に提供していくためには、役場自らが町のシンクタンクとしての機能と確固たる財政基盤のもと、町民から信頼される組織づくりを進めていかなければなりません。

このため、改めて役場全体の組織マネジメントの強化とコンプライアンスの徹底を図る事が重要であるとの認識のもと、日々の当たり前と思える業務に対して、基本をおろそかにせず、全力を尽くして取り組む凡事徹底を意識し、仕事の型をしっかりと守りつつも、前例や固定概念に捉われない仕事の進め方にチャレンジする、などといった町民から期待と信頼される職員の育成と組織づくりに努めてまいります。

平成３１年度の予算案は、歳入の増収が難しい中、観光や産業の振興、福祉の向上といったまちづくり政策や、老朽化が進んでいる公共施設への対策などの諸課題に対応するため、最大限可能な限りの財源手当てを行い、編成した所であります。

特に、一般会計においては、臨時財政対策債を除く起債額は７億円超となり、基金から総額３億１千万円を繰り入れする事となりましたが、なお取り組むべき政策や課題が山積している現状となっております。

このように、今後も引き続き、厳しい財政状況が見込まれることから、必要な事務・事業の着実な推進と、持続可能な行財政基盤の構築の両立に向け、早期に財政健全化への抜本的な対策を検討し、安定した財政運営が出来るよう努めてまいります。

以上、町政執行にあたっての方針に基づき、地方創生の確実な推進や、町民が心豊かに安心して暮らせるまちづくりを最優先とし、緊急度・優先度等を勘案し、予算を編成した所であります。

その結果、予算の総額は一般会計５億８，５１５万円、特別会計２億２，８０５万８千円、水道事業会計６億９，９３７万１千円となったものでございます。

結びに、平成３１年度は元号が変わり、新たな時代へ入っていく変化の一年です。どんな時代になろうとも、江差町の魅力は不変です。その魅力をさらに磨き上げるため、日本遺産事業や北の江の島事業、地域DMOなど、観光振興事業を着実に進め、地域活性化に

つなげていくとともに、誰もが望まない要因のゼロ化を目指す、不幸ゼロのまち実現のため、施策を展開していく所存です。

良き理想も実践しなければ良き妄想に過ぎない、これは、米国の思想家ラルフ・ワルド・エマーソンの言葉です。平成31年度も、町民の皆様、議会議員の皆様、各団体や企業の皆様と連携しながら、未来に責任あるまちづくりを実践していく事をお誓い申し上げ、執行方針とさせていただきます。

(議長)

以上で、町長の町政執行方針の表明を終わります。

1時まで休憩致します。

※休憩中

(議長)

それでは、休憩を閉じて再開致します。

次に、教育長の発言を許可致します。

「教育長」。

「教育長」(教育行政執行方針)

平成31年度教育行政執行方針

平成31年度教育行政執行方針第一回江差町議会定例会の開催に当たり、江差町教育行政の執行に関する方針と主要な政策について申し上げ、江差町議会議員各位を始め、町民の皆様にご理解とご協力をお願いする次第です。

初めに現在、予想を上回るスピードで進む少子高齢化や、人口減少の顕在化、AI出現による科学技術の飛躍的な発達と情報化や国際化のさらなる進展などにより、社会が急激に変化し続け、かつ先行きが不透明な状況にあり、地域社会の家庭環境への影響が懸念されております。

こうした状況の中にあっても、未来への夢や希望を持ち、新しい時代を切り拓き、礎を築いて行こうとする気概を持った人材育成に努めていく事が重要な課題であると存じます。

そのため、これからの将来を託す子供達に学ぶ意欲を育て、確かな学力と豊かな心を育成し、体力・運動能力の向上を図るとともに、安心・安全を確保する教育の充実・発展に努めてまいります。

また、小学校においては平成32年度、中学校においては平成33年度から全面実施の新学習指導要領の趣旨を十分に踏まえ、各教科等で目指す資質・能力を育成するための、主体的・対話的深い学びの実現に向けた授業のあり方、特別の教科道徳、小学校において

は3・4年生の外国語活動、5・6年生の外国語の教科化などに向け、適切なる移行措置の取組を進めてまいります。

子供達は家庭・学校・地域の宝であり、家庭の愛情で育てられ、学校の学習や生活を通して磨かれ、地域で鍛えられ光輝く、という基本的な考え方に立ち、江差の特色を生かした教育活動を推進してまいります。

江差町の教育を推進する大きなテーマは、ふるさと江差に心の向く教育であります。

先人が築き上げた町の歴史や文化を、次世代の担い手である子供達にしっかりと引き継いで行く事が、私達の責務であると考え、学社融合の基、江差の魅力に感動し、郷土愛を受け継ぐ教育の推進に意を尽くしてまいります。

学校教育の推進に当たって、主な項目について申し上げます。

## 1. 幼稚園教育、学校教育の推進について

最初に、幼稚園教育についてです。

幼稚園教育は、生涯にわたる人間形成の基礎を養うための重要な役割を担っております。人への愛情や信頼感を育て、自立と協働の態度及び道徳性を備えた幼児を育てます。また、小学校との円滑で、確実な接続を図る必要から、幼児と児童の交流及び教師間の交流を進めます。

また、町立幼稚園に付きましては、今年度を持って閉園し、次年度以降の幼稚園教育は私学が担いますが、十分に連携を図り、一層の充実に努めてまいります。

小・中学校教育についてであります。各学校においては、子供達が主体的に判断し、行動し、課題解決できる、生きる力をしっかりと身につけられる事を目指しております。子供達が高い志や夢を持ち、これからの時代を逞しく生き抜いていくためには、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和のとれた育成が必要です。そのため、学校、家庭、地域社会及び行政がそれぞれの役割と責任を果たしつつ、これまで以上に、相互の連携や協力を図りながら、諸課題の解決に向けた取組を進めてまいります。

基本的には、子供達にとっては、通いたい学校、保護者・地域にとっては、通わせたい学校、教職員にとっては、勤務したい学校であるとともに、地域と共に歩む学校を目指してまいります。

確かな学力の向上は極めて重要な課題であります。指導方法の工夫改善や評価方法の検討、教員の指導力向上のための取組を継続的に実施してまいります。道教委が進める、学校力向上に関する総合的実践事業、及び小中一貫教育支援事業に取り組む他、江差町基礎学力向上対策会議の開催や道立研究所の事業、教委連携研修講座の継続開催を図ってまいります。

また、確かな学力を身につけることで、子供一人一人の進路の選択肢が広がります。そのためには、家庭における学習習慣や生活習慣と関わりが、大変深いことから、家庭への啓発と連携を強めてまいります。

豊かな心の育成についてであります。多様化・複雑化してきた現代社会においては、規



範意識や思いやりの心を培うための、道徳教育の果たす役割がますます重要となる事から、子供達の豊かな人間性や社会性などを育む、道徳教育の充実に向けてまいります。

また、心の栄養と言われる読書に付いては、学校図書の実と家庭における、家読（うちどく）の奨励、加えて江差町子供の読書活動推進計画の推進により、読書環境のなご一層の充実に向けてまいります。

健やかな身体育成に付いてでございます。全国体力、運動能力、運動習慣等調査結果の活用を図るとともに、各学校の一校一実践の取組を支援してまいります。早寝、早起き、朝ごはん、運動の推進を通し、子供達の望ましい生活リズムの育成に取り組む他、食育の推進にも引き続き努めてまいります。

また、小学校3校で行っているむし歯予防対策、フッ化物洗口の取組を継続してまいります。

生徒指導に付いてです。いじめや不登校、児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応に努めてまいります。いじめに関しては、いじめ防止基本方針に則り、学校における指導体制の強化を図ってまいります。とりわけ、いじめを絶対に許さない風土づくり、子供のサインを的確にキャッチできる感度の高い見守り、迅速な報告・連絡・相談と素早い組織対応の徹底を図ってまいります。

また、中1ギャップの解消や小中連携の取組には、北海道医療大学との連携及び、中1ギャップ問題未然防止事業を継続し、その充実を図ってまいります。学校、子供達、保護者からの教育問題や生活等に関する悩みなどの解決には、学校、保護者、スクールカウンセラー等の連携に努める他、関係機関と協議するケース会議を開催するなど、事案への対応を積極的に推進してまいります。

特別支援教育に付いてです。通常学級において、特別な配慮を要する児童生徒が増加傾向にあります。子どもたち個々のニーズに適切に対応するため、引き続き各学校に特別支援教育支援員を配置し、その充実に向けてまいります。なお、幼児期より支援を必要とする子どもが増加傾向にあることから、早期からの教育支援に努め、江差町特別支援教育連絡会議、教育支援専門委員会の開催と幼保小中、町の保健師との日常的な連携強化を図ってまいります。

特色ある教育活動に付いてです。江差北中学校区の江差北小学校、江差北中学校に付きましては、これまで取り組んできた小中一貫教育のさらなる継続と充実を図るため、学校管理規則を改正し、平成31年度より、中学校併設型小学校・小学校併設型中学校としてスタートします。

また、コミュニティ・スクールのメリットを生かし、学校運営協議会制度の充実と発展を目指してまいります。

江差中学校区に付きましても、さらなる小中連携を強化し、平成31年度中に、それぞれの学校においてコミュニティ・スクールを導入し、地域と共に歩む学校づくりの充実を図ってまいります。ふるさと江差に心の向く教育の推進は、江差町の教育推進の大きな柱

であり、その中心的な取組である、ふるさと発見学習については、社会教育との融合事業として一層の充実を図ってまいります。

また、引き続き外国語指導助手（A L T）を配置し、外国語並びに国際理解教育の充実を図ってまいります。

防災教育に付いてです。東日本大震災から得られた教訓を防災教育に生かすとともに、風水害、暴風雪等への対策など、命を大切にす教育の充実を図り、北海道及び関係機関と連携し、各校において、1日防災学校を実施し、日常的な活動の中での防災への備えを育んでまいります。

登下校の安全対策です。これまでも各中学校区の健全育成会、P T A等の連携や協力により、安全の確保に努めてきたところですが、今後もこれらの活動を側面的に支援していく他、地域や学校の実情に応じた安全体制の一層の強化に努めてまいります。

環境・情報教育に付いてです。環境教育に付いては、調和のとれた児童生徒育成の観点から、江差の恵まれた自然を授業に取り入れるなど、環境を生かした学習に取り組みます。

また、情報教育に付いては、情報化社会に対応できる人材の育成を目指し、情報活用能力の育成や情報機器を利用する上でのモラル・マナーの指導の徹底を図る他、I C T教育に係る機器の整備を進めてまいります。また、プログラミング教育の適切な実施に向け、教員の研修の充実を図ってまいります。

## 2. 学校の組織力の強化と教職員の質の向上について

児童生徒及び保護者・地域の期待に応えるために、学校は目指す子供の姿を具現化することが重要です。そのため、校長には、教育のプロとしての教師集団を育成することが求められています。また、信頼される学校であるための学校経営が求められていると同時に、外部の声に耳を傾け、適切に課題をとらえ、解決できる能力が求められています。教育委員会としても、校長の経営手腕の発揮に関する支援に努めてまいります。

教職員の資質向上に付いても、学習指導や生徒指導における小中学校間の情報交流を自分の実践に生かす事や、授業研究の促進を図るための授業公開を積極的に奨励する他、道立教育研究所の事業による、夏季特別講座の継続と学習規律や生活規律の確立と定着を図る各学校の取組を支援してまいります。また、教員の業務改善方針に則り、時間外勤務の削減を図ってまいります。

## 3. 教育環境の整備の推進について

教育委員会では、教育委員会の権限機能の充実が求められている事から、今年度も指導主事を配置し、学校現場へ支援体制を整えてまいります。江差北中学校体育館の漏水対策工事等を実施し、今後も、児童生徒の安全で安心な教育環境の整備に努めてまいります。

次に、社会教育の推進に当たって、主な事項について申し上げます。

### 1. 青少年、家庭、成人教育の推進について

最初に、青少年・家庭・成人教育の推進に付いてです。青少年の健全な育成を図るためには、学校、家庭、地域、それぞれが持つ教育力を活かしながら取り組む必要があります。

そのため、子供達の夢を育み、地域全体で子供達を支える活動が重要であります。江差町青少年健全育成会議を活動の中核として、地域や家庭教育サポート企業と連携した子供の見守り活動や、みんなで育てるえさしっ子運動の更に運動を展開し、子供達の安全で安心な町づくりの意識の醸成に努めてまいります。

一方で、子供たちが地域に誇りを持つ、あるいは基礎的な力を身に付けるためには学校教育と社会教育が融合した事業を推進する必要があります。そのため、学校教育と連携し江差中学校区の、コミュニティ・スクールの導入を図り、学校・家庭・地域が一体となって地域とともに、ある学校づくりへの転換を図るよう支援してまいります。また、全小中学校で江差追分の学習をはじめ、地域素材を学校教育に取り入れた、ふるさと江差発見学習や冒険王事業としての、子どものスイミングスクール、スキーレッスンなど地域の大人が講師となって、地域の子供達を育てる環境を大切にするとともに、親子参加型の体験事業や高齢者と触れ合いを重視した子どもの居場所づくり事業についても継続してまいります。

家庭教育の充実に付きましては、学校やPTA連合会と密接な連携を図ってまいります。そのため、家庭教育講演会の開催や単位PTAの活動の支援に向けた活動を展開してまいります。

成人教育に付いては、一人でも多くの町民が参加しやすい講座を設けるとともに、役場の各課が展開している各種講座との融合を図ってまいります。

そこで学んだ事を地域づくりに還元し、将来的に地域リーダーとして活躍できるような仕組みづくりを展開してまいります。

## 2. 図書館活動の推進に付いて

図書館活動の推進に付いてです。乳幼児から高齢者まで全ての町民が、生涯にわたり本に親しみ、豊かな心を育む読書環境の充実を目指します。乳幼児から児童生徒までは、ボランティア団体と連携しながら、ブックスタート事業や、読み聞かせ会などを継続するとともに、学校との連携では、移動図書館車の運行や団体貸し出しなど、成長に合わせた本選びや読書への関心付けを行います。また、週2回、午後7時まで開館時間の延長に付きましても、働く世代や学生を中心に図書館利用者が増加している事から、継続した取組みを推進してまいります。更に、昨年度新たに5年間計画として、江差町子どもの読書活動推進計画の策定に取り組みました。江差町の子供達が一層読書に親しみ、より良い読書環境の充実に努めてまいります。

## 3. 芸術・文化活動の推進について

芸術文化活動の推進に付いてです。町民の文化振興に対する高い意識によって、活発に活動している江差町文化協会の、江差町民文化祭や加盟団体による、みちくさ事業については、更なる充実に向けた支援を今後も行ってまいります。また、文化振興の中心的な施設である、江差町文化会館の利活用を促進するため、町民も気軽に親しむ施設利用を目指した事業展開の充実を図ってまいります。今年度は、芸術鑑賞として、劇団四季の公演や

テレビでお馴染みの、米村でんじろうプロダクションによるサイエンスショー、更に京都大学交響楽団120名を江差に招き、交響楽団演奏会や中学校吹奏楽部との交流事業などを開催してまいります。町民が様々な分野の芸術文化に触れる機会の創出を今後も図ってまいります。

#### 4. 文化財保護の推進について

文化財保護についてです。平成29年度に地域の文化遺産を保存・活用していくためのマスタープランとして、江差町歴史文化基本構想を策定しました。この構想に掲げた、歴史が暮らしにとけこみ、生活のリズムを刻むまち、というめざす姿に向かって、町民・専門家・行政が参加する組織、エエ町宝箱会議の充実を図り、歴史的・文化的資源がしっかり保存活用できる環境を作ってまいります。旧中村家住宅などの指定文化財の保護につきましては、文化財保護法などの法律・条例に則り、江差町歴史文化基本構想での保存・活用策と関連させながら、対応してまいります。町内の無形民俗文化財である郷土芸能ですが、次世代への継承を確かなものとするために、各保存会の意見を取り入れながら、後継者育成を支援してまいります。

#### 5. スポーツ活動の推進について

町の特性を活かしたスポーツ振興、町民のライフスタイルに合わせたスポーツに親しむ環境づくりを目指してまいります。パークゴルフ愛好者は近年増加しております。町内3カ所で町民が自主的に開設している、パークゴルフ場への管理運営に対する支援を今後も継続してまいります。また、海の町として一人でも多くの町民が海に親しむ機会を設けるために実施しております、えさしまリンフェスタですが、年々参加者が増加し好評を得ております。海洋性スポーツの充実とかもめ島周辺の賑わい創出を図るために、今後も継続して開催してまいります。江差町民野球場関連では、引き続き球場ラバーフェンスへの広告募集を行い、スポーツ少年団活動への助成を行ってまいります。更に、昨年度、町民野球場の、ネーミングライツパートナーとして選定されました道南うみ街信用金庫様が名付けた新しい愛称、うみ街信金ボールパークの浸透を図り、より一層多くの町民に親しみを持たれ、活用していただくことを進めてまいります。

以上、平成31年度の江差町教育行政執行に当たっての基本方針を申し上げます。

江差町教育委員会は、町長が主宰する総合教育会議に積極的に参画する他、教育大綱や江差町教育推進計画を基に、全ての児童生徒の学力の向上を図りながら、江差が持つ豊かな自然や優れた伝統文化が根付く環境の中で、しっかりと、生きる力を育むために、真摯に教育行政を執行してまいります。また、教育行政全般に亘る点検評価と外部評価委員による評価を行いながら、行政の透明化と説明責任を果してまいります。町民の皆さま並びに町議会議員各位の格別なるご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(議長)

以上で、教育長の教育行政執行方針の表明を終わります。

(議長)

日程第19、一般質問を行います。

今定例会の一般質問は、お手元に配布のとおり8名の議員から通告がありました。通告順に従って、順次これを許可致します。

(議長)

まず、室井議員の発言を許可致します。

「室井議員」

議長。

(議長)

「室井議員」。

「室井議員」

よろしく申し上げます。

2点質問しておりますので、議事進行にできるだけ協力したいと思いますので、それは答弁次第でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

まず最初にですね、都市計画マスタープラン、立地適正化計画と北の江の島構想の具現化に向けた策定方針について、私の考えをですね、提案を述べながらですね、質疑に入りたいと思っております。

私は24年前ですね、町長、24年前、町議会議員選挙に立候補した際の際のですね、私の公約はですね、ビューティフルスモールタウン江差町を目指すと。つまり小さくてもですね、きらりと光るですね、町づくりを目指したいというのが私の立起した当初の所信でございます。町長の今、北の江の島構想とですね、私は是非ですね、絡めてですね、そういう町づくりを江差は目指すべきだなと、そういう考え方に基づいて、質問いたしますので、答弁を求めたいと思います。

まず、最初にですね、町政執行方針から読ませて頂きました。町長はですね、色々な説明、午前中の執行方針見ながらですね、聞きながら、伺ったんですが、私にはですね、北の江の島構想実際にですよ。実際に事業として動かす、大きな山を動かすという具体的なパワーがですね、見えない。これははっきり言ってですね、良いと思います。

まず二つ目。北の江の島構想を起爆剤としてですね、江差町の活性化を期待していた多くの町民はですね、果たしてそれが北の江の島構想の具現化に向けたですね、そういう取り組みになるのかという、心配、危惧している方々は私は、いると思います。平成31年度当初予算、北の江の島構想を少しでも前進させようとする予算措置がですね、ソフト系、イベント事業が中心でですね、この大きな計画をですね、実際に形に見せる、形を見せ、

町民に提案するというようなですね、前向きな政策が見えていないと私は思っております。執行方針の中でですね、町長は、私が先頭に立って、この構想を動かす。今年はスタートアップ事業としてですね、取り上げたい。そして最後は、今年、今年度、31年度中に完成させる都市計画マスタープランと連動させたい。これは一つの方向としては私は評価して、これを具体的にですね、やっぱりやっていくには、なんとしても町長だけの思いで、だけではできません。これははっきり言えます。役場ですね、担当課のそういう責任者が、全課がですね、協力しあってですね、プロジェクトチームを作って立ち上げてですね、やるという気概がないとですね、この事業が具現化してこないと私は思うのであります。議会はですね、政策議論の場であります。賛成、反対あっても私の提案に対して、賛成、反対あっても、私は一切それでですね、この場限りにして、ああだこうだということはしません。私の考えが間違っていたら、間違った。こういった方向に行きたいという、私以上のものの提案があったらですね、私はそれは反論して構わないと思っております。チェック機能と合わせてですね、私はずうっと前向きな政策提案、という考え方をですね、初志貫徹、一貫して取り組んできているつもりでおります。私の具体的な考え方を提案いたしますので、答弁を求めたいと思います。

まず一つ。構想をじゃあどうして具体的に動かしていくのかというフローについて、私資料1を作ってますので、皆さんの手元にあるでしょうか。これは私の考え方です。私の少ない経験の中から、こういう風な流れに沿ってやらないと具体的に事業が動かないという、そういう思いで私が作ったものであります。あらたなですね、色々な事業を、構想を具現化するには、基本調査から実施設計、着手に至るまで、地道な作業と時間、エネルギーが必要であります。更には大事なことはですね、江差町を少しでも良くしたい。そういう願う熱いですね、志がなければできません。北の江の島構想が、なぜ具体的に進んでこないのか、提案が出てこないのか、私は財政問題だけではなくですね、構想を具体的に具現化する突破口、そういう手法を見い出せないでいるのではないかなと私は考えております。私の少ない経験、考え方に基づき、一つの例として、構想から着手までのフローのイメージを提案したことは先の資料1のとおりであります。役場庁舎内で充分対応、基礎資料をデータ化することは可能です。プロジェクトチームを立ち上げ、力強くですね、第一歩を踏み出す。私の提案に対するその所見を求めたいと思います。

次に5番目。かもめ島周辺地区を含めた、地区全体計画策定の必要性でございます。資料2を参照してください。これは、私は、皆さんの合意を得ないで、一つの提案です。はっきり言って、今道の駅をこの場所に誘致するべきという前提で話をしています。それともう一つは、今まであるですね、実際にこれから、今の生花市場、漁協の旧事務所、活魚施設、倉庫、民間の建物もあります。ちょうどかもめ島の入口にあります。これ、そのまま放置しておいて良いのかと。これ単体でやったら、かなり困難。不可能に近い事業だと私は認識するものであります。かもめ島と国道228号線の交差点。これをツイン、ツイン港湾にしてですね、そして全体計画をこの周辺の地区の全体計画を作るっていう必要が

極めて大事なのではないかと考えております。北の江の島構想は、たんにですね、既存施設を少し整備、改修し、ある時間のみ賑わいを創出するっていう一過性の課題ではないと認識するものであります。その考え方は、町長も所信表明にあるようにですね、私と大きな差はない。今はこれだけ。今年はこのように踏み込んで行くという照井町長のですね、そういう心意気、所信表明かなとかんじたんですけど、それで良いか、私の認識で良いか、駄目なら駄目。間違いだったら間違いだったと、はっきり言って欲しいと思います。

6番目。江差町の魅力等活性化継承のために、かもめ島周辺地区の歴史的評価の再認識の活性化事業が極めて大きな、最重点課題と認識します。私はかもめ島周辺でイベント事業や賑わいを作り出すことについては、一過性のものであっても、否定はしません。しかし、かもめ島の歴史的評価の再認識と位置付けは、周辺地区を含めた非常に価値ある存在であると確信するものであります。かもめ島と国道交差点付近を含めた、全体整備計画の立案が、江差町の最重要課題であると認識するものであります。その私の提案に対する所見を求めたいと思います。

私は、今議員と同時に、私は政権与党の組織の末端支部の責任者をしております。大きな事業計画がまとまり次第、要請があれば、あらゆる組織への陳情や要請活動に汗をかき、尽力をするということをですね、申し上げておきたいと思います。

以上総括して、都市計画マスタープラン、立地適正化計画策定上、地区周辺整備計画の基本方針をしっかりと、しっかりとですね、認識して、それを策定上に役立ててもらいたいと思います。以上です。

「町 長」

議長。

(議 長)

「町長」。

「町 長」

室井議員の質問にお答えいたします。

北の江の島構想の具現化に向け、大きく7点に渡ってのご質問であったと思います。ご質問の内容を拝見し、まとめて答弁すべきと判断した項目がございますので、あらかじめご了承ください。

始めに1問目の平成31年度町政執行方針からと、2問目の平成31年度当初予算についてを一括してご答弁を申し上げます。室井議員から町政執行方針の北の江の島構想の実現に向けた具体的なパワーが見えない。また、平成31年度の当初予算からは、イベント事業が中心で、構想の実現に向けた前向きな政策が見えない。との厳しいご指摘でござい

ます。

北の江の島構想につきましては、議員ご承知のとおり、昨年3月に構想を策定し、私の2期目の公約においても、構想から実行へとお約束をさせて頂いているところであり、昨年の9月議会における所信表明においても、次期の、次の総合計画や総合戦略、さらには都市計画マスタープランとの整合性を図りながら、具体的な整備計画や手法、ランニングコスト等を含め、役場内部での議論はもとより、議員や議会や町民と協議を行うこととしております。このような中、本年度の事業の構築について、まず周辺の賑わい創生に関する各種の取り組みを先行させることとし、ハード事業の実施に係る予算等につきましては、総合計画や都市計画マスタープラン等の策定段階を踏まえ、時期を逸することなく、適切に対応と検討を行って参りたいと考えております。

いずれにいたしましても、公約である北の江の島構想の実現に向けて、しっかりと取り組みを加速させてまいりたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

次に具体的な提案をもってのご質問であります。3問目ではありますけれども、議会は政策論議の場であると、5問目のかもめ島周辺地区を含めた、地区全体計画の策定の必要性。さらには6問目の、江差町の魅力と活性化、景勝のためにかもめ島周辺地区の歴史的評価の再認識と活性化事業が極めて大きい、最重点課題と認識するが、と、7問目の都市計画マスタープラン、立地適正化計画策定上、地区周辺整備計画の基本方針を明確に示すべきと考える。についてでございますけど、関連がありますので、一括としてご答弁申し上げます。

まず初めに、資料の2をあらかじめ拝見させて頂きましたが、室井議員のご提案と昨年町が作成した基本構想との大きな相違点は、開陽丸周辺で観光の拠点化を進めるとした町の考え方と、南埠頭用地を大胆に活用して、観光の拠点を進めるといった、室井議員との点。また、基本構想にはない、国道のアール解消や周辺の環境整備を新たに行うといった点であろうかというふうに認識しております。町といたしましても、昨年の6月定例会議会において、総務産業常任委員会から同様の内容の報告を受けており、今後の北の江の島構想を具体化するためには、議員の提案も含め、様々な角度から調整が必要であると考えております。

次にかもめ島の存在価値についてでありますけれども、本町の歴史や文化、経済の発展といった礎を築いてきたかもめ島について、景観や景勝のほか、現存する北前船の係船柱跡や巖島神社等、さまざまな魅力にあふれ、町のシンボルとして、また、町民の皆様の心の拠り所として大切にしていかなければならない場所だと認識しております。そのためにも、かもめ島へ足を運んで頂くうえでの周辺の賑わい創出について、議員ご指摘のとおり、一年を通して、人が賑わう仕組みや仕掛けを本年度から本格的に始動する江差観光みらい機構を始めとした、多様な団体等と連携を図り構築してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、先ほどのご答弁もさせて頂きましたけれども、本年度、向こう10年間の町づくりの指針となる、総合計画の策定や、20年といった長いスパンで



の本町の土地利用等の在り方等のビジョンを示した都市計画マスタープラン、またそれに基づくアクションプランである立地適正化計画の策定が予定されていることから、それぞれの計画の策定段階において、議員ご提案の内容を含め、種々議論を深めてまいるとともに、議会や町民の皆様とともに、適宜協議を行って参りたいと考えておりますので、ご理解願えればと思います。

最後に4問目の、構想を具現化するフローについて、室井議員から、構想を実行に移すまでの手順について、具体的なお提案がありました。北の江の島構想の実現に向けては、ハード面の整備もそうありますが、そこで誰が何を行うのかといった仕組み作りも一方で重要なものと認識しております。また、限られた財源を有効に使う、活用するためには、国の補助や優位な制度資金等を取り込むとともに、事業の優先順位等を整理しながら、計画的な事業の取り進めが必要であります。

このため、北の江の島を本当の意味での実行に移すためには、役場内部での横断的な議論と検討、またそれに係る多様な団体との協議、さらには財源の確保対策といった視点が必要と考えており、この度、室井議員からご提示のあったイメージフローも参考としながら、所要の事務や手続き等を進めて参りたいと考えておりますので、ご理解願えればと思います。

「室井議員」

議長よろしいですか。

(議長)

「室井議員」。

「室井議員」

あの、今町長から答弁をもらいました。相対的なですね、流れの中では、そんなに大きな差はないなど。要は私はですね、この構想、本当に動かしていくと、形に見えるように動かしていくと。しかも来年度ですね、31年度の3月までで、32年の3月で、マスタープランができるんですよ。立地適正化計画。ここにですね、町の考え方が入らなきゃおかしいんです。絶対入れるべきなんです。自分達で自信を持ってですね、これは絶対入れて下さい。こういうふうにしたいんです。一年位かかるんですね。私これでも、長くて2年間、事務的な作業ですよ。地道な。このくらい書かないと大きな事業ができないんですよ。なんとかですね、山を動かしていきたい。そして、その計画ができた段階で、それをどうしてですね、それを実際にやって行けるか。私は本音を言いましたよ。議員として、こういうことで協力すると。なんぼでもやりますよ。汗かきますよ。そういう提案がない。これをお願いするって何かありますか、町を大きく動かすことで。ないんですよ。あればやるってことは私申し上げてるから、それはどんどん言って欲しいと私は思います。

それですね。今皆さんにちょっと今、再質問目ですから、いいですか。今町長から答弁もいただきました。それ私は提案します。現段階です、今の地区内の施設で、機能上、どうしても必要な物を除きですね、私は安易な改修とか、整備を行うべきでないと考えるんです。これは次の計画に支障があります。周辺を含めたですね、全体の基本計画。これが極めて大事で、それがどうして有機的に繋がるのかという考え方があります。多少、時間かかっても私良いと思います。大型の大きい整備計画というのは、5年、10年かかっても良いんじゃないでしょうか。完成するまで。その位ですね。重いものを作って、町民に見せてもらいたい。それは100%賛成しなくてもですね、多くの方がご理解得るものを作ってもらいたいと思います。

それともう一つは、こういう事業をやる場合はですね、もちろん有利制度の活用も図らなきゃなりません、やっぱり民間もですね、大きな力を借りなきゃならないです。これが非常に大事ですよ。行政だけでは限界があります。民間の力を借りるというですね、そういう動きしたことありますか。頭下げて行ったことありますかどこかに。借りなきゃ絶対できないですよ。これからの行政運営は、一緒にやるんですよ大きいとこと。そういうことが必要だと思います。だから今、安易な整備をちょこちょこしないで、私はかもめ島と国道の交差点改良、これをですね、非常に重要な地区と認識してですね、その全体構想を束ねるものは何なのか。それは私は、ただ一つ。かもめ島だと私は認識するものがあります。かもめ島はですね、北前船の最北寄港地で、全国各地の寄港地に例のない、多くの史跡が点在しておりますよ。今のままで良いと思いますか。教育委員会の皆さん。復元したくないんですか。我々先祖が残した物ですよ。考え方ちゃんと、きちっと流してもらいたい。あそこはですね、知恵、汗を流したですね、我々先祖の尊い場所だっていうね、そういうことをきちっと認識して、あのかもめ島周辺の活性化を図るべきだと思います。

加えてですね、かもめ島に至る国道228号線、大幅な道路改良事業の計画が必要です。それは単に急カーブ、交差点改良でなく、かもめ島へ導く、ランドマーク的な象徴空間として、その必要性を、重要性をしっかりと作ってもらいたいと思います。

かもめ島と国道228号線交差点、これは地区全体の両輪です。そしてその中が賑わい空間。いろんなことをやれば良いんじゃないですか。みんなが入れるような。でも、そのツインだけはですね、かもめ島国道交差点。これをしっかり念頭にしてもらいたいと思います。地権者や所有者とはですね、色々な意味でですね、問題も課題も多くあるかと思いますが。その辺を含めてですね、私の董源を求めたいと思います。

なお、再々質問もさせてもらいますけども、今の答弁によって、これ全課長に私が指名答弁を求めたいと思いますが、その準備をしておいて下さい。

「まちづくり推進課長」  
議長。

(議長)

「まちづくり推進課長」。

「まちづくり推進課長」

室井議員から、あの、都市計画マスタープラン、あるいは立地適正化計画。そういったものと連動して、北の江の島構想をしっかりと進めなさいという趣旨の質問でございます。先ほどの町長の答弁にもありましたが、これまでかもめ島の、特に南埠頭のですね、利活用につきましては、昭和の終わりの北前船の大回航、あれ終わった後にですね、にしん村構想、あるいは平成13年には、江差港の長期構想、そういう構想がたくさんありましたが、実際には足を踏み出すという事はありませんでした。今般、町長の2期目の公約ということで、1期目の中で作った構想をですね、実行に移すという覚悟を持って町もですね、この構想を実行にという形で進めていきたいと思っております。

その中で議員がおっしゃる点です。先ほど言った、交差点の改良、あるいはかもめ島、そしてその中間点がたまり場というか、賑わい創出の空間というような位置付けだということ。一応町長の答弁にもありましたが、町の今現在の北の江の島構想は少しかい離している部分もあります。それは、今後の総合計画、あるいは都市マス、立地適正化計画、その計画策定の段階で議論していきたいと思っております。それと、官民連携という言葉があります。民間の力を借りなさいと言いますが、総合戦略も合わせてこれから作っていかなくやなりません。その中には、自主自立、あるいは先駆的、あるいは官民連携、生産間連携、こういったプロジェクトチームを作るには政策間連携、あるいは民間の力を取り込むのであれば官民連携。そういった視点もしっかりと取り込みながら、手戻りのないですね、事業の実行に向けて、我々も、総務産業常任委員会で視察に行かれた、町の方々の担当者に負けないようにですね、汗をかいて、そして知恵を出していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(議長)

室井議員、漏れた答弁ない。全部答弁した。

「室井議員」

いや、してない。いいの、してなくてもいいの。それは時間ない。

議事進行に俺は協力するんだよ。議長あんまりそこで、途中で入れるな。

よし、再々質問でいきます。

それでですね、今答弁漏れでもあえて私は言いません。議長に昼休みに怒られだんだわ。委員会で長くて時間食ったから、だから協力しますので、だから簡潔にいきたくと思えますけど、でも、非常に重要な案件だということを皆さんね、認識あるかないか、私は確認します。

まずですね、総務産業常任委員会、平成29年2月2日にですね、神奈川県藤沢市の江ノ島を現地視察しました。私の考え方でありますが、印象でありますが、島全体がですね、大型のスーパー、売店化されてですね、歴史というのはあまり感じなく、私は魅力が無いなど。北海道の江の島の方が良いなと私は思って帰ってきました。島全体の繁栄と成り立ち、地理的、気候的背景等から、神奈川の江ノ島と北海道の江の島は、賑わい空間以外はあんまりですね、あまりにもかけ離れているなと私は思いました。北海道の江の島の成り立ち、かもめ島の成り立ち。歴史を明確に認識し、日本中に例のないですね、全体計画は、私は作ることができるかと確信するものであります。これは総括として、以上の3点について言いますけども。

まず担当課長にお伺いしたいと思います。総務産業常任委員会の意見書、私の一般質問の中でですね、もう皆さんは何を室井議員は言いたいのか分かりますかと思えますけど。

まず、社会教育課長。いいですか。ごめんね。かもめ島のね、歴史認識、江差の中でどう位置付けしてますか。答弁は一括して下さい。まずそれを社会教育課長。

それから追分観光課長。いいですか。美しい村連合、日本遺産の町として、景観という観点からですね、どういう風に考えれば良いんですか、私これ、2月12日、一人で行って来ましたよ。かもめ島。これ花月の管理はこれ、総務課長かな。財政課長。じゃあ財政課長のとこで今言いますけど。景観。やっぱり綺麗な町にしなきゃならないんだ。ね、ちょっとしたことでできる。今回の予算で花いっぱい運動のやつ、予算載ってますね。そういうこともやって行けば良いの、持続的に。そしてとにかく今ある施設、悪いと思うのは、ですね。やっぱり早めにちゃんと言う。お金だけの問題じゃないと思う。そういう志があるかないかということ。

それと財政課長。じゃなくて産業振興課長。これありますね。江差港所在国有港湾施設管理委託施設現況図っての。持ってますね。これ、このままいくんですか。このまま。これ開発局と協議しても良いんじゃないですか。現状。そういう考え方があるのかないのか。というのが1点。

建設水道課長は答弁、げんこうに参加したと思うから質問しない。ね。

それと財政課長。これひどい、危ないよ。花月。石綿スレート落ちてるんだよ。これね。副町長も町長も覚えておいて。これスレートだから、硬いんですよ。屋根から落ちると頭がい骨骨折、死んじゃうよ。この高さで。これ撤去してしまうか、ね、覆うかどっちかしかないやダメでしょう財政課長。これは、ちょっと考えて下さい。これね、あのもの壊せば一番良い。だけど、あの壊した後の利用地というのは、なんか考えていますか。私は自然公園法も勉強してきましたよ。今回の質問のために、がっちり。もしあったら、それともう一つは、良いですか。財政課長。こういうのを覚えてますね。公共施設等適正管理推進事業債ってのを。覚えてますね、私もこれ、総務省自治財政局調整課と話して、調べました。こういうのを活用するとかなんとかってあるんですよ。要は再利用してあの建物を壊した後の利用を図るという事で、これ起債90パーセント、そうですね。それと交付金、

江差町は今財政力指数0.28ですね。30から50パーセント位までは交付税還元されますよね。課長良くご存じですよ。そういうことをちゃんと提案しなきゃ駄目なんだよ。今のある竈の、鍋の中に入っているお金だけ、あつちは使いたい、あつちは使いたくないと、そういうことじゃなくて、やっぱり前向きに、そういう有利制度、そういう起債を借りるといことですね、課長してもらいたいけど、それ財政課長ですね。

あとは、総務課長。総務課町あの、民間施設も公共施設もあると思いますけど、特に公共も今回予算に乗ってましたね、民間のね、解体ね。公共もやっぱりあの、役場として、考えていかなきゃ、危ないなと思うところは考えていく必要があると思いますよ。私大分前に質問しましたが、ね、民間の建物であっても、江差町がちゃんとその所有者に行政指導しなかった場合、その所有者の所在地の自治体に責任があるっていうことは、仙台高等裁判所の判例から、はっきりしてるんでしょう。民間のものであっても、やっぱり町は確認して、きちんとそういう指導監督を図るべきだと思いますが、いかがでしょうか。以上です。

(議長)

室井議員、今の、三回目の質問したんですよ。今多岐に渡っております。皆さんそれぞれ質問きたと思うんですけど、最初に社会教育課長。次に追分観光課長。次に産業振興課長。次に財政課長。次に総務課長。今の順番に並べてですね、答弁をお願いしたいと。

はい、大坂社会教育課長。

「社会教育課長」

室井議員からかもめ島の歴史認識を教育委員会としてどう考えているのかというご質問だと思います。江差の歴史というのは、かもめ島から始まったということで、これは過言ではないと思っております。で、かもめ島、昔弁天島と呼ばれていた頃。本当に天然の良港で、北前船の交易の舞台で、かもめ島に歴史的遺産。又は文化的遺産。自然遺産。これからが多数あることは、町民のみならず、議員の皆様もご承知のことと思います。室井議員の資料が、事前に皆さんに配られて、一番最後のページに、かもめ島の石遺の地図が載っております。ざっばくに説明しますと、なかなか有名なようで、有名でない。例えば、義経と馬岩の伝説、こういうのは知ってるようで知らない方が多々あります。弁慶の足跡なんかというのも、そういうものです。また、北前船に関する係留跡や飲用井戸、その他、徳川幕府の砲台の跡もあるわけですね。江差追分の記念碑。また、巖島神社に至っては、いわゆる加賀の国はちだての船頭達が寄進した手洗い石なんかもあるわけなんです。本当に歴史的に深い、このかもめ島ですね、教育委員会だけで守ることは難しいと思いますんで、この歴史的なかもめ島を友好的に活用、保存していくために、教育委員会としてやれること、役場の各課で連携して進めていきたいなど、このように思っております。

(議長)

次に追分観光課長。

「追分観光課長」

室井議員から美しい村、それと日本遺産がらみで、かもめ島の景観についてのご質問ございました。日本遺産を中心にお話しさせていただきますと、日本遺産のストーリーは、ニシンの繁栄が息づくまちということで、これですね、26の構成文化財でなってますけど、かもめ島がその内の3分の1、七つあります。そういう意味では日本遺産でも、あるいは観光全般においても中心的な場所なんだなというふうに、私自身も認識しております。で、室井議員から頂いた資料に看板の写真がございました。で、うちの、私もびっくりしまして、職員に聞いたところ、2月にですね、漁師の方から落ちてるということで、2月25日に借り留めをしながら、新年度に入りましたら、しっかりこう付け替えるということで、今進めておりますので、景観、うちの他の部分についてはちょっと、私の方からは答弁は控えますけども、これからもしっかりその、景観、気を付けながら進めて参りたいと思います。以上です。

(議長)

次に産業振興課長。

「産業振興課長」

はい。港湾計画の図面、私ちょっと今日は持ってきませんでしたけども、この長期計画に基づいてですね、現在の港湾計画の図面が作られております。で、5年毎の見直しをしながらですね、計画を徐々に徐々に変更してですね、進めているのが現在の計画でございます。現在進めているのが、南埠頭の漁港区の整備を進めておりまして、かもめ島のちょっと手前の方に突堤ができていう状況でございます。現在、その整備を含めてですね、もう数年かかるのかなというふうに考えてございます。特に室井議員が、ご質問の主旨は、北の江の島構想との関連性をどのように持っていくのかと、港湾整備の中でどのように持っていくのかということのところなのかなというふうに私聞かせて頂きながらですね、答弁させて頂くとするならば、3年ほど前からですね、町長がこの掲げている北の江の島構想について、港湾のヒアリング時にはですね、常に江差町としても、こういう計画をこれから練ってですね、港湾の方と協議をしていきたい。国の方と協議をしていきたいということ常々申し上げてきている訳でございます。開発側とすれば、江差町さんの考え方をまず示して頂きたいと、いう中でですね、できるものについては出来るだけ港湾としても協力してまいらうという立場に立って頂けると、そういう中でですね、市街地活性化推進協議会、これは江差町内の中に設けてる、江の島構想を推進していくための委員会を設けておりますけども、この中の委員にも今年度以降ですね、オブザーバーとして開発

の職員の方がですね、港湾事務所の職員の方が入って頂きながらですね、具体的にもう話を聞いてって頂いて、可能性のあるものないものについての整理もしていかなきゃならないのかなと、いうふうに考えておりますので、今出ている図面がガチガチであるということではございませんので、今後、町の考え方をですね、決定していけば、それに沿った形で進めて頂くようにですね、開発とも協議を進めて参りたいという立場で考えてございます。

(議長)

次に財政課長。

「財政課長」

島上の老朽化した建物の関係でございませけれども、室井議員の方から、この写真も頂きまして、私も実際にまた島上に上がって見てきましたが、景観もそうでございますが、大変危険な状況になっているということを確認したところでありまして、今、シーズンを迎えるというところでございませるので、当面応急的な飛散の恐れがないように、そういう危険でないような措置を、当面応急的にしていき、その後、具体的にもっとどういうことができるかということを検討していきたいと思っております。

それと、取壊し云々というところでございませけれども、自然公園内ということで、重々議員の方がご存知かと思うんですが、これにつきましては、前環境整備課長の時代から振興局の何度も確認しまして、私も確認したところなんですが、自然公園の中ですので、新しい建物は規制されております。この現存の建物と大きさ、高さを超えなければ、建て替えならば良いということを確認、これは何度もしております。で、そういうことでもございませるので、跡地が具体化してない中で、取り壊してしまつては、新しいものを建てるのは非常に困難になるという部分も認識してございませるので、今取壊しというのは、近々には考えていないところでございませ。

それから起債の関係でございませますが、この跡地活用具体化した中では、当然公共債ですとか、そういったもの、例えば計画が必要であればそういう計画も作りながら、優位な起債を使うと、それは財政当局とすれば当然考えていき、財政運営に支障のないようにしていきたいと思っておりますので、ご理解願いたいと思ひます。

(議長)

次に総務課長。

「総務課長」

まずあの、町が民間の方の何と言ひますか、住宅を解体したというところにつきましては、先般の福島町の事例が新聞報道されたところだというふうに記憶しております。あの、

江差の場合の条例におきましても、町が解体することについては、条例の中で安全代行措置というところと、それから、行政代執行の部分が二つあるところであります。ただ、民間のところにつきましてははですね、緊急に危険を回避する必要があると認めるときは、所有者の同意を得て、危険、当該危険を回避するために必要と認める、最低限の措置を講ずることと、いうふうになっております。その最低限の措置が、解体であるというところも想定されるところでありますので、解体は可能なのかなというふうに思っております。ただ、経費につきましては、個人負担となるところです。その中で、公共施設の部分につきましては、本条例の中では適用外となっておりますことから、何と言いますか、公共施設のところにつきましては、この条例に則った中での適用はされないというふうな状況になっております。ただ、個人所有の物に対して適正に管理しなさいよというふうに言っておきながら、町の中での、その、町有施設のところについては、そのままかという課題は残ると思いますので、ここにつきましては、担当課と協議をさせて頂いて、方向性を見い出していききたいなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(議長)

良いですね。2番目の質問です。

「室井議員」

議長。あの時間ですね、ちょっとないもんでですね、2問目の質問ですね、予算質疑で若干したいと思ひますので、許可、取り下げしたいんですが許可してもらえますか。

(議長)

時間までにあと17分ありますから、17分間にまとめてしてください。

「室井議員」

あの、あなたはなぜ昼休みに私にああやって言ったんですか。

(議長)

いや、2番目の質問をしないということかい。

「室井議員」

取り下げて、今答弁の中でですね、して私あの、今回追加で出された資料の予算書の中でも、今までのね、要するに交付税、町税、前年度対比が大体見えてきました。それと資料の中でもですね、土地のあれが売れない。でも住宅が一軒建ってる。これ大体わかってきてますのでですね、あえて今、私理解したのでですね、取り下げてもらいたい。取り下げたいんですが許可願ひます。



(議長)

分かりました。それでは、取り下げを理解いたしますので、これで室井議員の質問を、一般質問を終わります。

「室井議員」

それで良いです。すみません。

(議長)

次に萩原議員の発言を許可いたします。

「萩原議員」

議長。

(議長)

「萩原議員」。

「萩原議員」

さっそく質問させていただきます。

水産業についてでございます。漁業者の経営が年々厳しくなっており、若手漁業者が廃業したと聞いております。今回新たな増養殖対象種の検討に向けた先進地視察を行うとありますが、視察地、対象種をどのように考えているか。また、養殖試験に取り組んでいた、ホヤ、昆布、ワカメについて、平成30年度の初出荷に向けて順調だということであったが、その後の事業化についてどのようになったか。また、今回二枚貝が養殖試験事業が無くなっているが、結果はどのようになったかお聞きいたします。

「町長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町長」

萩原議員の1問目の水産振興についてのご質問でございますが、スケソウダラに続き、スルメイカの水揚げも回復の兆しが見えず、昨年末にはイカ釣り漁業者1名が廃業するなど、漁業経営は厳しさを増しております。スルメイカ等の回遊性資源に頼らない漁業を目

指し、ナマコやニシンの種苗放流等、各種栽培漁業の取り組みを行っているところではありますが、経営の安定化には至っていない現状にあります。このような現状を打開し、栽培漁業をさらに推進するためには、現行の取り組み体制の検証や新たな増養殖対象種の検討等を目的とした、若手漁業者向けの先進地視察が必要と考えており、日本海側を中心に貝類や海藻類を対象とした視察を検討しているところであります。

また現在、養殖試験に取り組んでいるホヤ、昆布、ワカメにつきましては、成長は良好ではありますが、出荷に向けては、ホヤは貝毒検査、昆布は販路の開拓、ワカメは漂流物による擦れで、芽が脱落し、安定生産ができない等の課題を抱えております。事業化につきましては、これらの課題をクリアした上で、事業規模や場所の問題も含め検討していく必要があるものと考えております。

二枚貝増養殖試験事業につきましては、現在行っている蝦夷キンチャク貝の調査を平成31年度からは、栽培漁業推進事業に組み入れ、引き続き養殖の可能性を検討して参りたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

(議長)

「萩原議員」。

「萩原議員」

答弁わかりました。それでですね、私、増養殖施設に関して、質問は何度かやらせて頂きまして、昨年3月定例会の答弁ではですね、多種の施設も含めてみて頂くと、人件費それから施設の維持管理費を含めて、色々お金がかかっていく。これらの施設の経費、効果、色々比較化したうえでなければ、なかなか現状では一歩踏み出せない状況にあるというような答弁がありました。また、現状では前向きなお話しを出来る状況にはないとの答弁がありました。今回町長の所信表明で、簡易な種内生産や蓄養機能を備えた増養殖施設の在り方について検討を進めているとあります。施設建設費、管理費、人件費等を試算し、ある程度の方向性ができたと考えてよろしいのかどうかお聞きいたします。

「産業振興課長」

議長。

(議長)

「産業振興課長」。

「産業振興課長」

今町長がですね、ご答弁させて頂いたとおりでございまして、今年度、新年度につきましてはですね、漁業者の若手の、漁業者の若手を中心にですね、養殖施設、養殖の先進地

というんですかね、育てる漁業の先進地の視察をまず行いながらですね、これから漁業の中心を担っていかれる方々が、どのような養殖が良いのかという、魚種についてもですね、検討を頂きたいなというまだ状況でございまして、現段階でどのような施設が良いのかという、町として素案を持っているというような状況ではございません。もうちょっと時間をかけてですね、しっかり検討して参りたいなというふうに考えてございます。

(議長)

「萩原議員」。

「萩原議員」

最後の、再々質問です。栽培漁業や養殖施設については分かりました。

ただ、漁師、海に出て漁をしなければなかなかいけないということでもあります。去年はですね、イカ漁、一時期は良かったんですね。ただ、結果的には不漁でした。やっぱり漁場まで一時間かかって行って、本当に捕れない時は5杯とかということで、本当に大変だとお聞きしております。漁場に行くためには大変燃料もたくということで、現在もA重油大体税込で100円前後ということで、なかなかずっと高値安定でございます。これからはなかなか燃料の方、高値安定続くと思うんですけども、これらに対して、燃料費の補助とかというのを補正とかで考えているのかどうかお聞きいたします。

「産業振興課長」

議長。

(議長)

「産業振興課長」。

「産業振興課長」

燃料費についてということで、現在検討している状況はございませんけども、昨年度も燃料がかなり高騰した時にですね、それに対応する方法がないかということについては、漁協さんともですね、協議した経緯はございます。結果的には、その後燃料の価格が下がったという経緯もございますけども。ただ、燃料だけじゃなくてですね、やはり漁業者全体の漁、経営をいかに安定させていくかということについては、これまでも多種の政策を考えております。一つは、漁船保険に対する助成ということで、これは漁船を持たれて、操業されてる方、特に大きな船を持たれている方というのは大きな負担になってくるわけですから、こういうものに対する支援を今年度も、新年度もですね、していきたいというふうに考えていますし、新年度の中でまた、燃料がまた急激な高騰が出て来るようであれば、その段階であらためてですね、その燃料助成については検討させて頂きたいというふ

うに思っております。現段階では特に考えていません。

(議長)

萩原議員、2番目の質問。「萩原議員」。

「萩原議員」

はい。一般社団法人北海道江差観光みらい機構についてでございます。10月に設立した一般社団法人北海道江差観光みらい機構がいよいよ観光の実践母体として動き出しますが、何点かお伺いいたします。

まず事務局長の人選はどうなったのか。

また、9月定例会で新たな観光体験メニューの構築を進めると答弁しておりましたが、具体的にはどうなったか。

また、社員が国内旅行業資格を目指しているとのことであったが、どうなったか。取得していたのであれば、どのようなツアーを企画しているか。

ぷらっと江差の売り上げ増加対策とは何を行うか、お聞きいたします。

「町長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町長」

萩原議員の2問目の一般社団法人北海道江差観光みらい機構に関する3点のご質問にご答弁申し上げます。

1点目の事務局長に関するご質問でございます。事務局長の選任については、法人設立後、観光分野に精通し、さらに観光に稼ぐという観点でも期待できる人材確保に向けて人選を進めてきましたが、このほど、江差町の目指す方向性に理解を示され、事務局長として適任な人材から応募があったことから、4月1日付けで採用するとの、就任内定を既にしております。

2点目、体験メニューと旅行資格のご質問でございます。江差には既にメニュー化された体験の他、観光客に喜んでもらえるような体験メニューも数多くありますが、体験の希望が誰が受け付けて誰が担うのか。さらに料金やそれに要する時間はどうか、こういったものが整理されておらず、また発信もできていない状況にあります。今立ち上げておりますDMOには、そういった点を整理した上で、江差を目指す観光客の皆様が体験できる素材の情報を発信し、観光客と町民の間を取り持つ役割を担ってほしいと考えており

ます。例を挙げますと2月初旬にそのテスト版として、タイの観光客を受け入れました。冬を楽しむために、札幌にいらしたお客様を北海道では他にはない歴史と文化で楽しんでいただくコースを設け、着物での街歩き、こうれんやかたこもちを火鉢の炭で焼いて食べ、和室での茶道を体験し、母国の料理を町民とともに食べて交流するというものでした。冬に弱い江差の観光において、一つの可能性を見出すことができたのではないかと考えております。

また、国内旅行業資格に関しては、現時点で取得には至っておりません。しかしながら、先ほど答弁いたしました、4月1日就任予定の事務局長は、既にこの資格を取得している方でございますので、滞在時間を延ばすプランや宿泊者の増加に向けたプラン作りについて、その役割を果たして頂く考えであります。

次にぷらっと江差の売り上げ増加対策についてです。昨年4月に江差町観光まちづくり協議会が引き継いだぷらっと江差は、2月末までの11カ月間で、物販の売上高は対前年同期比132.7パーセントです。今年度はまず、観光客に足を運んで頂くことを目的とした取り組みとしては、宿泊施設にチラシや割引チケットを置いて頂いたり、ツアー会社を通じて旅行客が使用できる割引券を配布するなどの取り組みを行いました。一方で観光客のみならず、町民にご利用頂くことが、直接的な売り上げ効果以上に店のPR効果を生むという視点に立って、町民向けの広報、広告に力を入れ、また子供達を対象としたイベントの開催、さらには地場産農水産物の販売の充実を始めとした、町民目線も意識した店舗運営を進めてきました。来年度はこういった取り組みはもとより、1年間蓄積した販売データを十分活用した販売戦略を立て、経営にあたることを期待されます。いずれにいたしましても、ぷらっと江差は町内事業者からの受託販売も相当程度行っており、さらにアンテナショップとして、この店舗だけが利益を上げるのではなく、町内の商業にプラスの効果を生み出すことも使命として経営を進めていきたいと考えております。

(議長)

「萩原議員」。

「萩原議員」

はい。ぷらっと江差の増加対策分かりましたが、ちょっと、みらい機構の予算案を見ますと、やっぱり事業収益というのが、なかなか少ない状況であります。まだまだ初年度なので、手探り状態なので、なかなか難しいのかなと思いますけれども。今後はやっぱり補助金を減らして最終的には自走していかなきゃならないということではありますが、今後の事業主体は、この観光みらい機構では、どのようなことと考えておりますか。お聞きいたします。

(議長)

「追分観光課長」。

「追分観光課長」

ええと、自走とまでは行かなくとも、補助金を減らしてというお話だと思います。ぷらっと江差1年目に関しては、700万の補助金を頂いていました。今年度は、平成31年度は、それを600万で抑えるというふうに感じております。これはぷらっとだけでも、全体的に今、一足飛びには無理だと思いますけども、徐々に徐々にやっていきたいと考えております。例えばそうですね、体験観光にしても、今すぐ売り出せるものはございません。ただし、これから、今あるものを中に入ること、若干の手数料なんかを頂きながら、少しでも稼ぎながら、私達も経営をちょっと助けながら、あるいは町民の皆さんが少しでも多く、観光で外貨を稼ぐ、そういうところを目指していきたいと思っていますので、ま、補助金の減額は、これからも追求していきますので、ご理解頂きたいと思っております。

(議長)

以上で、萩原議員の一般質問を終わります。

次に、次に塚本議員の発言を許可いたします。

「塚本議員」

議長。

(議長)

「塚本議員」。

「塚本議員」

私から3月議会で3問の質問をさせていただきます。

まず第1問目ですが、北海道江差観光みらい機構の事業についてです。先ほど萩原議員からもご質問がありましたが、昨年10月に設立した、江差観光みらい機構。本年度から本格的に始まるということで、町長の執行方針の中にも、構想から動きへ進化させていくというところであります。我々もこれまでも何回か議会の中に情報提供を頂いておるんですが、なかなか町民目線の中では、どんなことをやるんだろうというのが、非常に見えにくいというふうに私も感じておりますので、具体的にどんなことをするのかというのを、町民に分かり易く、もっと説明していく必要があると思っておりますので、その辺についてご質問いたします。

(議長)

「町長」。

「町長」

塚本議員からの1問目、一般社団法人北海道江差観光みらい機構に関するご質問にご答弁申し上げます。江差町が若者が持続的に働くことができる仕事を作り、人口減少カーブを抑制することを目的として、平成27年度に江差町まち、ひと、しごと創生総合戦略を策定し、アクションプランの1つとして、江差文化体験交流づくりで仕事を作るため、江差町版DMOの形成と設立を目標として決めました。また、その実現に向け、翌平成28年度には、古くて新しいまち江差観光戦略で、DMOの中長期的な展望について確認しています。こういった戦略により、こういうことができたなら良いな。こういうものがあつたら良いな。そういうためにはこういう人や物が必要だといった構想が既に出来上がった認識しております。江差町版DMOである観光みらい機構は、それらの構想の実現に向け、まず一步踏み出すため、体験観光推進観光プロモーション、町の特産品開発を基軸として、様々なことにチャレンジし、試行錯誤を繰り返しながら、まずは動くということを実践して参りたいと考えております。現在の江差の観光動態から、観光客入込数は、春から秋にかけて多く、この時期にこれまで以上に江差で時間を費やしてもらい、消費して頂くことが求められる一方、冬期間においては、入込数を増加させる取り組みが必要となります。萩原議員へのご質問、ご答弁でも例を挙げさせて頂きました、体験観光を推進し、それらを国内外の方々に知って頂くためには、やみくもに広告を打つのではなく、ターゲティングをして、しっかりと、効果的なプロモーションをしていかなければなりません。いづれにいたしましても、観光客の受け入れは、地域全体が受け皿となるべきだと考えております。みらい機構はあくまでも観光客と町民、ひいては産業を繋ぐことが大きな任務と考えております。町民にとって、観光を自分事としてとらえていただける環境作りを目指した事業展開を考え、行って参りたいとと考えております。

(議長)

はい、「塚本議員」。

「塚本議員」

ようやく動き出したということで、なかなか具体的な部分がまだ見にくい部分がありますが、限られた町予算の中で、相当程度支援に予算を投下しますので、それを随時、町民に見えるような形で、これらのみらい機構が、こんなふうに動いてるというのを、今後も引き続いて見える化をしながら、事業の展開をお願いしたいと思います。

続いて2問目に入らせて頂きます。

森林環境譲与税、これ仮称ですが、これの施行に係る対応についてです。国では国会で審議中でありますけれども、国において森林環境税、これ仮称ですが、審議されて、森林

を整備することによって、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や水源の涵養、地方創生等を目指すものであります。平成31年度より森林環境譲与税、これ仮称ですが、施行されると、市町村において間伐、これはけいかい確定、ろもうの整備等も含めますが、人材育成、木材利用の促進、普及啓発などの財源に充てることになっています。これらに対して江差町としても一定程度、この譲与税が施行させるにあたり、準備作業も当然必要かと思いますが、計画の策定の状況についてお伺いいたします。

「町長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町長」

塚本議員の2問目にお答えいたします。

森林環境税及び森林環境譲与税は、平成31年度税制改正において、新たに創設されることとなる贈与税及びその財源で、平成31年9月から、より贈与が開始される予定となっております。贈与税新設当初は、国が借金をを行い、財源を捻出し、地方自治体に譲与することとなっており、2024年度の森林環境税賦課開始以降は、国がその財源で借金を返済しながら、平行して地方自治体へ譲与される予定となっております。この譲与税については、議員ご承知のとおり、用途が限定されることとなっており、森林整備や森林整備を担う人材の育成及び確保、木材の利用促進、普及啓発等とされております。また、平成31年4月より、森林経営管理制度が運用開始となることもあり、制度に該当する所有者、不明森林や私有林の整備についても、この譲与税が活用できることとなります。

町といたしましては、森林経営管理制度に基づき、町内の森林所有者の森林整備に対する意向調査を平成31年度内に実施し、所有者不明森林や制度の対象となる私有林整備に係る事業量を把握したうえで、制度に基づく費用に、譲与税を優先的に充当するなど、的確な譲与税の使用に努めてまいりたいと存じます。

なお、江差町としては、譲与税の受け皿として、基金を設置し、事業の執行と財源の適正な管理に努めて参りたいと考えておりますので、ご理解願えればと思います。

(議長)

はい、「塚本議員」。

「塚本議員」

はい。この新たな譲与税ですが、平成31年度としては、全国に市町村に大体160億



ということの予算規模と聞いておりますし、市町村配分は、私有林の人口割面積、林業就業者数、人口、これらを基に算出するとありますが、江差町においてはどのくらいの予算規模になるのか、想定している数字があれば教えて頂きたいと思っております。

(議長)

「産業振興課長」。

「産業振興課長」

譲与税の金額についてはですね、まだ正式には示されていない状態です。ただ、概ね300万弱程度の配分が江差町にあるのではないかとというような、内々の話は聞いている状況です。

(議長)

いいですか。「塚本議員」。

「塚本議員」

森林、森林というか、木材業を営む人方については、経済的には一代ではほとんど元を取れませんし、なかなか利益を上げるに難しい産業でありますので、それらの人方に希望が持てるような、用途をしっかりと明確に示しながら、担い手の確保なり、新たな木材使用、いろんな部分で有効に活用をお願いしたいと思って、質問を終わらせて頂きます。

(議長)

では、3番目。

「塚本議員」

3問目の質問に入らせて頂きますが、リーディングスキルの向上対策であります。教育長の先ほどの執行方針にもありましたが、指導方法の工夫や改善、評価方法の検討、あるいは江差町基礎学力向上対策会議、これらを開催して学力の向上に努めているということではありますが、近年、ま、教科書を読めない。あるいは新聞を読めない。読解力の低下がいろんな分野での学力の低下の要因になっていると、いうふうに言われております。さらに先進的な教育委員会では、読み解く力を教育政策の柱にしているところもあります。指導要領では小学校6年生までに、定義の部分をちゃんと読めるというふうな部分が、なっておりますが、ここの部分で、国立情報学研究所なんかが中心とした研究グループが開発した、その都度、読解力の評価、これがその後の主導に非常に重要になってくると考えております。これらの研究所が開発している読解力を特定するテストだかを実施し、現況の読解力のレベルをしっかりと測定することが非常に重要と考えております。そのうえで、読

解力の向上に向けた指導を行うことで、最終的な、総合的な学力が向上されるというふう  
に、私も考えておりますが、この指導方法の工夫、改善、これらの中にこういうリーディ  
ングスキルテスト、これらを導入しながら、やってみるといのはいかがかということで、  
質問させていただきます。

(議長)

「教育長」。

「教育長」

塚本議員の3問目の質問にご答弁申し上げます。近年、読解力の低下が問題となってい  
るというご質問でございますが、町内小中学生の全国学力学習状況調査の結果からは、読  
む能力の領域では、小学校、中学校とも平成28年、平成29年では、国語、A、Bとも  
に全国を上回っております。今年度についても、小学生が国語Bで全国を上回る結果と  
なっております。ここ数年、読む能力がついてきた要因は、全ての学校で、言語活動につ  
いて、国語だけでなく、各教科、道徳、総合的な学習の時間、及び特別活動を通じて、学  
校全体として取り組んでいることが要因と考えられます。

また、今後も学校で取り組んでいる朝読書や、家読の推進、町図書館と連携した読書活  
動を推進し、本に親しむ環境の提供をするほか、小学生新聞の購読や主体的、対話的で深  
い学びへの授業改善をし、読解力の向上に繋げていきたいと考えております。そのこと  
により、他の教科の成績アップにもつながるものと考えております。現状では、読む能力  
より、書くことや話すことの領域が低い状況でございます。議員提案の読解力を特定するテ  
ストの実施は、考えておりませんが、毎年実施する全国学力学習状況調査やCRT検査で  
も把握できるものと考えております。その結果を分析し、指導方法の工夫、改善を図るよ  
う、江差町基礎学力向上対策会議においても協議をして参りますので、ご理解をお願い  
いたします。

(議長)

はい、「塚本議員」。

「塚本議員」

ただ今、教育長から答弁ありまして、一定程度、江差町内においては国語の能力が、一  
定程度、全国レベルを上回っているというふうに伺いましたが、個々の、客観的な読解力  
の評価というのは、なかなか難しいので、今後もその辺を、導入を含めながら、総合力  
を身に着けるためには、文書を読んで主語、述語が分からないような子ども達がいるとな  
かなか前に進めないと、それは現実でありますので、今後それらの評価方法も改善を含  
めて検討して、今後の総合的な学力の向上に努めて頂きたいと思っております。

以上で終わります。

(議長)

以上で、塚本議員の一般質問を終わります。

2時50分まで休憩いたします。

(議長)

再開いたします。

次に飯田議員の発言を許可いたします。

「飯田議員」

議長。

(議長)

飯田議員。

「飯田議員」

それでは、私は第1回定例会にあたりまして、3問6項目について質問いたします。

ただ、2、3につきましては、以前に、萩原議員、塚本議員の質問で答弁頂いてますので、一部割愛をしながら質問をさせていただきます。

まず、第1問目でございます。町立の屋内体育館建設の構想と学校における部活動の有り方についてであります。

江差町には、10数年前に生涯学習センター体育館、閉鎖されて久しいわけであります。以来、町立の体育館がなく、町民のスポーツを愛好する皆さんが、人材開発センターまなびつくや学校体育館を活用しながら、それぞれのスポーツに汗を流している実態でございます。また、一部の町民の方々につきましては、隣町の厚沢部町、上ノ国町の体育館を有料で使っているのが実態でございます。また、まなびつくにつきましても、特に冬期間は暖房料、使用料を含めると大変こう、練習する方には大きな負担になっているわけであります。そういう関係の皆さんからは、一日も早い総合体育館の建設を求められているわけでございます。ただ、江差町の財政を考えた場合、おそらく10数億規模の体育館というのは、相当厳しいと思われまじけれども、これはまさに中期的な視点にたって、建設計画が求められるわけでありますので、町長の所信を求めたいと思います。

次に、これは教育長の所信でございます。次に教職員の働き方改革により、特に中学校の部活動の有り方について質問いたします。新年度から、部活動、週16時間以内、そして週二日の休養日と定め、来月から学校現場で適用になるわけであります。そういう流れの中で、学校の先生や児童生徒には一部戸惑いの声も聞かれるわけでありまじけれども、

これに対しまして、これまでも一般質問等で取り上げてまいりましたけれども、新年度に向けて、教育委員会はどのように対応されるのか、教育長の所信を求めたいと思います。

(議長)

教育長。

「教育長」

飯田議員の屋内体育館建設構想及び部活動の有り方についてのご質問に答弁申し上げます。

まず、町民体育館の建設構想でございますけれども、町民体育館の建設構想を中期的な視点から検討すべきでは、という質問でございますが、多くのスポーツ団体から、町民体育館建設は何時なのかという声が届いていることは十分承知しております。しかし、建設にあたっては、多くの財源が必要となります。そのための財源対策をどうすべきかとともに、建設予定地の問題や建設規模等、構想を策定するにあたっては、高いハードルを乗り越えなければなりません。教育委員会としても、町民体育館の必要性は十分認識しておりますが、将来的課題と捉えているところでございます。

なお、現在、少年団やスポーツ団体が活動しています、小中学校の体育館の一般開放やまなびっく体育館、朝日町民体育館の利用促進に向けた支援については、今後とも継続して推進を図って参りたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、部活動についてでございます。昨年3月にスポーツ庁が運動活動の有り方に関する総合的なガイドラインを策定してございます。これに伴い、都道府県においても方針の策定を求められており、1月に北海道において、北海道の部活動の有り方に関する方針が策定されました。これを受け、現在、町としての部活動の方針案を作成し、学校と調整をしている最中でございます。見直しの内容の主となるものは、適切な休養日等の設定で、今年度までは部活動休業日や週当たり1日以上で、月1回以上、土日に休養日を設けることでしたが、今後は、週当たり2日以上、その内、土日は1日以上休養日とするもので、1日の活動時間が平日は3時間程度から2時間程度に、土日は、半日程度から3時間程度に短縮し、合理的、効率的な活動を行うものとなっております。このことは、生徒の怪我の防止や心身のリフレッシュを図る他、教師の部活動指導における負担が、過度にならないよう配慮するものでございます。町としても、この国、道の方針により、進めて参りますので、ご理解をお願いいたします。

(議長)

飯田議員。

「飯田議員」

ただ今、体育館と教職員の部活の指導について答弁を頂きました。

特に体育館につきましてはですね、まさにその通りですよ。10数億円の財源措置が必要な構想ですよ。これはやっぱり教育委員会だけではなくて、町長部局にやっぱりかかってくる部分が多いと思いますよ。少なくともですね、今現在進めております第6次町の総合計画なり、都市計画マスタープランにきちんと盛り込んでですね、中長期的な視点で、やっぱり体育館構想を進めて行く。当然、その段階において、各団体からの意見聴取というパブリックコメントも必要でしょう。そういうことを一つずつ前に進めて行かなければ、この体育館構想というのは絵に描いた餅ですよ。そういうような準備があるかどうかということのを改めて伺いたいと思います。

それと、教職員の働き方改革に伴う部活の有り方ですけども、前の一般質問の答弁とたいした進捗してないと、少なくとも新年度から確実に、実行されなきゃならない制度ですよ。具体的に例えばですね、部活の引率の先生の関係、部活指導員の対応、前の質問では外部指導員、これは学校の現場から特に必要がないということで、先生方の対応で充分というそういう答弁も頂きましたけど。日曜日ですね、部活の遠征については、やっぱり民間等力を借りて、そういう部活指導員という制度も出来る訳ですから、これやっぱりきちんと新年度から始まる段階で、今の段階できんとした答弁、私はあってしかるべきだと思うんですよ。その点改めて質問いたします。

(議長)

学校教育課長。

「学校教育課長」

部活動の関係ですが、教育長答弁した通り、31年度からは週2日、それで時間も平日2時間程度と土日3時間程度ということになります。実際、30年度でも、町の2つ中学校あるんですが、そのような形に近い休養日を設けていましたので、その分については、学校も問題無いということでの回答は得ています。それと部活動指導員の関係ですが、議員おっしゃったとおり、今のところ中学校の方にも確認をしておりますが、特には必要がないという考えています。土日の遠征等ということでございますが、この土日についても1日休みになるということと、あと、学校の方でも大会をそれぞれ選んでですね、出ないものは出ないというような形になってきております。この31年度から、で、精選していくということになっておりますので、あの、指導員については、ボランティア等でもし、できるような方がいればですね、ちょっとお手伝いしてもらおうというようなことでは考えておりますが、部活動指導員そのものを配置するという考えは、今のところございませんので、ご理解願います。

(議長)

まちづくり推進課長。

「まちづくり推進課長」

飯田議員の方から、体育館の整備について、次期の総合計画の中でもというお話でございます。

先ほどから町長の答弁の中にもありますが、本年度、31年度中にですね、第6次の江差町総合計画が策定されます。その中の作業の中で、各課のヒアリング等もありますので、そういった各課の中でのヒアリングの中で、課題がなにかという中で、ちょっと整理をしていきたいなど、それで総合計画というのは、課題があつて、それに結びつく解決方針があつて、そしてそれにぶら下がるアクションプラン、この3つが一体となって進められるものですので、現在のまず体育館の利用状況も踏まえながらですね、教育委員会と少し聞き取りをしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

(議長)

良いですか。

「飯田議員」

はい。

(議長)

2問目の質問ですか。

「飯田議員」

はい。では2問目に入りたいと思ひます。

それでは生涯学習スポーツとして大変町内でも人気がありますパークゴルフに対する支援策について伺ひたいと思ひます。

このパークゴルフにつきましては、若い方々から特に高齢者の方々まで、気軽に楽しめるスポーツとして年々競技人口も増えております。特に、高齢者の方につきましては、もちろん体力作りの運動になりますけれども、認知機能の維持には大変こう、効果があるスポーツと最近言われているわけでありまして、江差町にありましては、水堀、南ヶ丘の運動公園のコースにつきましては、規模は小さいんではありますけれども、近隣の町民の方々が歩いて通えるコースとして、皆さんそれぞれボランティアで汗を流しながら、コースを維持して練習をしているわけでありまして、特に広大な面積を有します柳崎のパークゴルフ場、追分パークゴルフと言うんですか、大変広大な面積を有しておりますので、パークゴルフ協会の方々、現状、新年度も協会に対して300万の補助がされるわけでありましてけれども、それぞれ皆さん汗を流しながら、これまでコースを造成し、運用してきたわけで

あります。

ただ、協会の皆さんから、予算要望があったと思いますけれども、現在使用している2台の芝刈り機、これが一番コースを維持するために重要でありますけれども、これはもう10年以上も前から使用しております機械でございます。故障も多く、大変使うには無理があると、そういう指摘がされております。これは予算要求の段階で、協会から委員会の方に要請があったと思います。

また、中央にあります管理棟やトイレにつきましても、大変老朽化が進み、運営に支障をきたしているのが実態でございます。このような協会の要望に対しまして、町はどのように回答し、どう対応しているのか伺いたいと思います。

(議長)

教育長。

「教育長」

飯田議員の2問目にご答弁申し上げます。柳崎パークゴルフ場を管理している江差パークゴルフ協会への支援に関するご質問ですが、江差パークゴルフ協会の役員が昨年教育委員会を訪れ、意見交換をいたしました。その際に、議員から指摘がありました草刈り機の更新や、管理棟の修繕等への要望事項については、承知をしているところでございます。しかし、現時点では、機械の故障等が発生した場合は、補助金の範囲内で修繕に努めて頂きたいと考えております。また、管理棟の修繕については、現行の予算の範囲内で教委として出来ることは、なんらかの検討をしていきたいと考えておりますので、ご理解のほどをよろしく願いいたします。

(議長)

飯田議員。

「飯田議員」

協会とのそういう協議の場でそういう答弁されたと思いますけれども、やはり機械は貸与してるんですね、町から協会に対して。これ貸す以上はですね、きちんと本来はですよ、どのような賃貸契約結んでいるのか、そこまで調べておりませんが。普通町の所有している機械を協会に貸与する場合は、きちんと使える状態にして貸与するのが、これ社会一般通念上では常識だと思います。確かに、今答弁ありました、町が補助してる300万の中で修理して下さい。ただそういうものが無くて、今まで300万でようやくあのコースを、肥料代や水だ、そういうものを維持してるんですよ。財政の方で駄目だから、恐らくそれしか出なかったんだと思うんですけども、これはですね、やっぱり、もう少し踏み込んだ、やっぱり支援をやっぱりすべきだと思うんです。それとやっぱりなんといっ

でも管理棟。まあ元々あれはプレハブで設置した建物ですから、あそこの土地の性格上、あれ以上永久的な建築物は建てられない状況でありますから、プレハブ等で設置するしか方法が無いと思いますけれども、やはりですね、300万の中でそれらの修繕費、機械のそれこそ修繕費というのは、ちょっと無理があるんじゃないかなと思うんですよ。その点、再度答弁を頂きたいと思います。

(議長)

社会教育課長。

「社会教育課長」

飯田議員のおっしゃってることについては、先ほど教育長が答弁した通り、教育委員会としても把握しております。

何点か色々要望が出された中で、やれることについては回答もさせて頂いたところであります。確かにこの芝刈り機、ロータリーモアなんですが、非常に古い物で、当然部品等の問題もございます。その辺も理解はしているわけです。なんとか、高額な物なので、なかなか年数が難しいということなので、それ以外に出来ること、本当に現行の予算内でパークゴルフ協会の方々に、今ある我々の予算内の中でやれること、これは協力していきたいと、こう思っていることがまず第1点です。

それと管理棟に関しても、昨年、一昨年ですか、トイレについては、老朽化しているということで、リースを期間中、臨時のトイレを設置させて頂いてるところです。あそこは河川敷なものですから、建設管理部と協議して、一時的な工作物を設置するものについては許可しますと。ただ、永久工作物については無理ですよという中で、非常に我々も悩みつつ、出来ることは支援していきたいと。管理棟も色々要望出てる中で、例えば雨漏り等で、どうしても難しいものについては、現行の予算の範囲内でなんとか援助していきたいと考えております。いずれにしましても、いろんな不都合があった場合ですね、相談の窓口は我々の方ですので、いろんな意見は十分聞いて対処していきたいと思っておりますので、ご理解よろしくお願いいたします。

(議長)

良いですか。3問目。はい、飯田議員。

「飯田議員」

はい。ただ今、課長の方から答弁頂きました。是非ですね、協会に寄り添うような形で、これからも支援をしていくべきだというふうに考えております。

それでは3問目でございます。一般社団法人北海道江差観光みらい機構についてであります。私やっぱりこれ、町長の大きなこの、新年度にかける大きな政策の一つだというふ



うに思っております。やはり、観光客と町民、観光客と民間を繋ぐ、まさにその役割を果たすのがこのみらい機構だというふうに感じております。なんとか活躍してですね、外貨を稼ぐという、そういう施設になることは期待はしておりますけれども、ただ私あの、ちょこちょこぷらっとが、この予算書、試算表を見せてもらっても、やっぱりぷらっとの売り上げというのは、相当やっぱり、このみらい機構の大きな部分を占めているんですね。ただやっぱり一番心配なのはですね、この、ぷらっとにいる、新旧職員体制、これが大丈夫、ちょっと心配だなというのが、今までぷらっとで務めていた幹部の人含めて、2名の方が退職する。そしてまた新しい方が入ってくる。やっぱりこういうことを進めるには、やっぱり人が組織を動かして、やっぱり運営するわけですから、この時期にきて、そういうやっぱり、新旧職員の入れ替えがあるということは、前向きに考えれば新しくくる方が、新しい発想でやるのが良いんでしょうけども、その辺の職員体制は、大丈夫なのかなというそういう心配を持っております。

それと関連しまして、次の関係団体との連携、経済効果、これは先ほど萩原議員や塚本議員で答弁頂きましたので、これは割愛させていただきます。

今、国が働き方改革を進めております。そういう中で、正規社員、そして当然臨時なりパートさん、非正規社員の採用をしたいと思います。こういう部分の方々についての賃金の較差と言いますかね、これらのことはきちんと対応なされてスタートするのかどうか、これに対して答弁を頂きたいと思っております。

「町 長」  
議長。

(議長)  
町長。

「町 長」

飯田議員からの一般社団法人北海道江差観光みらい機構に関する2点のご質問にご答弁申し上げます。

まずぷらっと江差における、新旧職員体制と機構の主要事業及び事業見通しについてでございますが、ぷらっと江差は昨年4月に、前の運営主体から、江差町観光まちづくり協議会が引き継ぎ、次年度からはみらい機構に経営が移ることになっております。職員体制につきましては、今年度は店長と3名のパート従業員でスタートし、夏以降、飲食部門強化のため、パートを1名増員しました。次年度は、民間からの人材を店長として受け入れ、この他、パート従業員4名の体制で、従業員の意向確認、業務の評価を行いながら、接客などの質の向上とともに、働きやすい職場環境づくりに努めてもらいたいと考えています。

合わせて、みらい機構における主要事業及び事業の見通しについてお尋ねがありました

が、要望のありました資料並びに、萩原議員と塚本議員のご質問で答弁させて頂いておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

なお、事業の見通しにつきましては、江差町の観光の潜在能力を勘案すると、しっかり受け入れ体制を整え、情報発信することで、観光客にも、また町民にとっても魅力ある観光地作りに繋がっていくと確信しております。

3点目です。正社員と非正規社員の賃金格差についてのご質問でございますが、みらい機構が本格的に動き出すのは、この4月からでございます。国が掲げる働き方改革の主旨に沿った雇用に努めて参りたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

(議長)

良いですか。

「飯田議員」

はい。終わります。

(議長)

以上で、飯田議員の一般質問を終わります。

次に、小野寺議員の発言を許可いたします。

「小野寺議員」

議長。

(議長)

小野寺議員。

「小野寺議員」

ではさっそく入ります。今回4つの質問ですが、1番目と2番目は高齢者対策になるのかと思います。

それで1番目ですが、町長は執行方針の中でも、町政執行方針の中で、5ページ目(2)心豊かに安心して暮らせるまちづくり、という項目で、不幸ゼロの実現、その中に高齢者の問題もうたっています。これは、この間、町長が執行方針等でも、常々言ってる問題ですが、高齢者が健康で安心して暮らせる町、私も65を過ぎまして、改めてこの高齢者の問題、しっかりと議員としても向き合っていかなきゃならないと、常々思っております。高齢者が安心して暮らし続ける、日常的に一番大きな問題は、買い物に毎日行く。しかし、いろんな身体的状況等々で買い物も難儀する。それから、健康ではない方もいらっしゃると思います。病院に行かなければならない、通院しなければならぬ、それも大変だと。

いわゆる法律的な定義はありませんが、一般的に移動困難者とか、移動制約者、今多くのNPOや行政の方々もこういう言葉で、この対策、政策に進んでおります。私はまずこの問題で2点お聞きしたいと思います。

まず最初に、買い物が大変だ。病院に行くのも大変だ。この実態、人数、そもそも江差町はどういうふう把握しているのでしょうか。実は、いろんな政策、いろんな計画を作る時のアンケート等々で、実態としては、相当それぞれの、役場で言うと課で把握しているのではないかと私は思っております。まず議会ですので、一般質問ですので、これをお聞きしたいと思うんですが、例えば、今言いましたが、アンケート、町がやるアンケート。この中にも類似の調査項目が、この間何回かありました。直近で構いませんが、どのような結果が出ているか教えて頂きたいと思います。

それで2つ目に少し、具体的に入りたいと思いますが、先ほども個々の政策、買物が大変だ。病院に行くのも大変だという部分について、個々の政策で、江差町としても展開しております。ただ、どうでしょうか。障害者等々が使う福祉タクシーあります。65歳以上の高齢者は交通費助成事業があります。介護保険事業でもいろんなことをやっておりますが、しかし、これでも一定の限界があります。これで買い物や通院の難儀を救えるわけではありません。すべてを救えるわけではありません。この中で、本当に事業に入らない移動困難者、制約者が、私は近くにもたくさんいる。こう感じております。現在、江差の社会福祉協議会、民間のNPO等での個々の対応は進めておりますが、それはやはり、財政的な困難がどうしても付き纏います。運営が大変厳しくなっている。移動困難者、制約者が、結局自分の子どもさん、仕事などで都会に行っている、そういうところに頼らざるを得ない。私の住んでいる近くでも、ここで住み続けたいけれども、どうしてもここでは住み続けられない。本当に泣く泣く江差を離れるんだ。そういった方が本当にいらっしゃいます。この数年何人も、こういう方を見るたびに、私はしっかりと行政が、移動困難者、制約者の対策をとる。これが強い思いに今、なっております。この問題は本来であれば、国がしっかりとした制度を作っていく。しかしこれが無い以上は、私は町長が昨年の選挙で、政策公約で訴えました。今回も執行方針の中でもうたっております。不幸ゼロの町の実現。私は、この項目に、9項目を町長は挙げておりますが、私は10番目でも良い。10番目に、移動困難者ゼロ、これを是非加えて、大変な対策の中身になると思いますが、抜本的な支援策、これを是非とも方向性を出してほしい。必要だと考えておりますが、この点についてお聞きしたいと思います。

「町長」  
議長。

(議長)  
町長。

「町 長」

小野寺議員からの買い物や通院等の困難者対策について、2点についてのご質問であります。

始めに、買い物や通院等の移動困難者、制約者の実態、人数はどう把握しているのか。各種計画のアンケート調査でも類似の項目があるが、どのような結果か。というご質問であります。直近に行われてアンケートでは、まず都市計画マスタープランのアンケートにおいて、移動手段についての設問がありますが、これからは、この中からは、移動困難者の実態について読み取ることはできません。また、総合計画のアンケートにおいても、生活上不便な点として、交通についての設問があるものの、現在アンケート調査の集計中であること。また設問の主旨から言って具体的な移動困難な理由等を求めているものではありません。したがって、町として移動困難者、制約者の実態を把握しきれていないというのが現状でありますので、ご理解願いたいと思います。

次に町長公約である不幸ゼロの町実現の項目の一つとして、移動困難者ゼロを加えるべきとのご質問であります。議員ご承知の通り、現在、町の交通福祉施策として、65歳以上の方を対象とした江差町高齢者等交通費助成事業や、江差町障害者等福祉タクシー利用助成事業、さらには介護保険事業における移送サービス等を実施しているところであり、この中で、障害者福祉タクシー利用助成事業については、昨年度、運用を拡大させ、これまでの通院限定から外出全般に適用し、障害のある方の外出する機会の確保等を図ってきたところであります。また、移動が困難な方等を対象に、民間事業者が自家用車、有償旅客運送を実施しており、江差町地域公共交通会議にて登録や変更等の協議を行っています。一方で、町の交通福祉施策については、制度の運用開始から期間が経過していることや、近年の高齢者の交通事故等が多発していることを受け、運転免許証を自主返納される方への対応等、地域の公共交通の有り方を取り巻く環境が変化してきていることから、第6次江差町総合計画の策定段階において、移動困難者ゼロの取り扱いも含め、全体的な議論を深めて参りたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

(議長)

小野寺議員。

「小野寺議員」

住宅マスタープランを作る時のアンケート。問いの13の2で、江差を住み続けたいか。そういう設問があります。それで、この中に、まあ函館とか札幌へ転出したい。これは先ほど言った、もしかしたら息子さんとか娘さんがいるのでしょうかね、そこまでは言っておりませんが。仮に、そこに転出したいとマルを付けた方は、どういう理由でしょうか。という問いもまたあります。その中で、かなりの方、ウエイトで言うと55.失礼いたしま

した。48.9%。まあ50%くらいでしょうかね。転出するという方ですね。なぜか。バスなどの公共交通機関が不便だから。これもある意味、移動困難ですよ。これだけに留めておきます。あるんです、色々調べたら。それから、これ言うつもりありませんでしたが、身体障害者、重度医療助成受けている方、福祉タクシーの利用者、全て移動困難から救われてますか。そんなことないですね。町営住宅に入居している方、結構高齢夫婦、単身高齢者、町住の担当者は分かってると思いますが、大変な買い物、通院苦労している。それはもうわかってますね。難病患者、一定の移動困難を抱えております。除雪サービスを受けてる方、全部、除雪サービスを受けることによって、移動困難から逃れる。それから全部救われてるでしょうか。救われておりません。介護保険サービス受けてる方、かなりの方移動困難者じゃないですか。ま、ここまでにしましょう。少しお聞きします。政策ですから、色々あるかもしれません。じゃあ再質問。アンケートと違って、ここの面接聞き取っている町の、これ高齢あんしん課でしょうか、生活支援コーディネーター、今何年目ですか、3年目でしょうか。その方々、この2年、3年、相当の家庭を訪問して、高齢者、だけじゃないのかもしれませんが、一定の生活実態を聞いております。こういう中で、今言いました移動困難だとか、制約の実態というのは浮かび上がっていないのでしょうか。そこをまずお聞きしたいと思います。

それで、これでやめますが、2つ目再質問いたします。今町長に答弁にありました、今後のまちづくりの、本当に総合的な課題だと私は思います。今言いましたが、高齢者の問題、障害者の問題、そして総合交通体系、先ほど町長言いました。本当に高齢者などが外出することによって、また町の賑わいにもなります。お店に行く、町のイベントにも出る。困難者がそこに誘い出していく、賑わいになります。こういう政策の、また担い手、どこがやるか。バス会社、ハイヤー会社、社会福祉協議会、NPO、商工会、個々のボランティア、本当に多数の団体、個人を巻き込む、そういう対策が必要になってまいります。私、移動困難者、制約者対策を総合的に進めていく仕組み、今述べた関係者、やはり集まって知恵を出し合わなければなかなか進まない。お金だってそんなに町から出る訳でも率直に言ってないかもしれない。そういう点で、まず関係者が集まってどうやったら、今町が政策でやっている、しかしそこではカバーできない方々も含めた、移動困難者、制約者を少しでも救っていく、そういう仕組み、協議会のようなもの、作って知恵を出し合う。これも必要ではないかと思いますが、2点再質問いたします。

「高齢あんしん課長」

高齢あんしん課長。

(議長)

高齢あんしん課長。

「高齢あんしん課長」

それでは、私の方からニーズ調査につきましてお話しをさせて頂きたいと思います。

まず当課におります生活支援コーディネーター、限られた時間の中でニーズ調査をさせて頂いております。現時点では、15の町内会、全世帯を対象としておりまして、1,700軒を回らせて頂いております。ただ、ご不在な、日中回っておりますので、不在が多いことから、その内の約2割の400軒からご回答を頂いておりますので、我々の調査におきましても、まず現時点では完全な実態把握というような状況にはなってございません。それを踏まえたうえで、少し集計の結果の方をお話しさせて頂きますけども、まず通院や買い物の移動手段におきまして、完全に移動手段がないですとか、非常に困っているという回答は、実はございませんでした。ただ、買い物につきましては、議員おっしゃられましたとおり、色々な、皆さま色々な手段、徒歩もありますし、バス、自家用車、家族、あと介護の事業所、NPO法人さん、等々色々な手段を使われて、とりあえずどうにか対応できていると。ご不便はあるんでしょうけども、なんとか足はあるという状況で伺っております。さらには、これはちょっと趣旨が異なりますけども、実はとある地区におきましては、お店が近くに無いので不便だと。要は遠くに行くのが面倒だにご回答されてる方ですとか、これもとある地区ですけども、バス停が遠い。それが不便だというようなご回答もあったところでございます。以上でございます。

「まちづくり推進課長」

まちづくり推進課長。

(議長)

まちづくり推進課長。

「まちづくり推進課長」

小野寺議員の方から、移動困難者あるいは移動制約者、そういった方々に対する総合的な観点でご答弁したいと思います。

まず公共交通なんですが、人口が減少していつてですね、少子高齢化が進むと当然としてですね、例えば今運行している函館バスさん、こういったところが、経営上どうなんですかという問題が今後起きる可能性があるということが一つあります。それと、先ほど答弁にありました、町長の答弁にもございましたとおり、今後の高齢化で普通自動車免許の自主返納される方々への対応、こういったものも出て来るでしょう。それと、今現在行っている町の施策、例えば路線バスのダイヤが不便だというお話がありましたが、これは、広域にまたがる各自治体とのですね、ダイヤの色々調整もあるので、これは中々難しいだろうなと思ってます。ただ、今行っている福祉バスの運行、例えば枚数に制限があるとか、あるいは、高齢者の半額助成が距離によっては負担する額が違ふとか、そういったも

のは、少し議論の余地はあるのかなと思っております。ただ、いずれにしましてもですね、今現在、町内で民間の方々が福祉有償運送というものをやっています。これは介護保険とか身体に障害がある方を対象にしています。今後、今、国の方では、こういった高齢化を実情を踏まえてですね、2020年を目途に道路交通法の改正を今考えています。これは、今小野寺議員がご指摘された内容を踏まえてですね、もう少し自家用の有償運送の範囲を拡大するというような内容になっています。ですから、そういった国の法改正の動きを踏まえながらですね、次期の総合計画の中で、色々と今やっている町の施策の検証もしながら、検討してまいりたいと思いますので、ご理解願いたいと思います。

「小野寺議員」

議長。

(議長)

2問目ですか。小野寺議員。

「小野寺議員」

2問目に移りますが、高齢あんしん課長、バス停が遠いとか、お店が近くにないという、それそのものが困難なんですよ。そういうことなんですよ。だからいるんですよ。そこを理解して頂ければと思います。

2問目に移ります。それで、これも住宅リフォーム、高齢者の問題であります。町長が当選して以来、この問題大きく政策に反映して頂いております。多くの小さな業者も含めて、この住宅リフォーム、助かったと、助かっているという声を聞いております。特に本当に待場、一人親方も含めて、仕事がない。仕事が欲しい。そういう中での住宅リフォームであります。2点、この問題についてお聞きしたいと思います。

まず一つ目。この間の町長の政策として実行してきました住宅リフォーム、この間の事業について、経済の波及効果どのように見ているか。また、今後、この地域の、江差町内の需要をどのように見ていらっしゃるかお聞きしたいと思います。

それで、私実はこの住宅リフォームの問題は、前町長の時から何度も議会で取り上げて、なかなか実現してこなかった問題であります。その当時から、全国のいろんな取り組んでいるところ、この道南、檜山でも何箇所か先行してやっているとところあったんですが、色々経済波及効果の話聞きました。で、ちょっと私縁があつて知ってる方から、栃木県の日光市、ここですごい計算してたんですけども、去年の9月、過去6年間の住宅リフォームの経済波及効果、いわゆる産業関連表使って推計したと。で、助成額の、実際に助成した金額、その25倍の経済波及効果があった。これはインターネットにも発表、公表されておりますけれども、私これを見て本当に大きな成果があるんだなと思いました。で、1問目の答弁次第にもあるかもしれませんが、地域の需要がまだ見込まれるという事であれば、

私は、先程も言いました地域経済が大変困難な中、来年度以降もこの住宅リフォーム継続すべきと考えますが、町長の見解をお伺いしたいと思います。

「町 長」  
議長。

(議長)  
町長。

「町 長」  
小野寺議員の2問目にお答えいたします。住宅リフォームプレミアム商品券発行事業につきましては、初年度、地域活性化地域住民生活等緊急支援交付金の国の補助金を活用して実施し、事業実施し、その後は過疎対策事業債を充当し、商工会への補助金の交付により実施してきたところでございます。議員ご質問の経済効果と今後の地域需要についてでございますが、これまでの4年間の実績といたしまして、件数が述べ302件、総額約2億9,300万円の事業が実施され、これらに携わった事業者数は40社であり、この実績結果からも地域における経済効果は十分あったものと判断しております。また、今後の地域需要でございますが、毎年事業終了後に実施しておりますアンケート調査結果におきましては、それほど多くの需要が見込まれない結果となっておりますが、潜在的なものもあると認識しております。また、来年度以降の事業継続についてでございますが、これまで住民、あるいは事業者への周知につきましては、町広報への折込チラシ等で事業実施期間を平成31年度までの5年間と周知してきたところでございます。今回の事業につきましては、平成31年度をもって一区切りとし、今後につきましては地域の新たな需要の高まりを踏まえた上で、総合的に判断して参りたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

(議長)  
良いですね、小野寺議員。

「小野寺議員」  
この間の論議で、確かに町長おっしゃった経過、経緯、担当課とも色々論議してきたというのは私も承知しております。是非とも継続してほしいという部分と、いろんな政策展開ということも、また今後あるとすれば、やはりこれは総合的な町長としての一定の選択ということも分からないわけではない。それで、今後の問題という点で私一つ提案したいことがあります。確かに今話があった通り、一定の期限の町長としての当初からの説明という部分と、もしかしたら一定の一巡、その住宅リフォームが一巡という点も、これは実



は余所の町でも論議しております。ある程度回ってきたと。また日を置いてまた取り組むというのは、それは政策として、また実態として有り得るのかなと思っております。それで、そういう、それを前提なんですけども、先程の是非継続してもらいたいということが前提なんですけれども、今後のことで一つ提案があります。この住宅リフォームの中で、個々に分けていけば、例えばそれは高齢者の云わばバリアフリー的な側面、それも今までは総合的な中のリフォームの中にありました。私は仮に今後なかなか厳しいということであれば、少し特化して、高齢者問題に、まさしく特化するんですが、今室内で高齢者が、それこそちょっとした段差でつまずく、今まで何ともなかった階段でちょっと踏み外す、それで転倒ということが本当に多い。この転倒防止という意味では、まさしく住宅リフォームを少し特化して、転倒防止、階段に手すりを付けるとか、段差をなくすとか、浴室等、廊下等、階段等、リビング、そういう点でのバリアフリー。そういうところに特化して、高齢者が自宅で安心して住み続けられる。そういう政策の側面も、私は是非とも向けてもらいたい。もちろん、介護保険受けてればそちらの方の制度がありますから、当然介護保険適用者は除く、そういう制度設計が当然必要になってきますけれども、いずれにしても、高齢者の安心して江差町に住み続けられる、そういう点での制度設計も、今後は必要になってくるのではないかなというふうに思います。この点について、担当課になるでしょうか、ちょっと所見をお伺いしたいと思います。

(議長)

建設水道課長。

「建設水道課長」

住宅リフォーム事業の担当課としてご答弁させていただきます。住宅リフォーム事業のですね、対象工事につきましては、住宅の長寿命化、省エネルギー化、それから住環境の向上といったものをですね、目的といたしまして、実施してきたところでございます。その中で段差解消工事、それから手すりの設置工事につきましても、住環境の向上の位置付けの中で対象工事になってきたものでございますが、議員おっしゃった今の段差解消、それから手すりの設置といった、いわゆるバリアフリーにですね、特化した事業を実施するというふうになればですね、本来の住宅リフォーム事業とは、趣旨、目的とは若干ちょっと解離するものと考えてございます。議員ご提言頂いたですね、趣旨を踏まえまして住宅リフォームとは別な事業としてですね、制度設計が必要ではないかというふうに感じてございます。いずれにしても住宅リフォーム事業といたしましては、ただ今の町長答弁にもございました通り、これまで広くですね、平成31年度までの5か年ということで、住民それから業者含めて周知してきたところでもございますし、ここで一度区切りとさせていただきます。今後につきましてはですね、新たな需要の高まり、あるいはニーズ等を、情勢を検証した上でですね、総合的に判断して参りたいと考えてございますので、ご理解のほどよ

ろしくお願い申し上げます。

(議長)

小野寺さん良いですね。3番目の質問良いですか。

「小野寺議員」

是非、ね、こちらのサイドでないとする、当然こちらのサイドですよ。私言った提言については。是非、それも検討して頂きたい、安心して暮らせる。そういう点での手すり等、段差等に対する対処、よろしく対処お願いします。

それで3番目に移ります。外国人の、に関して、2つお聞きします。一つは観光の側面。一つは労働者の側面であります。

まず、観光の側面であります、私ちょっと資料を調べました。近年江差町に外国人の宿泊観光客、100名前後来ているということになります。これ実は、直近分からない部分があるんですが、で、その内、中国圏、韓国の方、大体この数年見ますと6割、8割は中国圏、韓国の方であると思います。言語対応も含めた適切な受け入れ、おもてなしがあればピーターも含めて、今後外国人観光客増加の見込みも、当然私はあるのではないかと考えております。先ほどらい、論議にあります、DMO、江差観光みらい機構、ここももしかしたら一定の対応のところになるのかな。じゃあ江差の観光協会等々はどうなるのかな。色々部局は、部署はあるかと思えます。いずれにいたしましても、今度、外国人観光客の対応、どういうふうに今考えていらっしゃるのかお聞きしたいと思えます。

それで、この点について、実は先ほど数字の話したんですが、直近のデータがありません。これは、新聞の記事にも載りましたが、江差町の宿泊施設が、データ調査を振興局から各町を通して、各宿泊施設に依頼しておりますが、それを断った。断られているので、直近のデータが無いわけでありまして。これはあくまでも義身的なものではありませんので、旅館関係者の協力が得られないという側面ですが、やはり実態をしっかりと抑えるためには、江差町内の観光客、外国人観光客が旅館、どういうふう泊ったのか、どこに何人泊まったのか、しっかりとしたデータ。その中で今後の対策も出るのでないかなと思えます。この点について、旅館関係者の協力、どのように今なっているのか、早く改善する必要があると思えますが、現在の状況を教えて頂きたいと思えます。

この点について2月目、労働者の側面であります。これのデータを少し調べました。実感してるとおり、それほどまだ江差町には、外国人労働者はおりません。ただ、ご存じのとおり出入国管理法、これが改正されまして、今後江差町でも外国人労働者が私は大幅に増える見込み、当然出てくると思えます。この法律に関して私達日本共産党は、国会レベルでは反対でした。しかし、4月からこの法律が施行となっております。嫌が応でも、自治体で対応が必要となってきます。それで、さきほど言ったデータですが、江差での外国人居住者、住基ネットの人口参考値というものがあるんですが、今年の1月31日現在、

ちょっと2月調べていないんですけども、27人の方が住んでいらっしゃる。この方がこれからも増えるのではないかなと思います。まずは、法律は私達反対ですが、改正反対ですが、外国人との共生社会、これは当然実現しなきゃならないと思っております。昨年見ましても、江差の姥神祭りにも何人か参加しておりました。ま、地元の労働者もいらっしゃったと思いますし、観光客だったかもしれません。詳しくは分かりませんが、そういう、しかし外国人との交流はまだまだ地域に根付いたとは私は言えないと思います。近隣町村、いろんな取り組みをやっております。行政が地域と一緒にあって、まずは行政が音頭をとって、こういう交流、地域住民と外国の、外国人で働いている方の交流。今から、きちんと作っておけば、形を作っておけば、私は増えた、労働者が増えたとしてもしっかりと共生社会を実現できると考えますが、町長の見解を伺います。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

小野寺議員の3問目にお答え申し上げます。ご質問の外国人観光客、外国人労働者の施策についてご答弁申し上げます。

まず、外国人観光客に関してですが、議員ご質問の通り、江差に宿泊される外国人観光客は、平成25年度が40人、平成27年度が87人、平成29年度が121人と、伸びており、また、国別の来訪者を見て見ますと、中華圏と韓国で60パーセントを超えています。町が実施してきたこれまでの施策といたしましては、5か国語による観光パンフレットの作成、主要観光施設でのWi-Fi整備、多言語による観光Webサイトを運営する専門業者と契約して情報発信を行う等、してきました。特に平成26年度以降はインバウンドを意識した環境整備を進めてきております。現在、DMO推進事業で作成している観光ポータルサイトは、平成31年度には英語版を作成する予定であるなど、インバウンド対応につきましては、今後も順次必要な対応を進めて参ります。一方で、観光施設や宿泊施設の皆さんに関してですが、インバウンド受け入れのおもてなしの向上のため、町や他の団体等が実施している、開催する講座への参加を促しているほか、今年2月に日本遺産関連事業でタイからのツアー客14人を受け入れた際には、町内の旅館に宿泊されましたが、この旅館では文化の違いや言葉の壁での対応等、外国人観光客のおもてなしを実践して頂きました。今後も町内の関係者にとって、インバウンドの受け入れは特別なものではなくなるような取り組みを進めて参ります。

次に外国人宿泊客の把握についてでございます。ご指摘のとおり、外国人観光客の動態

について、経年推移などを図る上での数値は、旅館関係者からの報告、旅館関係者から報告頂いているものしかないというのが現状です。そういった意味から、調査への協力が得られるよう旅館組合の皆様にご理解を頂けるよう努めて参りたいと考えております。

なお、外国人観光客の動向を得る新たな手法として、北海道開発局が主導している外国人ドライブの周遊実態をスマートフォン用アプリを追跡する、北海道ドライブ観光プラットフォームに、江差町も昨年末に加入したことから、この仕組みも活用して、インバウンドの動向把握に努め、施策の展開に活かして参りたいと考えております。

次に外国人労働者についてのご質問でございます。昨年の12月に出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律が可決され、人材確保が困難な状況にある14の産業分野において、不足する人材を外国人材で確保を図るため、新たな在留資格として、特定技能枠が創設され、2019年4月から介護、宿泊業、外食業において実施が予定されており、今後5年間で14業種が指定されることとなります。このような中、現在江差町内においては、縫製工場や漁業等の現場で外国人が雇用されており、今般の法律改正を受け、今後町内の様々な産業分野において外国人を雇用することが想定されます。雇用された外国人に対しましては、基本的に受入事業者が日常生活や職業生活等について、各種の支援を行うこととしておりますが、議員ご指摘の地域住民との多面的な交流の場の確保につきましては、今後の外国人労働者の本町への就業状況や実際に就業された外国人の宗教、食事等、文化や習慣の違いなどに配慮しながら、受入事業者や地域、団体等と連携を図り、対応の在り方について検討して参りたいと考えておりますので、ご理解願えればと思います。

(議長)

良いですね、小野寺議員。

「小野寺議員」

ちょっと時間の関係上、一つだけします。

観光客の方。一つだけにします。先ほど町長からもありましたが、私もパンフレット見ました。それからインターネットでも色々見て、江差町としての取り組み、見ました。それで、ただ、まだまだこれから増えるかもしれない、いや増やさなければならないという点では、やらなければならないこと、色々ある。課長もきっと同じような部分を持つてるかと思いますが、例えば、お店、まあ、それはお土産でも良いですし、食べ物でも良いんですけども、まだまだ例えば、中国語でも良いです。韓国語でも良いです。英語でも良いでしょう。その標記がなかなか多面的な部分ではない。これは私は是非、民間の方々の協力を得て、やって頂きたいと思います。

それから、確かに通訳、今それこそスマホで、スマホで同時通訳、出来る分がありますけれども、これも、でも、少し早くお話ししたりとかですね、ちょっと言葉が、なかなか、

正確な言葉でないと、なかなかスマホでも的確な翻訳になっていない。やはりしっかりと対面で、少しでも日常的な、もしくは買い物、食堂等で一定程度必要な部分についての言葉が分かる、先程やってるという話もありましたけれども、もっと多くの場で、窓口で、お店でそういう方々が多少なりとも、言葉が分かるという努力も、私は必要だろうと思うんです。それがリピーターを江差に呼ぶ、函館で外国人観光客のリピーターが本当に増えてるというデータが出ておりました。私は是非とも、せっかく江差に来てもらった外国人がまた江差に来る。もしかしたらそれを増やしていくという点でも、おもてなし、特に言葉、表示、その点について、担当課長の見解があればお聞きしたいと思います。

(議長)

追分観光課長

「追分観光課長」

まず大前提として、外国人観光客を増やすべきだということをおっしゃってましたけれども、我々も右に同じで、そういう手続き、手順というか、事業もですね、徐々には進めています。ただ言われたように、じゃあお店の方々がしっかり対応できるかという、外国人を紹介すると、まあ、受け入れをできないというふうな、まだ状況があったりします。ただ、徐々に慣れさせて、慣れて頂くということが肝要だと思いますので、先程町長が答弁したように、タイの方々が来たとき、旅館の方は、身振り手振りでも大丈夫だと、あるいは体験観光をやったお茶の先生方も身振り手振りでも大丈夫だと、ただ、本当にそのお金の話とかになると、当然そこは大変シビアなことになりますので、そういうところでトラブルが無いように、その方々が多分接することですね、そういう問題意識が出ますから、十分内部で対応の方を、どうやっていくか検討しながら進めて行きたいと思います。ご理解下さい。

(議長)

次に4番目の質問で良いですね、小野寺議員。

「小野寺議員」

すみません水産問題です。私、通告した文書、これ少し大前提を書いていないので、若干質問に入る前に、私の質問の主旨を話したいと思います。先ほどの萩原議員の方から出ておりましたけれども、今水産の話をする、なにか衰退産業、漁獲高がどんどん落ちていく。ある意味、日本の産業の中でも、北海道の産業の中でも、檜山の産業の中でも水産業は本当に衰退している産業と、そういう思いも強いかもしれません。私、これ、外国はですね、水産業は大変伸びている。今、売り上げ、若しくは漁獲量は、世界的には漁獲量伸びてるんです。それから、働くとなれば、水産業は本当に若者が働く、希望する部署の

多いところ。特にヨーロッパ、北欧、水産業は、水産の仕事は若者を引き付けている。そういう点で、日本は何でこんなに水産業が廃れてきているのか。そこをしっかりと見なければならぬと思っております。行政がやれるところは限られておりますが、私は今後の展望として、周辺が海に囲まれている。世界でも良好の漁場がある。なんでそれがこんなに衰退しているんだということをしっかりと押さえた中で、私は基本的な水産の方向性ということもしっかり握る必要があると思うんです。それで、町長の執行方針の中に、新たな増養殖対象種の検討に向けた、先程萩原議員にもありました、こういうことをやると。大賛成です。その時に、私は基本的な考え方、この檜山で、なんでバラバラでやってるのという大きな疑問がこの間思っております。海が繋がっております。それから檜山漁協という一つの組織体があります。しかしそれが、それぞれ隣近所、自治体若しくは漁協といっても実際上は支所、単位で、その小さい範囲の中で漁業政策をやっております。せっかく檜山の一つの漁協があります。この海の繋がった中で、もしかしたら、それは確かに養殖を、増養殖をするとすれば、この地域は何々、この地域は何々というのはあるのかもしれませんが。そこを手を繋いで、このせっかく檜山、海が繋がっている、檜山漁協がある、そういうふうにした場合には、私はせめて檜山で、本来であれば私は日本海と思っておりますが、今日はとりあえず檜山と言います。その中で、戦略的にお金を使う、視察をする。そういう意味では資金を投入する。各支所、各自治体バラバラではやらない。一定程度規模のものを持たないと、残念ながらこういう増養殖ということはしっかりとしたものにつながらない。これはもう、道南だけを見ててもそうです。北海道を見ててもそうです。東北見ててもそうです。かなり戦略的に地域の広域的な漁業展開、増養殖事業をやっております。私はこの点、是非とも検討する余地があると考えております。今、漁業法が変えられました。これ黙っていたら、浜は従来とおんなじことをしていたら、大資本が入れる仕組みに今なってるんです。しっかりと私は、檜山なら檜山。そこが一体となってしっかりと浜を守っていく。その中で増養殖もやっていく。そういうような取り組みを是非とも、私は今後の一定の長期間のこともあるかもしれません。町長の見解を伺いたいと思います。

(議長)

町長。

「町 長」

小野寺議員の4問目の水産振興についてもご質問でございます。議員ご指摘の檜山地域が一体になった連携の取れた増養殖政策につきましては、ニシン、ナマコ種苗の100万尾放流、サケの回帰流向上試験や、海中飼育放流等、漁協を中心とした協議会に対する各町負担金等により、これまでも様々な施策に取り組んできたところでありますが、今後につきましては、引き続き道や関係機関と連携を図りながら、檜山地域一体となって、増養殖政策を検討して参りたいと考えております。

一方で、檜山管内の海岸線総延長は約208kmにもおよび、増養殖の環境や課題、対象種等も地域毎に異なることから、町単位、漁協支所単位においても、様々な増養殖の取り組みが行われております。現在、漁協江差支所では、漁業者自らがナマコやウニの簡易種苗生産などに取り組んでおりますが、荷捌き所の限られたスペース、設備を使った小規模なものに留まっており、江差地区の栽培漁業をさらに推進するためには、あらたな増養殖施設の検討が求められております。このため、次世代を担う若手漁業者を中心に、栽培漁業の先進地視察等を行い、これまでの取り組みの検証や新たな増養殖対象種の検討なども合わせ、江差町にとって、どのような増養殖施設が望ましいのか検討して参ります。また、議員ご指摘のとおり、漁業法の改正により、漁場が企業等に奪われるのではないかなどといった不安の声も聞こえてきております。水産庁は、既存の漁業権者が優先であり、漁業者の意向を無視し、一方的に企業等に許可されることは無いとしておりますが、江差町といったしましても、そういった危機感を持って、道始め関係機関と連携を図りながら、水産業の振興に取り組んで参りたいと考えておりますので、ご理解願えればと思います。

(議長)

良いですね。

「小野寺議員」

これでやめますが、是非、先進地視察に、そういう広域で取り組んでいる。もしくは広域の戦略で拠点の振興もやるということも是非、視察して頂きたいと思えます。以上で終わります。

(議長)

はい。以上で小野寺議員の一般質問は終わります。

次に、小林議員の発言を許可いたします。

「小林議員」

議長。

(議長)

小林議員。

「小林議員」

それではさっそく質問に入らせて頂きます。

1番目ですが、小中学生の通学カバンの重さについてであります。重いランドセルについては、報道等でも話題になっていますので、皆さんもご承知のことかと思えますが、近

年の教科書、資料などのカラー化や紙質、紙の質ですね。向上などにより、小学生で約7キロほどの重さになっていると言われていています。成長期の体の健康的な発育に悪影響を与えるのではないかととも言われています。この件に関してまして、小野寺議員が決算審査において質疑しましたが、課長答弁において、一定の改善がされているとのことでした。しかし、保護者の方からは、まだ重いとの声もあります。昨年9月6日に、文科省事務連絡で教科書やその他教材等のうち、何を児童生徒に持ち帰らせるか、また、何を学校に置くこととするかについて、保護者等とも連携し、児童生徒の発達段階や学習上の必要性、また、通学上の負担等の学校や地域の実態を考慮して判断頂いていると言っています。文科省でも重いと暗に認めているわけですが、この対応策等は各自治体、学校の判断ということになるのでしょうか。そこで以下、お聞きします。

一つ目。カバンの重さについてなんですが、各学校、学年毎、計測されていないと理解しておりますが、これまでの改善及びこれからの方針についてお聞きします。

二つ目。文科省の9月6日の事務連絡では、いわゆる置き勉も含めた対策事例が示され、これらを参考にする等、児童生徒の携行品の重さや量について、改めてご検討の上、必要に応じ、適切な配慮を講じるとなっておりますが、江差町教育委員会として、この点についての検討はされたのか教えて頂きたいと思えます。

(議長)

はい。教育長

「教育長」

小学生の通学カバンの重さについての質問に答弁申し上げます。昨年、通学カバンの重さについて、問題となっておりましたが、町内小中学校については、この問題が出た以前より通学時の負担を軽減するために、家庭学習や宿題で使わない学習用具等については、学校へ置いていく、いわゆる置き勉を実施しております。また、文科省及び道教委より、携行品の重さを軽減するための工夫、工夫例等、事例が通知により示されましたが、ほとんどの事例が町内学校で実施されているものでした。町内のある小学校の学習用具が入ったランドセルの重さについて調査したところ、昨年大手ランドセルメーカーが調査した全国平均の重さ6キロに対して、全学年平均が4キログラムと、2キログラム軽い状況でした。また、もっとも重い日では、高学年で5.6キロでしたので、それも全国平均より軽い結果となっております。昨年9月以降、校長会、教頭会を通じて、児童生徒の携行品の重さや量について、さらに工夫できるものはないか、改めて検討するよう指示をしておりますので、ご理解願います。

(議長)

小林議員。



「小林議員」

再質問させていただきます。改善されている、いわゆる置き勉等も実施しているということでした。全国平均よりも軽いという結果でしょうか。私の聞いているところによりますと、お子さんが二人いる保護者の方からですね、娘さんがカバンが重くて方が痛いということで、実際にカバンの重さを測ってみたそうです。そうしましたら中学生の5教科の教科書及び資料等で10キロ程度あったそうです。さらに部活動の荷物も手に持ちます。小学生のお子さんでも、やはり7キロ近いと伺いました。大げさに言う理由もないので、嘘ではないと思いますが、その辺やはりですね、実態の把握、きっちりとして頂きまして、一定のルール作りも必要かと思いますが、いかがでしょうか。

(議長)

学校教育課長。

「学校教育課長」

議員ご指摘の重さの関係ですが、ある小学校の方でちょっと調査して頂きました。低学年、中学年、高学年に分けて、重さをちょっと調べて頂いたんですが、低学年で大体3キロから4.2キロ、中学年で3.5から4.6キロ、高学年で3.9から4.9キロという重さでした。これ毎日ではないんですが、重い時は、ちょっと授業の関係で重くなる時はもう少し前後あると思うんですが。一応他の学校でも同じような感じかなというふうに判断しています。それで、保護者の方からは、学校なり教育委員会の方には、そのような学校のカバンの中が重いという苦情は特には来てません。それで、置き勉の部分では、保護者の方にもですね、それぞれの学校で異なるんですが、入学の説明会だとか、参観日だとか、その部分でですね、周知だとか、あと配布物での周知でもしております。で、中学生の部分についてはですね、やっぱり部活動とかもありますので、運動部に入っている子供達についてはですね、練習着だとか洗濯だとかありますし、毎日持ち帰らなければならないということと、用具だとかも部活動に使う用具だとかも手入れだとかしないといけないということで、持ち帰りはしてるということで、その分についてはですね、若干重くなるのは仕方がないのかなというふうに感じております。それで、その分、学校で使う物の、授業で使う物、なるべく少なくするよというということで、学校の方に工夫するよというということで指導しておりますので、ご理解願いたいと思います。

(議長)

小林議員。

「小林議員」

次の質問に入ります。学校給食の時間についてです。給食を食べる時間が少ないのではないかという声を保護者の方から伺いました。先だって南小のクラスで、生徒の皆さんと給食を一緒に頂きましたが、学校給食は、35分間ほどで、この間に配膳、食事、後片付け、歯磨きもありますが、改めて35分間の間で、食事の時間はどれだけ取れるのでしょうか。小学校、中学校の実態をお聞きします。

(議長)

はい。教育長。

「教育長」

学校給食の時間についての質問にご答弁申し上げます。給食指導の時間は、小学校で35分から40分。中学校で30分です。その内、配膳や後片付けを除いた純粋な食事時間については、小学校では約20分。中学校では15分から19分です。時間的には全学校で足りているとの報告を頂いております。小学生の場合、入学当初は時間配分に戸惑う子もいると思いますが、決まった時間で食べる等、時間を意識した給食指導をしているので、特に時間に関しては問題ないと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

(議長)

良いですか。はい。小林議員。

「小林議員」

再質問いたします。問題無いとのことでしたが、生徒数によっては配膳等に時間がかかります。やはり学校や学年により、多少は食事の時間に差が出てしまうのではないかと考えます。学校給食アンケートというのをやっている自治体でのアンケート内容に目を通しましたが、残食、残してしまう理由の1番が嫌いな物。2番目に時間が少ないという結果も出ていました。食べる時間が無いので残すしかないというのは、学校給食法第2条の観点からもいかななものかと思えます。江差町では、一人も、時間が少なくて残す子はいないと言い切れるのかどうか。やはりですね、教育委員会で一度議論しまして、知恵を出し合って、目標、学校給食法第2条の目標に向けて、話し合うことが大切ではないかと思えますが、所見をお伺いします。

あともう一点なんですが、定期的なアンケートや残食調査がやはり必要ではないかと思えますが、いかがでしょうか。

(議長)

学校教育課長。

「学校教育課長」

給食の関係ですが、それぞれ議員おっしゃるとおり、クラスの人数によって前の準備と後片付けの時間が少ない、ければ食事の時間がなくなる。ということで、中学校でも15分から19分と言ったのは、それらがあるということでございます。で、メニューによっては、ちょっとメニューが多い時だとかがあります。その時については、ちょっと時間が足りないという子も出てくるということは聞いております。ですが、20分たったから終わりですよということにはしてませんので、食べれる時間、食べ終わるまで、食べてもらうというような形をとってますんで、その辺は大丈夫かなというふうに思ってます。

あと、アンケートについてですが、今のところ取る予定はございません。学校の方から都度状況を聞いていきたいというふうに考えております。

(議長)

良いですね。

以上で、小林議員の一般質問を終わります。

次に小梅議員の発言を許可いたします。

「小梅議員」。

「小梅議員」

早速、質問させていただきます。

まず、1つ目です。商店街活性化策の提案に対する取り組みについてでございます。

地域の課題を教育大学函館校と住民が解決に向けて、一緒に考える共同の活動が進んでおります。そんな中、上町地区の商店街活性化を考える意見交換のワークショップの場で、学生が現状と課題を整理した、再生プランを発表いたしました。その内容は、1つ目、全世代向けの触れ合いサロンの設置、それから商店街に食材を調達、商店街で食材を調達して、郷土料理教室を開く。それと3番目に、寄来所を勉強スペースとして開放する事で生徒間の交流が生まれる。その3点でございました。その1番目と2番目の理由としましては、何か、あの、その生活を見ていて、商店街が近い所に住んでいる人達でも、結構、車を使って遠くのスーパーまで買い物に行ってる。そういう現状を見まして、何か、人が集まるような目的を作ったら、そこに人が集まって来るんじゃないか、そこで、サロンの設置。それからそこで食材を求めて、料理を作るとなれば、それを目的に人が集まって来る。そしたら、あの、その繋がりでもって、利用者も商店街に集まって増えるんじゃないかって、そう考えたようでございます。

それから、勉強スペースの生徒の交流でございますけど。そうすると、自分達大学生がその高校生とかの先生として、江差にたまたま訪れるきっかけにもなるって、そういう目的もあったようでございます。等のそういう提案でしたが、そこに居た住民の人方の対応は、あの反応ですね、そういう意見を聞きながら、ええそんな触れ合いサロンなんちゅう

事は、全然自分達の中では考えた事もなかったが、とっても良いアイデアなので、すぐにでも出来るって、すごく前向きな意見が出されたそうでございます。そういう、新聞報道を私は関心しながら、期待を込めて読みました。これでいいことが出来るぞと思ってね、期待を込めて見てました。幸い、寄来所は、改装整備済みですし、綺麗ですし、商店街の賑わいと人々の交流も出来て、居場所作りとか、見守り、全てが、可能となるいい提案がなされているのに、その後、何か、それに対する動きがあんまり感じられず、その後の取り組みは、どうなっているのかなと思って、ちょっとお聞きしてみたいと思います。

(議長)

はい、町長。

「町長」

小梅議員の質問にお答えします。

商店街活性化策の提案に対する取り組みについてのご質問でございますが、議員ご承知の通り、江差町は北海道教育大学及び北海道教育大学函館キャンパス校との間に、2016年6月に、まちづくりに関する総合協力協定を結び、締結し、地域の課題を大学と住民と一緒に考える取り組みとして、江差ソーシャルリニックと称し、これまで様々な活動を行っております。この度のご質問の法華寺通り商店街の活性化、とりわけ寄来所の利活用方策に関する各種の提案についても、これらの活動の一貫であり、議員から、議員からは、今後、町としてどの様に提案を捉え、また、関わって行くのかと言った主旨のご質問であろうかと思っております。ご質問で触れられている、全世代向けの触れ合いサロンの開設や、商店街で食材を調達して郷土料理教室を開く。また、寄来所を勉強スペースに開放すれば、高校生同士の交流が生まれるなどについて、今の所、具体的な提案を受けている段階ではございません。一方で、本年度、まちづくりカフェの活動拠点が、市街地の空き店舗を活用し、整備される予定であり、これらの様々なアイデアにつきましては、寄来所のみならず、空き店舗が散見される市街地の商店街の振興策として、有効な手段の1つであると認識している事も事実であります。このため、今後のソーシャルリニックの動向や、地域での議論の推移、また、具体的な計画が提案された段階で、行政、地域の役割を明確にしながら、提案の具現化に向けて、適宜対応して参りたいと思っておりますので、ご理解願えればと思っております。

(議長)

いいですか。

「小梅議員」

はい。分かりました。

(議長)

じゃあ、2番目の質問ですか。

「小梅議員」

はい。期待しています。

(議長)

はい。2番目の質問。「小梅議員」。

「小梅議員」

そしたら、2番目に入ります。

2番目。民生委員と町内会の繋がりについてでございます。民生委員は、親身になって問題解決に取り組みながら、プライバシーを尊重し、守秘義務もある中で、最も身近で頼りになる相談相手として、大きな役割を担っている、地域福祉には欠かせない重要な存在と認識しております。住み慣れた、今は住み慣れた地域でお互い支え合い、助け合える地域社会を実現するため仕組み基盤づくりに取り組んでいる中で、また町内会の存在とその活動も大きな役割を担っていると考えております。多くの情報を有する民生委員と町内会が別々の活動ではなくって、お互いに連携を図りながら、一体化する。その方がずっと活動もスムーズに進むんじゃないかなと思っております。だから、民生委員を町内会の役員の一人に位置付けることで、それが上手くいくのではないかって考えるんですけど、その点いかがお考えでしょうか。

(議長)

町長。

「町 長」

小梅議員の2問目、民生委員児童委員と町内会との繋がりに関するご質問にお答えいたします。

地域が抱える生活福祉課題は、少子高齢化や人口減少などを背景に深刻化し、行政を始めする関係機関、団体等の連携による住民に寄り添った見守りや支援を求めています。このような状況の中、民生児童委員につきましては、住民からの困り事や心配事に関する相談に応じ、地域の専門機関への繋ぎ役としての役割を担って頂いております。同様に町内会、自治会につきましても、地域の親睦や住民福祉の増進等、住民生活と密接な関わりの中で多大なご尽力を頂いており、双方の連携強化に対する認識は、議員と意を同じくするものでございます。

しかしながら議員がご提案されている民生児童委員を町内会役員へ位置付けることにつきましては、特に町内会、自治会が地域の主体的な判断により役員を選考されていることから、町として直接的に意見を申し述べる立場に無いものと考えております。町はこれまでも、関係者のご理解ご協力を頂き、地域の支えあい活動等を行っており、引き続き多様な団体が、互いの活動を理解し、連携を強化できるよう意を尽くして参りたいと思っておりますので、ご理解願えればと思います。

(議長)

はい。小梅議員。

「小梅議員」

はい。分かりました。私もこの質問をするときに、これはちょっと変だなと思いながら、思ってたんですけども。実は去年の10月に、道町連の、町内会連合会のブロック大会、これは全道を4つに分けて、道南、道央、道北、道東と分けて、道南の大会が檜山の当番で、この江差町で開催されました。その時に渡島、檜山、胆振、あと後志の一部の町村からたくさんの方々がおいでになりまして、江差が当番だったものですから、私方も分科会に参加して、活動報告とか進行とかまとめとか全部とりまとめたんですが、その時に出される活発な意見。それから自分達のやってること。質問。ものすごい活発で、もう圧倒されました。そして、聞いてみたら、その言ってること、ほとんどの人が民生員だったんですね。町内会の会長さんだったり、副会長さんだったり、事務局だったりして。ほとんどの人、民生委員の人が多かったんです。ええっと思って、本当に關心しました。これが本当なんだなあって思いました。そして特に9月に地震があった後なので、その防災の事が凄かったんですね。例えば避難行動の名簿の事であろうが、それからあと洞爺や伊達の方から来ている人方は有珠山の、を経験していますので、ものすごくね私達の参考になるような意見がたくさん出されまして、圧倒されました。ああ、こういうふうな進め方で良いのかなと思って、それで民生委員と町内会の密接な関係、もう少し江差でもそういうのがあればなって、なればいいなって思ったんです。私方も町内会の活動、町内会の会議なんかも良く出ますけれども、民生委員さんの顔ってあんまり見えてなくて、やっぱり一体化していかなきゃ駄目なんだなって、そこですごく強い認識を持ちました。とっっても活発でございました。それで、ちょっとこういうようなことを出しました。

それでちょっとお聞きしますが、民生委員さんを決める時に、町内会の推薦とか承認みたいなものは要るんでしょうか。

(議長)

町民福祉課長。

「町民福祉課長」

はい。選考段階での手続きとしますと、町内会にはご相談はさせて頂くケースがほとんどかと思えます。必ずしも町内会の推薦という位置付けは必要ないと考えています。以上です。

(議長)

いいですね。

「小梅議員」

はい。分かりました。ありがとうございました。

(議長)

小梅議員の一般質問を終わります。  
次に西海谷議員の発言を許可致します。

「西海谷議員」

議長。

(議長)

はい。「西海谷議員」。

「西海谷議員」

それでは、私の方から、花によるまちづくりの取り組みについて、ご質問をさせていただきます。

照井町長は、町長就任以来、前より紫陽花を中心とした花による観光振興を継承して来ました。昨年8月に再選されまして、2期目の町政執行では、紫陽花を中心とした花によるまちづくりに積極的に取り組み、江差町を訪れるすべての方々が歴史、情緒の溢れるまち並みと同時に、色とりどりの花を楽しんで頂けるような、景観づくりを目指しますと、述べられております。このことにつきまして、私も日本で最も美しい村、そして日本遺産、北の江の島構想、それらとも連動する有効な今後の観光振興事業になると考えております。そこで、それらを踏まえ、今年度、どのような取り組み方を考えておるのか、お尋ね致します。

(議長)

はい。「町長」。

「町 長」

西海谷議員のご質問にお答えします。花によるまちづくりの推進につきましては、町内におきましての、町内におきましての花によるまちづくりに対する気運の醸成と、コミュニティの形成を図り、住民主体の花壇整備に繋げて参りたいと考えております。将来的には、これらの取り組みの広がりが観光振興に繋がるものと考えているところでございます。今後の実施、スケジュールでございしますが、ワークショップ形式での住民参加型の手法を検討する他、フラワーマスターの会などからの助言や、ワークショップを通じて議論を重ねた上で、花壇整備候補地の選定や、具体的な花壇整備の構想、計画について構築して参りたいと考えておりますので、ご理解の程宜しくお願い致します。

(議長)

はい、いいですね。「西海谷議員」。

「西海谷議員」

私もですね、住民主体となってですね、まちを上げて、この花による観光振興が出来ればなとこのように思っております。そういう中でですね、ま、松前の桜、そして江差の紫陽花と言われるような、いわゆる江差がその名所地と全国からと言われるような観光づくりが出来れば良いなと、このように思っている訳でございします。そのためにはですね、町長もお話しされてましたように、しっかりとしたですね、植栽計画を起てる必要があるのかなと、このように思っております。従いましてですね、町全体を考えた花によるまちづくりのマスタープラン、これを策定して実施して行くという中でですね、やはり長いスパンで生き物でございします。そういう計画を立てながらですね、何とかこの江差の紫陽花の名勝地と言われるような、まちづくりに繋げて行って欲しいなとこのように思っております。

それでもう一つはですね、策定プランをする中で、植栽後の維持管理をどう考えるかという事でございします。花を育てるにはですね、とにかく、手間と時間、そして費用がかかる訳でございします。一番の問題は維持管理と考えております。現在もですね、花木を植栽している所、公園であったりですね、観光施設の周辺、それらを見ますとですね、適切な管理が出来ていないため、せつかくのですね、花木が枯れてしまったり、それから雑草が伸び過ぎてですね、せつかくきれいに刈ったつもりでも、切り過ぎたり、というようなですね、景観が少しですね、花の観光とすればですね、悪くなっていると、良くなっている所もあると、いうように聞いております。そこでですね、やはり適切な花の管理、維持管理を継続するためにはですね、専門的な知識を持った人、そういう様な人材育成が必要だと考えております。その辺につきましてですね、どのようにお考えかお答え願います。

(議長)

はい、「建設水道課長」。



「建設水道課長」

花によるまちづくりについてですんで、私の方からご答弁申し上げたいと思います。

維持管理の部分につきましてはですね、フラワーマスターの会、それから、いにしえ街道花の会、いずれもございますが、常に維持管理が大変なんだって言う事を言われてございます。来年、新年度に入りましたら、ワークショップ形式でのですね、議論、それから、参加者の中からの提案だとかを踏まえてですね、何とかこう住民主体で花壇整備をする仕組み作りを、まずは作り上げて行きたいというふうに考えております。新年度に入りましたら、講習会等も予定している所でございます。その辺も踏まえてですね、仕組みづくりをきちっとしていきたいというふうに考えてございますので、ご理解の程、宜しくお願ひ申し上げます。

(議長)

はい。いいですね。

「西海谷議員」

はい。分かりました。

(議長)

以上で、西海谷議員の一般質問を終わります。

(議長)

以上で、今定例会に通告がありました一般質問は全て終了致しました。

これで、一般質問を終結致します。

(議長)

日程第20、議案第6号から日程第43、議案第29号まで、平成31年度江差町各会計予算並びに関連議案について、これを一括議題と致します。

一括して、提案理由の説明を求めます。

「町 長」

議長。

(議長)

「町 長」。

「町 長」（提案説明）

ただいま一括上程議案となりました、議案第6号、平成31年度江差町一般会計予算及び議案第7号から第13号までの7特別会計予算、議案第14号、平成31年度江差町水道事業会計予算並びに議案第15号、議案第18号から議案第29号までの計22議案についてでございます。

平成31年度予算編成につきましては、町政執行方針でも述べましたとおり、北の江の島構想を初めとした、2期目4年間の公約の実現に向けた土台を作る1年と位置付けている事や、主要施策の展開に付いて4つの柱である、活気溢れる町づくりの推進、心豊かに安心して暮らせるまちづくり、地域を支える地域基盤の整備、期待と信頼の組織作りを基本に予算編成を行った所でございます。この結果、平成31年度の予算額は、一般会計で58億8,515万円、特別会計、総額で24億2,805万8千円、水道事業会計では、6億9,937万1千円となった所でございます。

各会計予算案及び関連議案の具体的内容につきましては、各担当課長より説明させていただきますので、ご審議の上、議決頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

（議長）

以上で、提案理由の説明が終わりました。

只今、提案説明がありました、平成31年度各会計予算並びに関連議案について、各所管の単位で補足説明を求め、質疑を受ける事と致します。

（議長）

定刻の時間が迫っておりますが、まちづくり推進課所管の予算並びに関連議案の質疑が終了するまで、時間を延長したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議」なしの声）

（議長）

異議なしと認め、直ちに推進課所管予算並びに関連議案の質疑が終了するまで、議会、時間を延長する事に決定致しました。

（議長）

説明員入れ替えのため、暫時休憩致します。

40分まで休憩致します。

（※暫時休憩）

(議長)

日程第20、議案第6号から日程第43、議案第29号、平成31年度江差町各会計予算並びに関連議案中、議会事務局、総務課、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局の予算並びに関連議案について、一括補足説明を求めます。

(議長)

「財政課長」。

「財政課長」(補足説明)

私の方からまず、議会費についてご説明致します。

予算資料を基に、平成31年度江差町各会計予算資料を基に、ご説明申し上げます。予算資料は8頁の番号1から番号5番までとなります。増減、主な増減の部分だけご説明申し上げます。1番から5番までの事業の内容に付きましては、議員の報酬や期末手当、或いは視察旅費、費用弁償などの議員活動、議会だよりの印刷製本費、事務局の旅費や消耗品費などの経費、及び事務局職員の人件費となっております。内容と致しましては、ほぼ、前年度同様でございますが、一部、議員作業服の購入経費を計上したのと、第2委員会室の音響マイク等が不具合が多くなってきた事から、アンプ、コンパクトスピーカーなどの設置を計上した所でございます。

議会費は、以上でございます。

(議長)

はい、「総務課長」。

「総務課長」(補足説明)

それでは、総務課所管の予算につきまして、説明をさせていただきます。

歳出でございます。科目ごとに説明をする前に、一般会計全体の人件費についてでございますが、予算書の134頁、給与費明細書をご覧頂きたいと思っております。下段の一般職でございますが、職員数92人の給与・手当・共済費の合計と致しまして、7億3,081万5千円を計上させて頂きました。昨年対比では、4,314万7千円の増額となった所でございます。この増額となった要因と致しましては、今年度、予定されている知事・道議選、それと参議選、町議選の時間外手当、更には、3年ごとに清算されます、退職手当負担金、これらの増額が主な要因となった所でございます。

以下、各科目での人件費の説明は割愛をさせて頂きたいというふうに思います。

次に、科目ごとの説明に移ります。内容につきましては、個別事業ごとに予算資料で新規事業と大幅に増額となった点に特化して説明をさせていただきます。

始めに、一般管理費です。資料では8頁の6番から13番が対応する事業でございます

が、12番の基金積立は財政課所管となるものでございます。

一般管理費での新規事業はございませんが、10番の行政情報電子自治体推進、この、ここで前年対比おおよそ300万が増額となった所です。これにつきましては、自治体の中間サーバープラットフォーム運営負担金、これが主な要因でありまして、31年度から次期システムに移行が始まるために、現行システムと次期システムの経費場発生する事からの増額となるものでございます。

次に、文書広報費です。予算資料では15番の町例規管理のみが対応する事業でありまして、昨年と変わりはありません。

次に、交通安全対策費です。事業と致しましては、予算資料9頁の46番と47番の2つの事業でありまして、4期40日の交通安全運動等々、内容的には変わりはありません。ただ、次年度、道南ブロックの交通安全指導員研修会が当町で開催されます事からの経費も含まれている所でございます。

次に、住民運動対策費。予算資料では、48番、50番、それと公平委員会費、予算資料では51番、これにつきましては、例年と大きく変わる点はございません。

次に、諸費でございますが、予算資料では、52番から55番が対応する事業となっております。昨年、石川県珠洲市と友好都市20周年記念式典を行いました。この52番、石川県珠洲市交流事業ですが、江差町の当会から事業継承致しました、次世代交流事業に掛かる経費として、今年度におきましても、計上させて頂いております。

また、更生保護助成会、道南ブロック研修会が、当町で開催されます事からの、経費も含まれてございます。

次に、選挙管理委員会費です。予算資料では10頁の71番、選挙管理事務でありますけれども、ここにつきましては、例年同様の選挙管理委員会に掛かる経費であります。加えまして、73番の参議院議員通常選挙、74番の北海道知事・北海道議会議員選挙及び8月10日任期満了となります、75番の江差町議会議員選挙に掛かる経費を計上させて頂いております。なお、73番の参議院議員選挙にはですね、自動読み取り機の増設ユニットを整備致しまして、21分類まで読み取る事が可能となるための経費も含まれております。

次に、保健衛生総務費です。対応する事業につきましては、予算資料12頁の126から129番が対応する事業となっております。ここにつきましても、昨年と同様の事業内容でございますので、割愛をさせていただきます。

次に、環境衛生費です。予算資料では13頁の156番から161番が対応する事業となっております。ここにつきましても、昨年同様でありまして、空き缶ボックスの新設への助成、ぬくもり保養センターと新地さわやかトイレの管理等々、大きく変わっている点はございません。

歳出の最後に、消防費です。予算資料では18頁の275番から283番が対応する事業となっております。檜山広域行政組合の負担金として、消防署と消防職員に係る275

番の常設消防費、常備消防費、消防団と消防団員に係る276番非常備消防費、そして消防施設と致しましては、計画的に行っている老朽消火栓の取替と各種修理修繕が主な内容となっております。また、災害対策費では、新規事業と致しまして、279番空き家対策推進と280番の災害備蓄品整備の2本となっております。1つ目が、空き家解体補助でございますが、資料30頁に21番として概要を提出しておりますが、2月21日開催の議会全員協議会で、説明させて頂きました内容と変わりはございませんので、詳細については割愛をさせて頂きたいと、大変申し訳ございませんが、割愛させて頂きたいというふうに思っております。事業費と致しましては、200万円を計上させて頂きました。2つ目の災害備蓄品の整備でございますが、資料31頁、資料番号が22にもございませうとおり、積雪寒冷期での避難所開設を課題と捉えております事から、資料にも記載のとおり、暖房器具、発電機等々に加えまして、一部生活必需品も含めた、事業費として300万円を計上しております。

以上、予算関連についての説明は終わります。

次に、条例の一部改正について、説明をさせて頂きます。

議案書では103頁になります。議案の第18号でございます。資料では44から61頁、資料ナンバーが25の新旧対照表となります。

この度の改正につきましては、本年10月1日から消費税の税率が10%に引き上げられます事から、各種使用料の改正を行う必要がございます。この改正を必要とする24の条例につきまして、関係条例の整理として提案をさせて頂きました。例えば、総務課では、第1条の江差町庁舎の目的外利用及び使用料条例におきまして、庁舎の会議室、委員会室等の使用料を10円から40円を引き上げる内容と同様にですね、この24の条例全てで、使用料を引き上げる内容であります事から、各所管課での説明は、割愛させて頂きますが、質疑につきましては、各々の条例を所管する課におきまして、お願い出来ればというふうに考えておりますので、宜しくお願い致します。

続きまして、議案書111頁の江差町職員の勤務時間及び休日休暇等に関する条例の一部改正についてでございます。資料につきましては、62頁から63頁、資料ナンバーの26となります。この度の改正につきましては、働き方改革を推進するために国家公務員におきましても、超過勤務命令を行う事が出来る上限を人事院規則で定める事となりまして、地方公務員も均衡の原則によって、所要の処置を講ずるよう通知がありました事から、改正するものでございます。条例の改正内容では、正規の勤務時間以外の期間における勤務に関し、必要事項は規則で定めるという規則委任の一項を追加する内容でございます。この規則委任の内容につきましては、資料62頁のとおりでございますが、勤務、超過勤務の上限と致しましては、原則として、1か月45時間、且つ年間で360時間とする事でありませうとか、他律的業務の比重が高い部署では、1か月100時間未満、年間720時間の範囲とする事、等々の他にですね、資料に記載の内容を規則で定めていく事となっておりますので、宜しくお願いしたいと思っております。

最後に、議案書113頁の議案第20号です。自己啓発等、休業に関する条例の一部改正でございまして、資料では64から65頁、資料ナンバーで27の新旧対照表となっております。この条例の主旨でございしますが、公務に関する能力の向上に資する場合と致しまして、大学等の過程の履修及び国際貢献活動のために、休業する事を承認できるものとなっております。この度の改正では、学校教育校の改正によりまして、専門職大学制度が創設されることに伴う、大学等の教育、教育施設として、第4条に1項を追加するものでございます。加えまして条文内の条例整理を行うという内容となっております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせて頂きます。

(議長)

「財政課長」。

「財政課長」(補足説明)

それでは、監査委員費の方も私の方からご説明申し上げたいと思います。資料の10頁の77番と78番になります。監査委員事務と職員人件費でございしますが、内容と致しましては、委員報酬の他、職員人件費、或いは研修等の旅費など、監査委員の活動に関する経費でございまして、例年と大きく変更となっているような所はございません。

以上となります。

(議長)

終わったのか。うん。終わった。

以上で、補足説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。質疑希望ありませんので。

「小野寺議員」

はい。

(議長)

あ、「小野寺議員」。

「小野寺議員」

明日に延ばすのかなと思ったけども、やりますよ。

もし、他の議員いたら、あの、保留しても宜しいので。後でまたやります。

4つあります。表題言います。まず、小型家電。容り法の分離分別収集計画、災害備蓄品の関係、後、防災に係るまちづくり懇話会、4点です。

まず、最初に小型家電ですが、江差町でも玄関に入れば、外から中に入れば、中フード

の右の所にボックスがあります。見た方はいらっしゃると思いますが、小型家電の受入ボックスですが、2013年に、4月、法律が出来ております。いわゆる、小型家電リサイクル法、正式名称は長ったらしいんですけども。

それで、まず、基本的にお聞きします。江差町としての取り組み、取り扱い、どうなっているのか、色々、疑問に思う事がありますので、まず、お聞きしてから、何点か聞く事になろうと思います。これが、小型家電です。

それから、2つ目。容り法、分別収集計画、これは何度もやってきております。ここでもやっておりますし、組合でも、組合の議会でもやっております。改めてお聞きします。今まで、組合が一元的に策定していましたこの計画、これがそれぞれ、構成町でも策定するという事になります。でもうお聞きします。どういうスケジュールなのか、もう、10年位やってますね、もうちょっと前かな、ずうっとやってるんです、この問題。で、もう、要は、要は、実効性のある、町長、実効性のある、少しでも分別収集の取り組みが進む、もう、15、6年、同じ計画書作ってるんですよ、組合で。もちろん、各町から上がった計画ですけどね、今度、江差町が作る。そんな物はやめなさい、もし同じものだったら。という背景にあります、私。それで、なんぼかきつと進むんでしょう、時間がかかるかも知れませんが、急がば回れです。実際にやっている、この江差町で地域、団体がそれなりに詳しい方いらっしゃるかも知れませんが、きっちり意見を聞く。何も聞かないで、ただ机の上で作った計画も止めて頂きたい。というのが2番目です。

で、3つ目。災害備蓄品の整備についてであります。それで、2つあります。1つは、この備蓄品の中に生活必需品という項目がありました。それで、あまりピンポイントで聞くのも何なんですけれども、私としては、色々、関心事がありますが、その1つに災害用トイレ、もしかしたら入っているのかも知れませんが、念のため、入っているのかどうかお聞きしたいと思います。それで、でもう1つ、資料の中に、分散備蓄の検討という文言がありました。これは、この間、私も色々この場でも論議してきました、大きく検討と意味合いで、一歩、踏み出したのかという事でお聞きしたいんですが、まずこの分散災害備蓄のですね、分散備蓄、まずイメージをちょっと、どんなイメージなのか検討しているのかお聞きしたい。それで、分散するという事は、外に置く訳じゃありませんから、当然、建物が必要になります。備蓄ですから、建物。そうすると、検討という段階ですから、その意味合いでお聞きしますけれども、単に物置き、北部のどっかに物置き作って、そこに入れるという事に当然ならないと思うんです。これからは21世紀。江差の北部に、北部を一定のエリアとする、その防災センター的な要素、災害時にはそこがインフォメーションセンターの機能を果たすとか、一定数の避難所の機能なども担うとか、当然、そういう事も含めた分散の備蓄という事が必要でないのかなと、今後検討という事ですので、一応、私も提案致します。この点について、お聞きしたいと思います。

最後、これも防災の関係。資料で頂きました、資料の43、追加資料で、防災に関するまちづくり懇話会の意見、討議の内容が出ておりました。読まして頂きましたが、この点

2つあります。内容、大変、切実で深刻な内容でありました。本当に、私も読んで耳が痛かったです。ああ、こういう問題があったのかと。それで、お聞きしたいのは、この懇話会が出た部分、問題、課題。防災計画の見直しに繋がる事項があります。ま、やるとすればですよ。それから、予算措置が必要な事項、やるとすれば。本当に多岐に渡る、ほっとけない。どういう対処なのか、先程、論議の中でも、町長の執行方針の中にもありました。いずれにしても、この対策、どういうふうに考えているか。それから、2つ目。この問題で2つ目。懇話会の中で、話の中で避難所として、集会所を使っておる所がありますけれども、この見直しの意見がありましたね。ま、それは老朽化だとか、海に近いとか、ま、色々あるかも知れませんが。いずれにしても、緊急を要するものではないのかと思うんです。ま、本来、これ所管、集会場でいうと、財政という事なのかも知れませんが。まずは、防災という事で、この懇話会が出た事について、どういう対処するのか、お聞きしたいと思います。

以上、4点。

(議長)

「総務課長」。

「総務課長」

それでは、まず最初に、小型家電リサイクルの取り組みという点でございますが、議員もおっしゃっておられましたとおり、法施行がされた平成25年4月よりも前の平成23年12月から、役場庁舎に回収ボックスを設置致しまして、試験的に行ったというのが始まりでございました。対象家電につきましても、今と同じ80品目でのスタートとなっております。その後、平成24年の10月から文化会館に増設を致しまして、2か所体制という形の中で、現在に至っているという状況になってございます。

次に、資源ごみリサイクル関連の分別収集計画についてでございますけれども、2020年度が第9期の始期にあたりますことから、当町におきましても、来年度、計画を策定しなければならない時期に来ております。この時期につきましては、北海道からは、6月迄に策定するよう通知があった所でございます。実効性のある計画と、それと分別収集が進む計画とすべきという事に関しましては、南部桧山衛生処理組合の計画とも整合性を図りながらですね、進めて行く事としておりますけれども、現状行っている町の取り組み、それから町内会、子供会の取り組み、これらを基本とする事につきましては、これまでも、答弁させて頂いて来た所でございますので、町として現状にあった分別収集計画の策定を目指して参りたいというふうに、考えております。出来れば、出来ない物については、計画の中に載せて行かない方針で進めて行ければなというふうに思っております。

また、災害備蓄品の関係と分散備蓄の関係です。最初に災害備蓄品の整備についてです。その中で生活必需品の品目、主な品目という所でございますが、生活用品を除く品目の



整備がまったくされていない状況にありますので、新年度では、哺乳瓶、それから乳幼児、高齢者のおむつ等々、想定をして予算計上をした所でございます。また、議員ご指摘の災害用のトイレ、私どもは、ダンボール組み立てトイレというふうな言い方をしておりますが、これにつきましては、45個の備蓄がございまして、現状では、目標をクリアしている内容となっております。また、分散備蓄の検討についてですが、北部地区での分散備蓄を検討して行きたいというふうに考えております。ただ、場所的には、津波の浸水区域であったり、厚沢部川の浸水区域、更には土砂災害の警戒区域、これらにつきましては、避けるべきというふうに思っております。また、議員ご提案の、インフォメーションセンター、それと備蓄センター、これらを兼ね備えた防災センターの設置についてでございますが、新たな建設となると、現状では困難な状況にもございますし、現存する適当な建物が何処なのかという課題もございますので、場所選定するに当たりましては、議員ご提案の内容につきましては、1つのご提案という形の中で受け止めさせて頂きながら、現状では、当面、備蓄だけでも、可能な建物で検討をして参りたいと、言うふうに考えている所でございます。

最後になりますけれども、まちづくり懇話会での意見という所でございますけれども、議員おっしゃるとおり計画の見直しであったり、それから予算に反映しなければならない所だったり、色んな課題が浮き彫りになった、今回の懇話会だったなというふうにも思っております。ただ、町内会の課題につきましては、町全体の課題でもあります事ことから、これら真摯に受け止めさせて頂きましてですね、今後の防災対策に活かして参りたいというふうに考えてございます。

避難所の見直しについてですけれども、町民の皆さんが大規模な、災害以外でも不安に思う場合があるというふうに思われます事から、勧告等がなくてもですね、自主避難が出来るよう、各町内会に少なくとも1か所を指定している所でございます。ただ、災害の種類についてもですね、適否これを示している所でもございます。また、大規模な災害の場合にはですね、例えば、この度のブラックアウトでは、3か所から4か所を指定して来た所ですけれども、避難所設置場所等をコンパクトにする事で、避難者の把握、それから避難者の対応、これが簡潔に出来るという事から、勧告等が行われる大災害の、大規模な災害の場合にはですね、災害の種類、規模に応じて、ケースバイケースで選定する事としております事から、議員、懸念されている状況も考慮して、選定にあたって行きたいなというふうに思っておりますので、ご理解を頂ければと思います

(議長)

「小野寺議員」。

「小野寺議員」

それでは、議長に協力しまして、再質問は1と2にします。

それで、小型家電なんですけど、課長、これ、要は国がですね、しっかりとした制度設計していないので、実は国の問題なんです。だけど、ここに安倍大臣が居るわけじゃないので、仕方ないから、木村課長に言うしかないんですよ。せめて、せめて江差町としてはこんな大変だけれども、こういうふうにやっていますよというふうに、安倍総理に代わってとは言いませんけれども、見えるようにしないと、混乱ですよ。1、2聞きます。

それで1つは、町民が何処まで知っているか、なんです。これ、もし全部ですね、全部やれば、もうあらゆる、私達が普段燃えないごみで投げようと思っているかなりの部分が実は小型家電なんです。問題は、何を対象にするか。何処に持っていいか。もしかしたら、お金掛かるものが、お金掛かかないかもしれない。それから燃えない、燃える、燃えないゴミで、埋立になるのが、ならないかも知れない。けど江差町の物理的な実状、それから最終的に処分する、リサイクル会社、色んな条件から中々出来ない。じゃあ、何が出来なくて、何が出来るんだ。はっきり言って、さっぱり分からない。インターネット一生懸命見ていたら、1か月位前迄あったんだけど、あれ、消したんですか、インターネットから。削除したんですか、もしかして。違うんですか。削除したんですか。だいぶ前に載ってたんですよ、江差町ね。都合悪くなったから、消したかどうか分かりませんが。上ノ国町とかは、一応、インターネットで、こういう種類はありますよと言ったて、じゃあ、江差町はありますよ、下にボックスありますよ。あのボックスに入らないと、駄目。いや。入らなくてもいいよって、担当の方、言ってくれた事もありましたが。いずれにしても、きちっとなってないんよ。で、これはだから木村課長責めても仕方ないんです。国が実状に応じてやりなさいってね、まったくいい加減な事言ってるんですよ。ひどいですね、法律で小型家電以外は駄目だよなんて言いながらも、でも町村で指定する。だからここは少なくとも、何が出来ますよっていう事を見るようにしないと、混乱します。ある方は、粗大処理場に持って行ったら返されたんですよ。ゴミのセンターに持って行ったら返されたんです。それは、小型家電だと。さけど、とてもじゃないけど、このボックスに入らない位、大きい物だった。じゃこれ何なの。小型家電なの、小型家電でないの。という事も含めて、きっちとして頂きたい。と思います。答弁なかったらいいんですけどもね、まず、きちっとしてもらいたい。これが小型家電。

それから、分別収集計画。課長、半歩前進。出来ないものは載せない。はい、半歩前進ですよ。問題は、私何度も言っているのは、江差町内でも結構、バラバラですね、やっている所、やっていない所、やっている所でも、年に1回しかやっていない、月に1回やっている、そのやっている物も、物が違う、新聞からアルミからどういう物やっているか、ですから、可能な限り、全部とは言いませんけれども、可能な限りやれる方法論を江差町が一定程度、音頭を取ると、で、何回も言いますが、私、実際にやっている所、やりたい所、それから、詳しい方いらっしゃるのかどうか、外部からでもいいんですけども、そういうアドバイザー的な方でも呼んで、江差町ならこういう事出来るんじゃないんですか、というような事も聞いて、それで作る。そうですね、町長。課長、少し頑張っ

頂きたい。天文学的な物作れなんて私言ってないですよ。という事です。

2つに絞ります。

(議長)

はい。「総務課長」。

「総務課長」

まず、小型家電リサイクルの関係ですが、住民に周知されているのかという、住民はどのくらい知っているんだと、という所でございますけれども、その調査はした事はないんですが、委託している回収業者が、あの小さなボックス2か所ございますけれども、あの小さなボックスの中で、年に4回程度の回収という事であれば、本当に量的についても少ないのかなというふうに思っておりますし、実際的な年間の量につきましては、29年度で1,150キロでした。28年度で1,210キロでした。こういう状況の中で、本当に家電リサイクル、進んでいるのかと、いう事になりますと、そうでは、そうであると言いたい所ですけれども、そうにはならないのかなと、いうふうに思っております。

それで、品目の80品目という所につきましては、先程も言わせて頂きましたけれども、当所から80品目、これにつきましては、変わらない所で推移してございますので、平成25年からですので、それからもう5年、6年たってるという状況もございますが、それが中々、浸透していないという状況であるならば、また、住民周知の方もさせて頂けなければならない時期に来ているのかなと、いうふうにも思っておりますので、まずは、どういう品目なのか、という所につきましても、住民周知の方をさせて頂きたいなど、いうふうに思っております。それと、分別収集計画、本当にやれない物については、載せたくないという部分もございますけれども、中々、そういう事も100%出来るかどうかは分かりませんが、その方向で行きたいなというふうな考えではございます。ただ、本当に分別収集計画、まだまだリサイクルの方についてはですね、周知がもっともっと必要なのかなというふうにも思っております。町内会、自治会、子供会に協力を求めなければならない点が、多々あるというふうに僕達の中でも考えておりますので、意見交換の場も本当に必要なのかというふうに認識している所でございます。ただ、現状においての資源ゴミ回収の取り組みという所では、例えば、新聞、古紙、ダンボールについては、13の町内会が集積しながら回収してますよと。それから瓶類については、6町内会でやってます。空き缶については、町内会ごとに、ここで言えば1町内会を除く、全町内会で町が回収していると、それから、ペットにつきましては、14町内会で回収していると、いう実績も含めながらですね、本当に実効性のある計画を策定していければいいなというふうに思っておりますので、ご理解を頂ければと思います。

(議長)

「小野寺議員」。

「小野寺議員」

3問目ですので、小型家電の方。いずれにしても、周知、周知して、しかし、それがじゃどうやって、回収出来るのと、溢れてしまったらどうなのと、いう事も色々あります。ですから、そこは、それこそ実効性のあるもの、しなければなりません、住民にとっては、燃えないゴミで、お金を出して投げるよりは、小型家電、これ無料、無料ですよ。小型家電で出せば、きちっと業者と繋がれば、江差、南部桧山衛生処理組合の埋立の方に入らないんですよ。延命措置になるんです。トリプルもなんぼにも効果が出てくるんでね、そこ、ちょっと頑張ってもらいたいもと。後、課長、答弁がなければいいんですが、回収方法、拠点というか、ボックス回収2か所、こういう方法もあります。それから、もうちょっとステーションみたいの作って、そこにもやる、そうすると、ちょっと、誰が見るのかというのがありますけどね。後、廃棄物処理センターに持っていくという方法、これも、一応、選択肢としては、示されているんですよ、実際にやるかどうか、これ南部桧山衛生処理組合の議会でも、私、取り上げますけれども、色んな方法論があると言う事は、担当課長、係長もきつと、ご存知だと思うんです。ですから、方法論は、役場に置くとか、文化センターに置くだけではないと言う事、ご存知ですよ。色んな方法論取らないと、とてもでないけども、持って行くだとなです、ちっちゃな物、結構ありますね、小型家電。どうするのとか、色々あります。ですから少しでも江差の南部桧山衛生処理センターの、埋立場を延命するという事を大きな事を目標に、とらえてこの小型家電を進めてもらいたい。まあ答弁なかったら宜しいです。

(議長)

答弁する、はい。「総務課長」。

「総務課長」

議員おっしゃるとおり、方法論としてステーション等々も活用しながらですね、今後、計画的に進めたいといふふうに思っておりますが、回収拠点の増設等につきましてもですね、委託業者が、と協議をさせて頂きたいなというふうに思っております。ただ、本当になんて言うんでしょう、100%力を入れながらやるという事になると、拠点を増やすという事については、それだけで、量的には増えるだろうなというふうには思っておりますけれども、ただ、業者を通しての、でなくて、受け入れ体制、それから、私どもの思っているそのボックスでありますので、そのボックスの中に、人間の目で監視したいという事もございまして、施設の中に2か所やっている所もございまして。その人間の目で監視をしながらですね、なんと申しますか、そのボックスの中に、それ以外の物が入らないような状況を作りたいという所で、建物の中でという所をしてきている訳ですけれども、その増設の

部分につきましてもクリア出来るのであれば、増設を考えてながら、やっていきたいというふうに思っておりますので、宜しくお願ひしたいと思ひます。

(議長)

はい。次、「薄木議員」。

「薄木議員」

資料の52、珠洲市との交流事業がせつかく町主体でやるんだけど、計画書も何も出で来ないんだよね。我々、どういう質問したらいいか、ちょっと分がらないんで、この事業計画、今、出せるか、出せなければ明日になるか。

それと、あと1点はね、処理組合なんだけど、あそこにはダンボールは、解体しなければ持ち込み駄目ってなっているよね。どう考えてもね、我々の段ボールを持って行ったやつで、それを業者さんに売って、それを、諸費で売り上げ、諸費で組合に確か入るようになってるんだよね。違うがい。そうであれば、我々に手間かけておいで、ダンボールを解体させて持ってこいって言いながら、あなた方はそれを手いらずで売って、利益になるんだ。これ、ちょっと、矛盾してないがい。この2点です。

「薄木議員」

議長、答弁出来ねえなら早く進んで。

(議長)

いいですか。

(議長)

「総務課長」。

「総務課長」

まず、珠洲の関係の事業の内容でございますけれども、これにつきましては、次世代交流事業という所で、今年につきましては、珠洲から子供達を迎え入れるという年度でございますので、それに掛かる経費のみという形でございます。また。

「薄木議員」

その、計画書あるんでしょって言うてんだで。何やって、何に金掛かるがって分がってるっしょ。それを、出せって言うてるっしょ。

(議長)

答弁、なしたって。

「町長」

まず、答弁させて下さい。

(議長)

はい。ちょっと、答弁してから、また、質問して下さい。

「総務課長」

事業計画という所でございますけれども、計画、この次世代交流に掛かる計画につきましては、毎年度やっている事業でございますので、それを継承しながらという形の中で、事業計画を策定して行きたいというふうに思っております。

それと、ダンボールの解体をしながら、処理場の方に持って行かなければならないという点につきましては、大変、申し訳ございません。処理場の方と確認を取ってございませので、処理場の方での内容となろうかなというふうに思っております。本当に、本来であれば、僕の方から答えなければならぬ点なのかも知れませんが、そこにつきましては、確認はしておりませんでしたので、大変申し訳ございません。

(議長)

いいですか。「薄木議員」。

「薄木議員」

副町長は確か、あれだよ。あそこの処理場のトップだよ。違ったが。前、飴谷さん、飴谷さんの時もそうだったと思うけど、違う。今、変わったのが。前からでも、どっちでも。だけど、その実状を知らないって事は、どういう事なのそれ。持ち込む、持ち込むのは必ず解体ですよ。だけど、その問屋、何ちゅうの、問屋さんに裁いて、問屋さんでねえや、そういう解体屋さんが来て持って行った。そのお金っていうのは、何処にも報告がないんだよ。町民の方には。してないでしょ。

(議長)

「副町長」。

「副長町」

薄木議員、今のご質問の内容を聞いて今私、今、正直、即答出来ませんので。この件について、明日なら明日、ちょっと、衛生担当の角度でお尋ね申し上げたというふうに受け賜って、衛生処理組合の立場で今、答えるあれではないものですから、そういう形にちょ

っと、明日、何処かで答える場面を作って頂ければと思います。

議長、それでは宜しいでしょうか。

「薄木議員」

はいよ。

(議長)

明日、答えますので。

(議長)

はい、次。「室井議員」。

「室井議員」

はい。まずですね、リサイクルの件で宜しいですか。総務課長、いいですか。これね、ちょっと情報としてね、知っておいでもらいたい。それに対する答弁、求めたいと思いますけど。

実はですね、総務課長、今、日本から古紙ですね。新聞紙、中国に年間、どの位行ってるか分かりますか。分からない。もう来年、去来年で受けませんよ、中国は。知ってますね、本格的な、400万トンですよ。これが日本中に今度溢れる、くるんです。日本中に。行き場所がない。さあて、これはね、考えてもらいたい。それで、このリサイクルとかですね、こういう問題はね、やっぱり、官だけでやってもね、だから、難しい。やっぱり、民間の力借りなきやだめなんですよ。たまたま、今、5年前にですね、4年前から江差に来てる、あの、簡易型の最終処分場、今年からですね、蛍光管、受け入れます。これ中間処理です。これ、実際水銀入ってますから、今は全部衛生処理組合に一般家庭の物も入れて処分してますね。本来駄目なんです。水銀。北海道とか国の発注、どうも、秋山さんいるから、こっち見づらいけど、まいいや、それはね。それで、本来は水銀だから駄目で、ついこの間ですね、うちがやった開発局の小さい仕事で、蛍光管、何処へ持って行ったと思いますか。喜茂別です。蛍光管何本だけで。江差で今、受け入れ出来ますから。ね、それとペットボトル、小野寺議員がですね、前に視察に行ってるんですね。それでですね、あそこで、要するにペットボトルのそれも焼いと、そして、固形燃料化する、知らない、実験どっかで今やってるはずですよ。何かを混ぜると。そういう所とですね、やっぱり、行政が組んでやればいいんですよ。だから、あの、これは担当課、衛生処理組合議会がありますから、ね、私はこの江差町議会の中で質問出来る範囲は限られますけども、これは担当課長なりですね、やっぱり、副町長、1回ですね、せつかく、いいですか、こういう企業が来ているんですよ。ね、そして、色んな物受け入れる。それは何故かという、やっぱり、副町長、宜しいですか。来た企業もですね、そういうリサイクルとか、そういう

物っていうのは利益がないんですよ。けども、地域貢献したいって事をはっきりこの社長、私に言ってますから。だから早めにですね、やっぱり、地元にある企業ですから、やっぱりきっちりと相談してですね、将来こういうふうな事で困るんだと、言う事を言ってますね、やっぱりその企業と相談してもらいたい。そして、その企業が江差に根付いてもらいたい。そう思うのであります。その辺の見解についてですね、ま、副町長の方がいいかな。そういう決意をですね、ちゃんと、私、答弁してもらいたい。以上。

(議長)

はい。「副町長」。

「副町長」

出来るだけ、簡潔に申し上げますが、小野寺議員の質問と今、室井議員のせつかくあるこの北清えさしさん、で、やっど、やっど、先般って言うか、この、来年度、衛生処理組合の予算化の協議の副町長会議でも、リサイクルの、ま、はっきり言って、今まで手付かずだった、そういった状況ですね、ま、やっど、担当課長も人事異動で替わりますし、ね、色々との、一からまた出直しのリサイクルになるもんですから、副町長方も、やっど、ま、これから、何品目プラスアルファ出来るのかっていう事での議論をですね、これからスタートをする動きにはなったと。そういう意味では、室井議員の部分に言うと、町内にあるこのリサイクル北清えさしさんとのリサイクルの関係のこの相談っていうか、意向も十分踏まえながらですね、十分参考に、たぶん出来るだろうというふうに思いますので、あの、うちの担当課長含めてですね、相談させていただきます。以上でございます。

「室井議員」

よし、分かった。いい、はい。

(議長)

はい。いいですか。はい、「室井議員」。

「室井議員」

いいですか。あの施設、延命化、図らなきゃならないんですよ。ね、新たにやるったら何10億ですよ。果たして、今やってる、ね、あの、町で出資出来るかってたら、なかなか厳しい。延命化図っていくためにですね、やっぱり、現地の、現地の代表者とですね、腹割って話してね、やっぱり協力して欲しいと、そういうやっぱりね、事、あんた方企業訪問した事ないっしょ。ありますか。わざわざ来て、あそこで活躍している、いくら固定資産税払ってますか。そういう企業に敬意を表した事ないっしょ。ちゃんとね、お願いして、お礼言って、して、こういう事を、これから江差町の課題だから頼むって言えばいい



じゃないですか。そういうね、気持ちがないや、これから駄目だと思いますよ。町長。これは、町長だな、答弁。いや、副町長だ。ん。

(議長)

はい。「副町長」。

「副町長」

今の最終処分も、いわばプラスチック類をこう圧縮した物を、これも構成町とかなり時間を要して、負担金を出して、掘り起こして、北清さんに、ま、相談をして持って行ってもらう事で、最終処分場の実は延命化を図ってございます。ね、ですから、少し見えない所もございますが、出来るだけ、議員の皆さんにも町民にも、本当にあの、何十億の世界でございます。あの施設それぞれ。改めて今、室井議員のご提案というか、ご提供を受けましたので、私、あの衛生処理組合の副組合長でもございますので、衛生処理組合の現場、それから、町も含めてですね、私も、一度お会いして色々ちょっと現場の話をしたいと、この様に思います。

「室井議員」

小野寺議員、質問しないんだ。ちゃんと、はっきり言えば。

(議長)

いいですね、「室井議員」。

「室井議員」

はい。

(議長)

他に、質疑希望ありませんので、議会事務局・総務課・選挙管理委員会事務局・監査委員事務局所管の予算並びに関連議案についての、質疑を終わります。

(議長)

説明員入れ替えのため、暫時、休憩致します。

※休憩中

(議長)

はい。休憩前に引き続き、会議を再開致します。

次に、まちづくり推進課所管の予算並びに関連議案について、一括補足説明を求めます。  
「まちづくり推進課長」。

「まちづくり推進課長」（補足説明）

それでは私の方から、31年度のまちづくり推進課所管予算について、ご説明致します。大きく変わった所だけご説明させていただきます。説明は資料に基づいて、行いたいと思います。江差町各会計予算資料の方で行きます。

資料の9頁をお開き願いたいと思います。資料の9頁の27番から41番までが、うちの所管でございますが、大きく変わった所を説明致します。

28番の北の江の島魅力賑わい創出モデル事業でございます。これは。定例会資料のNo.2の93頁に私どもの所管の事業を、改に詳細に載っております。中身についてでございますが、資料に記載しておりますとおり、恋する灯台プロジェクトという事で、ロマンチスト協会に認定された鷗島灯台、その背後にあります、いにしえ街道、そういった所を周遊してそれをゴールした方に記念品を渡すといったようなものを取り組んで行きたいと思っております。また、マリンスポーツの推進事業でございますが、地方創生の拠点整備交付金で整備したマリナー艇庫なんですが、その利活用を少し強めにアクセルを踏んで行きたいと思っております。それと、社会教育課でマリンフェスタをやっておりますが、それ以外にも、当課にはマリンスポーツの推進員がおりますので、その方を最大限、活用してマリンスポーツの色々な振興を図って行きたいなと思っております。それと、小学校の方ですね、少しパンフレットを持って行きて、今、学級単位でレクレーションをやっておりますが、そういった所にも周知、PRを図って行きたいと思っております。それと、寺子屋の売店の扉を開けるといった事も、今回の事業に入っております。最終的には、資料のですね、もう一回、元に戻りますが、資料、定例会資料のですね、No.4番です。これが全体像となります。全体像と行きますと、まちづくり推進課、健康推進課、財政課、社会教育課、大きく多課、多岐に渡りますが、これらを1つのパッケージとして、地域づくり総合交付金に申請をして、財源の確保も図って行きたいという事でございます。切れ目のない施策の展開を各課、横断的に行うという事でございます。

次に、ずうっと跳びます。No.35番でございます。ふるさと応援寄附金対策についてでございますが、これまでも、ふるさと納税推進員を配置しながら、小まめに個店を回って、商品のリストアップを行って来ましたが、本年度は、寄付者に贈られる返礼品の資金を、他人のために使うというコンセプトで、思いやり型返礼品、導入に向けた検討も行って参りたいと考えております。目標額、今年度5千万という設定をさせて頂いております。おりますので、そこに向けて頑張りたいと思っております。

次に、No.36番の情報発信強化対策についてでございますが、本年度トップページのレイアウト変えるという事と、先般うちの職員が研修会を行ってきた所、江差町もホームページがバリアフリーになってないという事です。障がいのある方が見やすい環境を整える

ために、先般、庁内で各所管課の担当者呼んで研修会を行っております。適宜それぞれの所管のホームページが障害者にも見やすい、そういった環境をと整えて行きたいと思っております。

次に、No.38番の第6次の江差町総合計画の策定でございます。昨年度、実施した町民アンケートを基に今年度は、策定審議会を組織して、構想、基本計画、実施計画といった具体的なプランの策定に努めて参ります。

次に、No.39番の戊辰戦争終結150年記念事業であります。今年、戊辰戦争の終結150年を迎える事から、道南の10市町と函館市の民間団体が中心となり、実行委員会を組織しております。こういった中で、広域的な取り組みに対する負担金を、開陽丸青少年センターへ補助するものであります。予算額は60万円という事になっております。後、特に新しい所はございません。歳入についても変わった所はございません。

最後になりますが、まちづくり推進交付金の関係で、町民の皆様、議会の皆様、色々な方にご心配、ご迷惑をお掛け致しました。大変、申し訳ございませんでした。議会の総務産業常任委員会に意見に付託された様に、早い時期にですね、旅館、宿泊事業者の皆さんと、また話し合いをして、理解と納得を得る様に努力をして参りたいと思っております。宜しくお願いします。

(議長)

説明が終わりましたので、一括質疑を許します。質疑希望ありませんか。

(なしの声)

(議長)

はい。「小野寺議員」。

「小野寺議員」

3つあります。まず、北の江の島魅力賑わい創出モデル事業に関してなんですが、これは今日一般質問などで、いわば観光の側面ですね、江差観光みらい機構、そっちの方の仕事といわばタイアップする、ソフトで言うところの説明、資料の40にもまさしく書いておりますけれども、北の江の島構想のスタートアップ事業として、やるという事と江差観光みらい機構などの各種団体との連携という事ですから、まさしく北の江の島の事業のスタートアップだと、いう風に受け止めていいのだろうかと思うんですが、それで、あくまでもこれは、道の振興局の財源です。大体あれですか、課長。2年、1年、3年ですね、ですから頑張って3年だとして、今後の考え方を質問としてお聞きしたいんですけども、江差観光みらい機構との連携はあくまでも連携ですし、北の江の島構想のスタートアップはスタートアップだと。そうすると2年3年辺りの一定のイメージ、私は結局、みらい機

構、江差観光、じゃない、いいか、北海道江差観光みらい機構が、北の江の島構想の事業の担い手の大きな柱だとして、更にそのハード、ソフトの、ソフトの自分達の仕事の体験観光等々、今日も説明ありましたが、しかしこういう今回モデル事業の名前で言う、スタートアップのこの事業も、もしかしたら江差みらい機構の体験観光等も含めたこれを継続出来るそういうスタートアップというふうな位置付けで、受け止めていいのか担当段階では引き続きこれを発展させるという流れで力を入れていく。という事にきつとなんのかと思うんですが、そこら辺ちょっと、今後のお考えもお聞きしたいなというのが1つ。

併せて、去年も話したんですが、たまたま私、マリンスポーツの時に行って、結構、1日位居たんですが、本当に素晴らしい事業だと、ありましたけれども、もう1つ、反面、あれ、課長、役場の職員かなり居ましたね。何人居たでしょうかね、10人やもっと居たでしょうかね。あの方々、担当、課長方も結構居たから、それはもしかしたら、人件費等々の事なのかどうか分かりませんが、短い期間だったら、そういう事もあり得るんでしょうけれども、やっぱり、そこはしっかりと、人件費といいますか、要は事業としてやるとすれば、そういう事も含めて、課長方に尻を叩いてやってもらうのではない。しっかりとした体制の中で、やっていかなきゃならないと思うんです。そういう事をやる事によって、きちっと、観光みらい機構にも、そのソフト事業をスムーズに継続できると、いう形を作っていく必要があると思うんですが、そこら辺もちょっと教えてもらえればなど、これが1つです。

2つ目。まちづくり推進交付金事業。先程も最後に課長から説明ありましたが、私は旅館組合との関係は、それはそれとして、ソフト事業も含めて、本当に有効に活用すれば空き店舗などを何とか、江差の地元の例えばNPOだとかですね、それを上手く使って、賑わいなどに何とか使えないかと、多少のハードのお金も使って、あとソフトのお金も使えば、という事が私ちょっと話した事あったんですが、知らなかった。中々、あれ町広報を見て、あまりそういうイメージが出てこないかも知れない。ですから、例えばこういうふうに使えば、ソフト、ハードでこうやって、事業展開出来ますよとかっていう事も、何かヒントもイメージ出来る様なインターネット、ホームページにも載せる、町広報にも載せる、何かね、行政的なあれですよ。去年の町広報に載ったのもですね。もつともつともつと、民間の人達が宣伝するようなそういうイメージをね、もつと考えて、まちづくり推進交付金を本当に沢山のの人にこれ、応募してもらいたいという意欲が中々見えなかった。その点について、場合に寄ってはですね、新聞折り込みなども含めて、最後の年ですか、やってもらえればなど、というのが2点目。

最後。今もちょっと話しましたが、ホームページ。さっきバリアフリーっていう話ありましたがけれども、それも含めてなんですが、ちょっとよく分かりませんが、どれだけの繋がりがあるのか、ちょっと分かりませんが、中々、今日来ている皆さん、皆、何かの仕事をしようと思ったらね、国の機関入ったり、道の機関入ったりしてね、それでほとんど、かなりの部分は、掴んでるはずなんです。更にまた、足りない部分は、直接聞く

事、あると思うんですが、そうやって江差町のホームページ見たらですよ、どうです。中々、新しい事業がよく分からない。それからそこに入るにはですね、3段階、4段階、入り方が中々分からない。議会は、偉い頑張ってますね、もう既に、昨日、おとつから、この議案書全部アップしていますね。でも、議案、議案書がいくらPDFで入ったとしてもですね、そこで資料入るに中々、ゆるくないですよ。全部、一括ですからね。議員の皆さんが見るにはいいけれども、一般の人が議会に入って、これを見るったら、ちょっと、正直、ゆるくない。やっぱり、ホームページで、優しく入って、優しく見れるような工夫しないと。町外の方は、観光客も含めて、そうですね、若い人なんてね、皆ホームページですよ。観光地を見るにしても、観光地に行こうと思ったら、あら江差町はどういうところだろうと思ったら、江差町入って調べますよ。もっともっともっも、江差の魅力ホームページをとおしてね、それこそ世界中にアップして欲しいんです。その点で言うと、どういう仕組みになっているのか、ちょっと教えて下さい。それぞれ、各課任せなのか、大事なデータが入っていないのもあったんですよ。某課、江差の大事な、大事なデータというか、情報が入ってなくて、某課長に言ったらびっくりして、すぐ2日辺りには入りましたけれどもねえ。という事です。

(議長)

小野寺さん。短的に。

はい。「まちづくり推進課長」。

「まちづくり推進課長」

まず、初めにみらい機構と今回のスタートアップ事業の関係ですが、1番分かりやすいのはですね、定例会資料No.2の90頁をご覧ください。みらい機構の業務、89頁に載っていますが、この中の90頁のですね、既存メニューあるいは、未構築メニューってありますが、ここにですね、今、私どもがやろうと言ってる事業が将来的に、はめ込みになって行きたいなと思ってます。そういう中で、みらい機構の皆さんが、こういう物を組み合わせながら教育旅行、あるいはアクティブ観光、そういった物の商品化に向けてですね、繋ぎをして頂ければなと思っています。それと、稼ぐ仕組みですが、社会教育課のきっとマリリンフェスタの事を議員は、きっと、おっしゃっていると思いますが、社会教育課の方は、町の主催事業という形ですね、マリリンフェスタをこの間2年間、過去行って来ました。私どもの事業につきましては、今居る、地域おこし協力隊の方が今後、卒業した時にですね、それで少し生業の一部に出来る、ないかという事の試行も含めてですね、この3年間、ちょっと努力を積み重ねて行くという仕組みになっておりますので、ご理解願います。

それと、2点目でございます。まちづくり推進交付金ですが、これまでも昨年、小梅議員からもですね、周知が足りませんという事をご指摘を受けまして、5月と7月の広報とホームページで行って来ましたが、もう少し分かりやすく工夫をしてはどうかという議員

のご指摘ですので、少し我々の方もですね、無い知恵を絞りながらですね、ちょっと頑張ってみたいなと思っておりますので、ご理解願います。

それと、3つ目でございます。ホームページですが、実は今のホームページにつきましては、平成26年の4月に1回、中身、ガラッと変えました。その時に約束事があります。各所管課で更新作業を確実にするという事なんです。元々は、まちづくり推進課って、政策推進課で全部管理してましたが、それぞれが、自分達の内容は更新作業をやって下さいって事になってますが、少しおろそかになっている部分が、最近散見されております。私どもの方も、これを踏まえてですね、各課の方には、更新作業、あるいは先程言った、グローバルデザイン化、こういった事を研修会などを通じてお話をしておりますので、少しずつ、改善をして行きたいなと思っております。

それと、最後になりますが、全体の検索しづらいとか、見づらいという様な内容でございますが、先程、今回予算の最初に言いましたが、今年度トップページも含めてですね、ちょっとコーティング経費、付いておりますので、担当者とちょっとお話しをしながらですね、どういう形がいいのか、少し工夫してみたいと思います。宜しく願います。

(議長)

いいですね。

「小野寺議員」

議長。1つ簡単に。

(議長)

「小野寺議員」。

「小野寺議員」

最後のホームページ、課長、何かこう体制作りみたいなものは、あまりギンギンしたものは、ガチガチしたものは、そこまで求めませんが、定期的が集まって、検討会だとかですね、情報交換だとか、どこまでアップしているかだとか、何かそういうのはあるんですか。よその町見たら、結構、ホームページ何々委員会とかですね、集まってやってる。私、すごく大事だと思うんですよ。罷り間違ったら、悪いんですが、6年前の情報、入ってたり、ここの、居ないか、居ないな。ある課の所、エライ古い、私、間違っってそれ、見てたんですよ。そういうの何か、ないんですか。

(議長)

「推進課長」。(正：まちづくり推進課長)

「まちづくり推進課長」

実は、これまでにですね、更新作業の説明会を2度程やっという事。それと、先般、言いました、今年に入りましてデザインのグローバル化の講習会、研修会ですか、行っています。それと、機会ある毎に確認作業依頼はしていますが、中々そこまで目、回らないという現状も各課にはあるのでしょうか。ただ、少なくとも、センサス系とかですね、数値的なものは、更新はそんなに難しい事ではないので、まずそういった所からですね、手を付けるように、ちょっと指示をして参りたいと思いますので、宜しくお願いします。

(議長)

はい。いいですね。

(議長)

はい。他に質疑希望ありませんので、まちづくり推進課予算並びに関連議案について、の質疑を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了致しました。

本日はこれで散会致します。

大変ご苦勞さんでした。

延会 18 : 45